

# 平成 1 8 年第 3 回

## 大空町議会定例会会議録

### 〔その 1〕

- ・ 招 集 平成18年12月19日
- ・ 開 会 平成18年12月19日
- ・ 閉 会 平成18年12月21日

大 空 町 議 会

# 大空町議会会議録

## 1 応招議員は次のとおりである。

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 近 藤 哲 雄 | 10番 | 平 田 一 行 |
| 2 番 | 松 田 信 行 | 11番 | 勝 田 鉄 城 |
| 3 番 | 斎 藤 宏 司 | 12番 | 小 島 一 弘 |
| 4 番 | 植 田 泰 弘 | 13番 | 豊 島 義 秋 |
| 5 番 | 森 田 暢 明 | 14番 | 田 中 勝 吉 |
| 6 番 | 松 岡 克 美 | 15番 | 檜 原 達 也 |
| 7 番 | 坂 本 一 光 | 16番 | 森 進     |
| 8 番 | 元 木 良 一 | 17番 | 厚 海 六 郎 |
| 9 番 | 深 川 昇   | 18番 | 後 藤 幸太郎 |

## 2 不応招議員は次のとおりである。

## 3 出席議員は応招議員と同じである。

## 4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

|                     |   |                      |
|---------------------|---|----------------------|
| 町                   | 長 | 教育委員会委員長             |
| 代表監査委員              |   | 女満別地区農業委員会会長         |
| 助                   | 役 | 福祉課長                 |
| 助                   | 役 | 農政課長                 |
| 総合支所長               |   | 商工観光課長               |
| 総務課長                |   | 建設課長                 |
| 出納課長                |   | 住民生活課長               |
| 企画課長                |   | 保健福祉課長               |
| 財政課長                |   | 東藻琴国民健康保険診療所<br>事務局長 |
| 財政課参事               |   | 産業振興課長               |
| 住民課長                |   | 建設水道課長               |
| 住民課参事               |   | 総務係長                 |
| 教育長                 |   | 生涯学習課長               |
| 女満別教育センター長          |   | 監査委員事務局長             |
| 女満別地区農業委員会<br>事務局局長 |   | 東藻琴地区農業委員会<br>事務局局長  |

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから平成18年第3回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、6番、松岡克美議員及び7番、坂本一光議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。  
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。  
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る12月1日2階2号会議室において午前9時より、そしてまた12月13日3階2号会議室において午後1時30分よりそれぞれ全委員が出席して議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会においては一般質問者が11人、町長から提出されております案件が18件で、その内容については一般議案11件、補正予算7件です。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例会の会期は12月19日開会し、12月21日までの3日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から12月21日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から12月21日までの3日間に決定しました。

### ◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告いたさせます。  
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。  
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。  
なお、職務の都合により一部に異動がある場合があることをご了承願います。  
本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。  
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。  
11月22日東京都において第50回町村議会議長全国大会及び第31回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開かれ厚海副議長が出席し、議員各位のお手元に配付したとおりの大会の名において宣言、決議されました。  
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

### ◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。  
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

既に配付をさせていただいております行政報告の内容について、順を追って報告を申し上げたいと思います。

10月2日大空町表彰審査委員会、大空町として初めてとなります委員会でございます。14件の案件について諮問をし答申をいただいたところでございます。

10月8日から19日の間、この間につきましては大空町大雨暴風災害対策本部を設置をいたしました。避難勧告、また各所に被害が出ましたので、その災害復旧というようなことに当たったわけであります。今回の災害については、数多くの課題の発見につながったものと、そのように認識をしております。

10月19日でございますけれども、札幌市に出向いてございます。一つは、北海道市町村長危機管理ラボということで、中越地震の際、新潟県川口町の前町長がこの間講演に訪れまして、危機管理に対する心構え等についてご講演をいただいたところでございます。

同じく19日、国道334号道路整備促進地域連携会議ということで、関係市町長、

支庁長とともに北海道開発局に改修の要望に出向いてございます。

さらに、北海道町村会政策研究会ということで、住民税の課税方式について、さらには補助金等の執行の適正化に関する法律の見直しについて、そして公共施設の解体等に係る財政支援についてということで、大空町として提案を申し上げました。

地方分権推進北海道総決起大会にも参加をしてございます。北海道地方分権推進連盟の一員といたしまして分権改革、さらには交付税の確保を決議してまいったところでございます。

10月31日午前中については女満別地域審議会、午後から東藻琴地域審議会ということで開催をいたしました。女満別地域からは、地域における福祉行政のあり方と、さらには特産品の開発等についてご意見、ご提言をいただきました。また、東藻琴地域審議会の中からは藻琴山温泉に係る今後の動向、さらには診療所の今後の活用の方策、さらにアクセス道路等についてご意見が出されたところでございます。

11月3日大空町表彰式でございます。14人の方々に表彰状を手渡しその活躍について大空町として敬意を表したところでございます。

11月11日第4回東京東藻琴会総会並びに第34回東京女満別会・第24回企業誘致東京協力会総会が東京で行われました。同一会場、時間帯をずらして開催ということで、相互に東京東藻琴会、東京女満別会の役員がおののの会に出席をして交流もはかられたところでございます。

11月22日、11月18日にご逝去されました大空町名誉町民故金子勇吉氏の大空町葬を文化会館においてとり行いました。

11月24日網走支庁管内総合開発期成会秋季要望ということで、北海道に対して要望活動を行いました。私は環境衛生部、保健福祉部等に出向きまして廃棄物の適正処理、医療の確保といった項目について要望を申し上げてまいりました。

11月29日全国町村長大会が東京で行われました。安倍内閣総理大臣、さらには河野衆議院議長ご臨席のもと地方交付税の確保などについて全国の町村長として決議をいたしてまいりました。

なお、11月6日から12月7日までの期間でありますけれども、町政懇談会「ふれあいトークおおぞら」を町内18会場において実施をしてございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

#### ◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

1番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 第3回定例会に当たり、通告に基づき、2点にわたりお伺いをいたします。

1点目は、災害対策についてです。私たちの暮らすオホーツク海側の地域は、自然災害に関しては比較的影響の少ない地域と感じていたところですが、秋以降短期間に

において多数の死傷者が発生をしたり、また避難勧告等が発令されるような災害が連続して発生をしているところです。11月に発生した佐呂間町の竜巻、あるいはオホーツク海一帯に出された津波警報など、全く想像もしなかったことや経験したことの無い自然の恐ろしさを目の当たりにし、被害に遭われた方々、また関係者に対し心よりお見舞いを申し上げる次第です。本町におきましても10月上旬には記録的な大雨となりました。それに伴い避難勧告が出され、かつてない多数の方々が避難をするという結果となりました。多くの被害等が出た中で人災に至らなかったということにほっとしたところでもありましたし、連日にわたり昼夜を問わない中で中心となって対策、対応された職員の方々は評価されてしかるべきであろうと感じたところでもありました。そうした中、今どんなことが起こるかわからないとすら思えるときに一連の災害対策での教訓等を検証し、あるいは直面した自治体の対応等を参照としながら、次への備えとしていくことが必要ではないかと思っています。具体的な部分の一つとして、避難勧告を出した地域の住民への広報はどうであったのか、以前に示されていた災害に備えてのハザードマップとは違う場所への避難誘導となったこと、また実際に避難された方々にとっては時々においてどのような状況となっているのかというのが最も知りたいことではないかと思います。そういった情報提供についてはどうだったと押さえられているのか、お聞きをしたいと思います。

二つの隣り合った町村が合併しての大空町であります。今回の災害を通し大量の雨が降るとこんな被害があるのかと改めてわかった部分がお互いにあったらと思う。これらのことも踏まえながら、これからの大空町としての取り組み、防災計画はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

また、災害が発生し、避難をしなければならない際に連絡がすぐとれるのか、あるいは手助けが必要となるような高齢者や体の不自由な方がどこの家にいるのかということはあらかじめ把握しておく必要があるのではと考えるところです。この点についてもどのようにお考えなのか、あわせてお聞きをいたします。

2点目に、公民館の管理の方向性についてお伺いをいたします。社会教育施設においても指定管理者制度のもとでその管理の検討がされているものがある中で、地域公民館においては他の施設とは少し趣が違ふものと感じているところです。この女満別地区に12館ある公民館管理の見通しについては、現在どのように考えておられるのかお聞きをいたします。

また、それらのうち3地域においては体育館も併設をしているところです。いずれも地域にあった小学校が統合し、体育館だけを残してきたという経過をたどってきていますが、これらの施設の今後の管理という点もあわせてお伺いをいたします。

以上、私の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 近藤議員の一般質問の災害対策についてご答弁を申し上げたいと思います。

今回本町に直接影響いたしました災害、これは10月7日から10月9日の3日間にわたりまして大雨を降らした低気圧の災害ということでご報告を申し上げたいと思

います。町といたしまして、10月8日午前9時に災害対策本部を設置いたしました。そして、10月8日から9日まで女満別の本郷、住吉、豊里地区の方々に、さらには9日から11日にかけては湖南地区の方々に避難勧告を出したところでございます。今回の災害を通して新たに教訓、課題として私どもが今考えておりますのは5点が挙げられております。

一つには、避難所の確保、運営方法ということであります。今回は、地震などの災害と違いまして比較的予測をするそういった時間的余裕があったと、さらには治水橋、豊郷橋、湖響橋が利用できたということで避難所を女満別の市街地に設置することができました。しかし、全町的な災害、さらには避難が困難な場合などについて避難所の確保をどうするかと、さらにはそういった場所の運営方法というようなことについてさらに検討が必要ではないかというふうに思っております。

もう一点は、防災の資機材、さらには身の回り用品の確保というものも課題として挙げられました。排水ポンプ、発電機等が不足をしたというような事態もありましたし、身の回りの用品等、そういったものを確保する上では今後みずから備え得るということはもちろんでありますけれども、事業者の方々と協力協定などを結ぶということの必要性も出てくるのではないかと、そのように考えているところでございます。また、今回は消防団の方々の協力をいただきましたけれども、日ごろから地域の方々との連携協力体制の確保ということも大きな課題になるであろうというふうに認識をいたしております。

さらに、今回は両農協の絶大なご協力をいただきまして、農協が持っておりますファクスの通信網というものを活用させていただきましたけれども、非農家の方々に対する連絡をするということで、その把握ということに時間を要したというふうに思っております。そういうことの事前の把握というものが非常に重要になってくるというふうに考えているところであります。

また、何よりも一番私どもが認識をいたしましたのは、避難勧告ということで発令をさせていただきましてけれども、避難勧告、避難指示といった言葉の意味合いというものがまだまだ住民の方々に浸透していないということで常日ごろからの防災意識の高揚、啓発を図るということの使命も今回改めて認識をしたところでございます。

さらに、今回は先ほど避難場所のところで申し上げましたように、従来旧女満別町がつくってございましたハザードマップでは避難場所については豊住小中学校ということで指定をしてございました。しかし、危険水位5.2メートルに到達することを予測しながら、事前に避難勧告を今回は出したというようなことで時間的余裕があったと、さらには本郷地域においては市街地域、豊里、住吉地域については小学校ということで本来分けてありましたけれども、遠隔2カ所に避難場所になるということのを避けたいと、また本部に近い場所の方が十分皆さん方の安心を培えることができるというようなこと、また人数が1,000人になるような、そういうようなことも予想されましたので、公共施設が集中している場所が有効ではないかと、そのような判断のもとに本部長として私が判断をして老人福祉センターを避難場所ということで設置したところでございます。

また、住民の方々に今一体町内がどのような状況に陥っているかということで災害

対策本部情報を何度となく出しました。これも両地域の農協のファクス網を活用させていただき、女満別地区では8回、東藻琴地区では2回情報として発信をさせていただきました。そのほか避難勧告の周知等については、マスコミ等放送局のそういった伝達網を使わせていただく、さらには農協の一斉ファクスを活用させていただき、さらには地域に広報車を走らせる、また自治会の役員の方々に連絡を入れて通知をいただく、さらに個別に電話連絡、訪問等も行いながらその周知を図ったところであります。現在大空町として防災計画、新しい町として策定中でございます。今回の災害の教訓というものを十分生かしたものにしたいというふうに考えてございます。

さらに、災害が起こったとき弱者と言われる方々の把握についてでありますけれども、65歳以上のお一人暮らしの方、また夫婦世帯でお二人とも高齢者の方、さらには障害をお持ちの方、さらに人工透析等医療を受けられている方、そういった方々については福祉担当課の方で把握をしてございます。そういった方々については、地域の事情に詳しい民生児童委員などを通じて連絡をする。さらには、直接福祉担当課から電話による安否確認等を行うということを災害時には行ってございまして、今回もそういう連絡も差し上げたところでもございます。そういう形で災害ということで全課横の連携をとりながら、そういう方々の対応も果たしていくということになっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上申し上げましたけれども、やはり地域の方々に常日ごろから災害に対する関心を持っていただくということ、そしてそのための備えをすることということが私も行政に課せられた役割ではないかと改めて痛感したところでありますので、そういった面について今後取り組みを進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

#### ◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは、近藤議員の一般質問にご答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目、公民館管理の今後の考え方ということについてお答えをさせていただきます。新町大空町の誕生の過程におきまして、合併協議会の協議の中で女満別にございます12の地区公民館につきまして二つの方向性を示してございます。一つ目は、合併当初は現行のとおり運営すると、二つ目は合併後四、五年の準備期間後に東藻琴地区と同様に地域集会施設へ移行すると、こういう方針でございます。現在教育委員会におきまして地区公民館の地域自治会への管理移管について、5年度後の平成22年度までに自治会の集会施設として移管すると、そういう考えを基本としまして大空町地区公民館整備計画を検討中でございます。具体的な内容が決まり次第、地域への説明会を教育委員会として開催する予定でございます。また、合併前に女満別地域、旧女満別町からの各公民館から出されておりました要望につきまして、特に修繕要望等につきましては大空町教育委員会への引き継ぎ事項として対応を検討してまいりたいと、このように思っております。さらに、施設の改修に関する年次計画につきましても引き継ぎ内容を尊重して対応すべきと考えておりますけれども、要望されている事柄がすべてかなうかどうか現段階では未定の部分があるということもご理

解をいただきたいと思います。集会施設の管理運営の移管に伴う役割分担と光熱水費、修繕料、電話料等の管理経費の地域の負担と行政負担の割合等、具体的な内容につきましては東藻琴地区の集会施設の基準等を参考にして原案をお示しし、地域の皆さんと協議をさせていただきたいと、このように考えてございます。

二つ目の公民館に附帯しております体育館の管理、取り扱いの今後の見通しということでございますが、議員からご説明ありましたように、朝日地区公民館、開陽地区公民館、大成地区公民館にそれぞれ体育館が、朝日と開陽につきましては公民館とくっついてついている形で、大成につきましては別棟に公民館が設置されております。いずれも旧小学校の体育館で木造建築ということでございます。地区公民館にこのように附帯しております体育館につきましては、それぞれ朝日は昭和42年に統合しておりますし、開陽は平成8年、大成は平成14年にそれぞれ女満別小学校に統合しておりますが、その統合時に教育委員会としては体育館も一緒に取り壊してというような考えでいたところではありますが、地域がその後も使用したいという地域からの要望によりまして現在に至っている経過がございます。しかし、朝日、開陽、大成それぞれ三つの公民館とも建築以来40年から50年という木造の建物としては非常に建築経過年数もたつてございまして、老朽化が進んでいるということでございまして、今後維持していくための修繕費等について経費がかかるだろうなということも想定されるところでございます。また、女満別町時代から今回合併になりまして、東藻琴地区に東藻琴地区B&G海洋センターあるいは総合体育館というように体育館として利用できる施設もふえたということも考えまして、教育委員会としては基本的にはできるだけ早く取り壊すことはできないかというような考えでいるところでもあります。

そこで、公民館の管理運営を自治会に移行する5年後、先ほど申し上げましたように22年ということを一応想定していますが、そこをめぐって、一つはもう老朽化して危険ということもあるので、取り壊すという考え方、二つ目はそれぞれ体育館が建っております自治会に無償で譲渡するという考え方、さらには何か利用したいということの希望者があれば売却をするかという考え方、これらとそのほかの考えもこれからまた想定されるかもしれませんが、それらの考えをもとに今後地域と協議をさせていただきたい、このように委員会としては考えているところでございます。

以上申し述べまして、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 1 件目の防災対策についての部分で今回の経過から今後に向けての考え方という一連の中でご答弁をいただきました。昨日GISセミナーということで地理を使った情報システムに関しての講演を聞いてきたところでもありました。その中でその町に住んでいてよかった、またその町が好きだと感じられる大きな要因の一つに災害がないこと、災害があっても最小限の被害でおさまるのだという、そんな安全、安心を実感できるということが大きいことなのだというお話がありました。また、実際に災害が発生したとき各自治体におきましてはできることをやっていますけれども、すべきことができるかということが求められていることなのだと、そんなお話もありま

した。そういった点を印象深く聞いてきたところでもありました。現在の災害は、各地で何十年ぶりに発生しているということでの異常災害だとか異常降雨だとかという呼ばれ方をしていますけれども、地球温暖化現象の影響もあるのでしょうか、もうそうしたことは通常のことかもしれないという、そんな考え方の中で取り進めていくことが必要なのかかもしれないと思っているそんな昨今でもあります。そうした上で考えておられる、これからというお話でありましたけれども、防災計画を粛々と取り進めていっていただきたいと思うところでもありますけれども、そうした計画とあわせて災害対策本部が設置された中でのお互いの情報の交換ですとか連絡の確認、あるいは部署間でのやりとりといったものがスムーズにできるような災害対策でのマニュアル化といいますか、何か形をつくっておいてどんなときでも、またどの人が対応してもという形の中で一定レベルの対策ができるような、そんなシステムづくりをしておくことも必要ではないのかなと考えるところではありますけれども、そういった点につきましてはどのようにお考えなのかお聞きをしたいと思っております。

また、本町におきましては、可能性としては最も高いと思われるような今回のような水による自然災害に対しましては、河川改修ですとか治山事業等の対策を進めていくということはもちろんでありますけれども、いつ発生をするのかわからない災害から生命を守る、あるいは危険を察知したら直ちに安全な場所に避難するという面におきましては、答弁の中にあった中の住民の防災意識を高めていくのだということが最も重要なことではないのかなと私も感じているところでもあります。町長のお話にもありましたように、今回の災害の中で私の方にも避難勧告って何なのだと、どうしたらいいのだというような連絡もいただいたところでもあります。また、津波に関して避難勧告が出されたときにも佐呂間町と網走では住民の対応にも大きな違いがあったというような報道もありましたけれども、やはり竜巻のこともありまして住民に対する防災の意識が違ったのだらうと、そんな結果でなかったのかなという印象を持ったところでもありました。住民に防災意識が浸透していてこそ行政として対応していくその対応がより効果を発揮するものだらうと思いますし、いろんな角度から、また回を重ねてのそうした意識啓発が必要かと思いますが、町長も大事だとおっしゃってありました住民の意識の高揚、啓蒙という部分についてさらに何か具体的なお考えがあるのか、重ねてお伺いをしたいと思うところでもあります。

また、災害弱者に関する部分におきましては、いろいろ横の連携もとりながら取り進めていくという旨のご答弁をいただきました。手間暇をかけていろいろ調査調べ準備をしても活用されないことかもしれませんけれども、活用されないことがいいことなのだという考えの中で状況等は確実に把握をし、救助体制等を整備しておくことは必要なことなのだらうと考えているところでもあります。今回の場合は、ご答弁の中に時間的な余裕もあったのだというお話がありました。様子を見たり、現場へ行ってみるということもできたわけでもありますけれども、突発的な場合、あるいはこれから予想される冬型の災害についてはなかなか現場へ行くこともできない、そういった状況も想定をされるところであります。どうか応用力のあるそんな活用ができるような準備を整えておいていただきたいと考えるところでもあります。しかし、こうしたことは本来近所の者として、あるいは地域の一員として手助けをしていくことが基本

となってくることでもあると、そんな見方もできるのではと考えるところでもあります。こうした日常の防災意識ということも防災意識の高揚という部分になろうかと思えますけれども、あわせて所信をお伺いしたいと思うところです。

以上、質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 お答えを申し上げたいと思います。

まず1点目に、こういったときの対応のマニュアルをつくっておいてはどうかというようなご提言かと思います。防災計画の中でそういったものの策定を図ってまいりたいと。ある一定の基準というものがようになってきて、それによってある程度判断をします。しかし、最大の目標というのは人命第一ということになろうかと思えますので、そのことを常に心にとめながら臨機応変に対応するというのも片方では必要ではないかと、そんなふうに思っておりますけれども、いろんな作業の手順、そういったものの基準づくりというものについてはあわせて実施をしてまいりたいというふうに思います。また、本町が特に災害に遭った中でより多く今までの過去の例から見て災害としてあるのは、やはり水害であります。特に本郷、住吉、豊里地域、さらには湖南地域の方々であります。こういった中で農業関係の事業で現在排水対策事業の調査が進められている経過にもありますし、さらには網走川の堤防の増強ということについても開発局、また関係機関に要望をさせていただいているところでもございます。なおかつ住民の方々がしっかりとその防災意識を持っていただくための手法といたしまして、通常の避難の必要性ですとか、町が備えつけるのはもちろんでありますけれども、住民の方々ご本人たちが備える日常の用品というようなものがどんなものがあるかと、また常日ごろからどのような行動をとらなければならないとか、そういうものをまとめたパンフレットといいましょうか、しおりといいましょうか、そういうものを防災計画の策定後各家庭にお配りをして備えつけていただくような、そんなことをしてまいりたいと思います。なおかつ関心を高める上では、地域の住民の方々に他人事ではなくて何かあったときには自分たちも行動を起こさなければならないというような住民の方々と一体となった対策をすることによって常日ごろの関心を高めていただけるものというふうに思いますので、そういったことも今後実施をしてまいりたいというふうに思います。

先ほど言いました弱者の方々につきましては、これは水害の対策だけではなくて16年の2月にありました大雪災害のときにも例えば高齢者の方々の間口を除雪で確保するというようなことにも使ってきた経過にあります。また、今回の災害、水害のことにつきましては平成4年の水害と同等程度の雨量があったということで、そのときの教訓もかなり生かされたものというふうに私は考えております。そういったことで、そのことを積み重ねながら、そういう弱者の方がこういう冬期に災害に遭わないような、そういうことを組織全体として考えながら随時対応を行ってまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。いずれにいたしましても、やはり人命を一番に考えた対応ということが必要であろうということで、これは先ほど

行政報告でも申し上げました新潟県の中越地震のときの実際に現場にいらっしゃった方々のご意見を聞いてもそのようなことが言われております。そういったものを私どもも参考にさせていただきながら努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともご理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 町長、答弁の中に、冬型の防災のこともちょっと質問しているので、ちょっと。

◇町 長 冬型の防災につきましてでありますけれども、これについては当然除雪体制とリンクをする部分がございます。そういった意味で言えば、緊急時においては除雪を進めながら例えばそういう弱者の方々の救援に向かうというようなことも過去にも実施してまいりましたので、そういった方々の状況の把握、さらにはそういったところの連絡網の確保ということが大きな課題になるうかと思えます。そういうことの中で今後に対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 1 番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 続きまして、2 点目の公民館管理の方に移らせていただきたいと思います。

公民館の管理につきましては、5 年後、22 年をめどにという形で自治会へ移していくという具体的な形でのご答弁をいただきました。施設の状況のある程度整備をしてという意味でのその期間なのかなと受けとめたところでもありますけれども、同時に各自治会に対しましても十分な周知を図る、また理解を深める期間であってほしいなと、そんな感じ方をしているところでもあります。自治会にとりましては、今後公民館の管理も請け負っていくということになりますと、何かしら重たいものを背負うような、そんな印象を持つのではないのかなと受けとめているところでもあります。自治会が管理をしていくということはどういうことなのか、またご答弁の中にもありましたように、費用の面での負担の生じてくる部分、また行政との責任分担の部分ということを時間的な余裕を持った形の中で十分理解をされるような、そんな協議が今後においてのこの期間の最重要課題となってくるのかなと、そんな受けとめ方をしたところでもあります。また、逆に言いますと、管理体制が変わるということは、利用するに当たりまして縛りが解ける部分といいますか、今までより規制のない中で自由な活動ができてくるのだという、そういった一面も今後出てくるのかなと思っているところでもあります。そうした可能性の部分ということも示しながら、今後有効活用がより一層図られるような、そんな方向性へと導いていくことも一つの役目としてあるのではないかなと、そんな感じ方をしているところでもあります。

体育館の部分につきましては、学校が統合するときにはいろいろなやりとりがあったのだらうと思います。本来であれば、その後のいきさつ、進め方について何か一筆といいますか、決め事があればよかったのかもしれませんが、逆にこうした内容の部分といいますのは、そこまでに至る経過やお互いのやりとりの中での雰囲気というようなもので相互に理解を深めていくそんなものであるのかもしれませんが、その後

職員の方々も異動があったり、自治会におきましては世代交代等がありました。そして、町の財政状況も変化をしてきているといういろんな状況の中で、やはり今後におきましてはどこまでができるのか、あるいはできないのか、さらにはご答弁の中にありましたような用途を変えていくこと、あるいは取り壊しを含めての対策等々、ある程度ははっきりした方向性を示していくことが必要なことではないかなと思っております。町としてのその方向性を示していくことが各自治会においての今後の判断材料になっていくのだと、そんな受けとめ方をしたところでもあります。何かしら今までにおきましてはあいまいな部分というか、いろいろ確認できなかったことも多くあったように感じますけれども、こうしたことを機会により一層相互の理解を深めていくそんな機会となればと思っているところでもあります。

今公民館を有する12の自治会を見えますと、世帯数で言えば30に満たない地域というのが4地区あります。また、50世帯前後で見えますと、8地区ということにもなります。今後さらに減っていくのではないのかなと、そんなことも予想がされる中で本当に限られた戸数で自治会にあるそれぞれのさまざまな要因とあわせてこれからは公民館も管理をしていくのだ、あるいは体育館はどうしようと、それぞれに総合的な判断の中で検討を進めていかななくてはいけない、そんな状況であろうかと思えます。そうした意味での判断材料となる上からも十分な協議を進めた中で方向性を導き出していただきたい、そんな要望を感じているところでもあります、再度お伺いをしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは、最初に公民館についての考え方を述べさせていただきたいと思えます。

5年間の間を見ながら、今議員からもご指摘もありましたさまざまな観点について協議を、こちら側のいろんな基準とか考え方を整備してできるだけ早い時期に各地域を回って話し合い、協議を進めさせていただきたい。それも1回で終わるということではなくて、2回、3回とおっしゃられるようにすり合わせをしながらよりよい方向での移管に向けた取り組みを進めたいと、このように思っております。お話の中にもありましたように、費用の負担その他、1回目の答弁で申し上げましたように、東藻琴地区は既に長く地域集会施設として管理運営をしているということでございますので、そうした行政側の基準、あるいは自治会側のノウハウ的なことも情報として収集をして協議の中で交流、提供して話し合いは進めていきたいと、このように思っております。

それから、公民館法が今度そうなりますととれますよね。公民館法という縛りがあるために今までそこで物を売ったり、商売をしたり、そこを貸してお金を取るなんてこともできなかったのですが、地域集会施設になっていきますとその辺の公民館法の縛りはとれてまいりますので、議員おっしゃるように使用がかなり自由度が増すということもご理解いただけるものと、このように思っております。

それから、体育館につきまして今近藤議員の方から経緯等も含めて住民の思いお話

ありましたけれども、そうした経過の中を踏まえながら公民館とあわせて3地区については体育館もどうするかということでこちら側の考え方も明示し、じっくりと話し合いを進めていきたいと。そういう意味からもし5年間という長い期間をとって皆さんにご理解をいただきながら取り進めたいということでございますので、あわせてご理解をいただきたいと、このように思います。

◇近藤議員 終わります。

◇議 長 これにて近藤哲雄議員の一般質問を終了します。  
次に、2番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 それでは、第3回大空町議会定例会一般質問に当たり、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

まず、1点目の質問ですけれども、教育行政についてお伺いいたします。小中学校において障害を持つ児童生徒は、年々増加傾向にあり、その障害種は多様化にあります。そのような現状を踏まえて平成19年度より従来の特殊教育の対象の障害者に加えてLD、ADHD、高機能自閉症を含めた障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けて一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を行う特別支援教育の体制整備が始まろうとしています。そこで、大空町として小中学校における特殊教育の現状とこれから始まる特別支援教育の対応についてお伺いしたいと思います。

2点目は、旧東藻琴診療所施設の活用についてお伺いいたします。先般町長は、ふれあいトークの中で一つの活用方法として医療、福祉に関する施設運用がよいのではという回答をしたと聞いております。そこで、私は地域の方々の理解をもとに具体的な活用として障害者自立支援法施行に伴い、障害者の受け皿として民間の社会福祉法人の誘致を推進すべきと考えております。町の見解を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問とします。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 松田議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

最初に、小中学校の特殊学級、特殊教育の現状ということについてご答弁をさせていただきます。大空町の特殊教育の推進につきましては、障害のある子供一人一人の教育要望に応じたきめ細かな支援を行うということを基本的な建前といたしまして、乳幼児から中学校卒業まで一貫して計画的に保育、教育、療育等の手だてを行っているところでございます。そうしたものの充実を目指しているところでございます。近年医学や心理学分野の研究が進み、それらにあわせて先ほど議員からのご指摘ありましたように障害者の増加ということも踏まえて国の法律が改正されまして、先ほどございましたLD、ADHD、高機能自閉症等の障害を持つ子供たちに対して特別支援教育として適切に対応していかなければならないという国のスタンス、政策がスタートすることになってございます。東藻琴、女満別の両幼稚園におきましては、支援を

必要とする園児への個別的な指導をすべく町の理事者のご理解を得まして専任の保育士を配置して保護者の要望にこたえるよう努力をし、現在進めているところでございます。ご承知かと思いますが、特に女満別幼稚園では平成17年、18年度全国で3園という文部科学省の調査研究指定校を受け、テーマも障害のある幼児の受け入れと指導に関する調査研究ということで、幼児期から一人一人の子供の個別支援計画に基づいて適切な保育をすると、そういう調査研究を進めてきておりまして、早く発見すると、早く療育をすると、あるいは個性に応じた保育を支援をするということなどを通して子供たちのよりよい発達の促進につながっていると、このように思っております。そうした子供たちの育ちの歩みを小学校、中学校においてさらに適切な教育活動に結びつけることができるような、そういう有益な調査研究であるというように文部科学省や道教委からも高い評価を得ているところでございます。本町における小中学校における特殊教育につきましては、障害の状況に応じて学級を設置してございます。そして、一人一人の育ちへの対応に努力しているところでありまして、そのことによって幼児、児童生徒の好ましい発達につながっていると、それぞれの園、学校等からも報告を受けているところでございます。しかし、子供たちのそうした育ちの中でさらに保護者との連携を図りながら、幼小中学校とも連携を保ってそれぞれの園、学校で一人一人の子供たちの要望に応じた教育支援に一層努めてまいりたいと、このように存じているところでございます。

二つ目の特別支援教育についての対応というのでしょうか、基本的な考え方についてでございますが、平成17年に中央教育審議会という国の審議会がありますが、そこから特別支援教育を推進するための制度のあり方についてという答申がなされまして、ことしの6月それを受けて学校教育法が一部改正されまして、来年、平成19年4月から新しい制度として今までの特殊教育から特別支援教育へという制度が推進されると、このようになってございます。大空町といたしましては、ことしの9月に管内に先駆けて特別支援連携協議会を設置をいたしまして、特別支援教育の推進に関する共通認識を高めるとともに、地域の連携協力のネットワークを整備したところでございまして、このことによりまして幼稚園から小中学校への連続した支援の体制づくりが整ったと、一層そういうものを推進していくことができるというように思っております。しかし、こういうように国の法が変わってきてはいるのですが、新しい制度が動くのですが、国、道レベルでこの特別支援教育制度体制に対するための人的な配置というものが示されておられません。そういう状況の中で町としては現在行っておりますきめ細かな対応を今後も継続していくと、それが一つの課題であるというように認識しておりまして、本町独自の補助教員の配置等についてただいま検討し、予算的なことも含めて考えているところでございます。

以上をもちまして1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 松田議員の一般質問についてご答弁を申し上げたいと思います。

1点目、私にも通告の部分が来てまいりましたので、基本的な考え方を申し述べさ

せていただきたいと思います。私自身思いますのは、教育の基本というのは愛情ではないかなと、そんなふうに考えております。障害のあるなしということにかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域社会づくり、それはすなわち愛情のある地域社会づくりということにつながるのではないかというふうに思います。子供たちの成長に合わせて長期的な展望に立って乳幼児期から学校の卒業まで、修業前までの一貫的な取り組みといたしましうか、教育の支援というものが必要ではないかというふうに思っております。町といたしましては、教育委員会生涯学習課だけではなくて健康福祉課というところと連携をとりながら、そういった方々の支援というものをしていかなければならないというふうに考えてございます。障害のある方々につきましては、国の考え方といたしまして施設から在宅へというような考え方が強いように思われます。在宅といいますのは、結果的には学校であったり、地域社会、家庭ということだろうと思います。その中で行政が課せられている役割というものは、その地域の環境、そういったものをしっかり受け皿づくりとして整備をしていくことだと、そんなふうに考えておりますので、そういう視点に立って教育委員会と連携をしながら体制整備に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、2点目の現在の東藻琴診療施設のその後の活用でございます。確かに老朽化している部分はございます。しかし、手を加えることによって使えと、活用できるという可能性も残されているというふうにも思っております。また、ふれあいトークの中のご質問に先ほど議員が言われましたようなご答弁、お答えを申し上げた経過もあります。診療所ということでその建物の特性、さらには東藻琴地域の特性や今後のまちづくりにおけるその位置づけというようなものを考えますと、福祉関係の施設として利用することが望ましいのではないかと、そんな考え方を持ってございます。自立支援法の関係につきましては、ことしの4月から法が施行されてまいっております。この法律は、障害程度の区分が新しく導入されたというようなこと、そして軽度な方々につきましては施設から在宅へと移行されていくということが基本の考え方であります。また、在宅となります例えばグループホームなど、そういった方々は程度の軽い方が入ってくるというようなことで事業者側から見ますと収入が大幅に減るというようなことも想定されて、経営をする上では大変厳しいものになってきているような、そんな感じもいたします。率直な感想でありますけれども、地域における受け皿を十分整備しないまま、されないまま障害者の方々を施設から地域社会に移行するということでいきますと、本人、ご家族はもとより行政も不安と戸惑いを隠し切れないところが正直でございます。しかし、先ほどの前段の質問と同じように、地域社会の中で受け皿、その環境を整備していくということが私どもに課せられた役割ではないかというふうに思います。みずからそのことを行う方法もありますし、例えば町内、町外からそういった関係の法人等を誘致すると、また依頼をしながら受け皿をつくっていくというようなことも含めて今後町として進めていかなければならないというふうなことを考えてございます。ただ、4月から障害者自立支援法が施行されたということでありまして、その問題点などいろいろ浮き彫りにされてきている中で与党などでつくる社会保障制度調査会、中間の取りまとめということで意見集約をしておりますけれども、その中では三つの柱からもう少し改善策を講じるべきでな

いかというような意見が出てきているようにも聞いてございます。一つには、利用者負担の軽減と、さらに事業者に対する激変緩和措置、もう一つは新たなサービスへ移行するというところにおける緊急的な経過措置というものを設けてはどうだと、具体的に政府にそういった内容について改善を求める内容となつてございます。町といたしましては、そういった国の動きが流動的な部分もありますので、十分そのあたりを見きわめをしながら、そして地域において今どのような分野の福祉サービスが求められているのか的確に把握をしてまいりたいというふうに思います。近隣の市町村などとともにその機能の分担ということも考えなければならない時代になってきております。いずれにいたしましても、町内における社会福祉法人、また近隣市町村における社会福祉法人等受け皿になり得るようなそういったところについて今後可能性を探ってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは、再度質問させていただきます。

まず、特別支援教育のことですけれども、本町としても今説明ありましたが、特別支援連携協議会の設置と、そこを設置して取り組んでいるということですが、私はこの特別支援教育というのは今まで以上に学校、それから教育委員会、この連携がうまくいかないとこの教育はうまくいかないと考えています。というのは、今までの特殊教育の中でえてして傾向的に特殊学級の先生に学校の中で任せきりという往々にそういう傾向が見られたかと私は認識しています。ただ、その中でやっぱりこの特別支援教育は学校全体の先生方で理解をしながら進めないと一部の先生だけではなかなか対応できないと、そういうふうに思っています。その中で私もこの特別支援教育についていろいろ調べさせていただきました。その中で学校における役割、あるいは支援体制、そして先ほど教育長の説明にもありましたけれども、教育委員会としての役割、その一つが特別支援連携協議会の設置でもあろうと思います。ほかに支援体制としてどういう具体的な体制があるのか、あればどういうふうにとって進めていくのか質問させていただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 それでは、2回目の質問にご答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目、議員がこれまでの特殊教育の時代にその学級担任の先生に任せているところが非常に強かったという、そういうことはないかということでございますが、完全にこれは否定できるものではないなというように私も現場長くいてその辺については同じように理解ができるなということで聞かせていただきました。今回特別支援教育体制ということで、これまで普通学級にいてなかなかいろんな障害とかおくれにある子供たちはいたのですが、手だてができなかったという、そういう子供たちも特別支援教育の体制の中に一緒に組み込んで広くその支援をしていくということでござ

いますので、今まで以上に普通学級、そして今度から4月から特別支援教室というように名称も変わりますが、その教室の連携を小まめにしないとおっしゃるようなことになるという心配は私自身も持っています。そこで、これまでは特殊学級の担任の先生だけが研修をすればいいと、理解をすればいいということでしたが、学校全体として特別支援教育とはどういうことかということについて今年度町内のすべての学校で校内研究、研修等を通してそれらの研修もしておりますし、中から校内コーディネーターの先生を選んで、その人たちが研修したものを校内で還元をするというような体制も少しずつ進んできてございますので、それらを一層充実してまいりたいと、このように思っています。

さらに、これまでは先ほども指摘ありましたように特殊学級の担任だけということでしたが、あわせて学校の中に特別支援教育を進めていくための校内委員会というのも設置してございます。これも大空町小中学校とも既に10月いっぱいをもって校内委員会の設置が終わってございまして、その体制は今までの特殊教育の体制とはかなり違った全校的な体制づくりということで進めてございます。そういうような形で議員がおっしゃるように、学校全体で先ほどの1回目のご答弁に申し上げましたように1人の子供が幼稚園から小学校、中学校と、あるいは高校、あるいは社会とつながっていくそれらの個別支援的な体制がそれぞれの学校レベルできちつとなされるように、これが特別支援教育の基本的な考え方ですので、それは徹底するように今後とも学校と連携をしてまいりたいと、指導してまいりたいと、このように思っております。

それから、教育委員会の役割でございますが、そうした校内指導委員会が適切に動くようにするということと連携協議会の中のスタッフとして児童相談所の職員なんかも入っていただいておりますし、福祉課の保健師も入ってございますし、そうしたそれぞれの立場での方々の支援の体制を的確になされるようにきめ細かな指導、支援をやってまいりたいと、このように考えていることでございます。いずれにいたしましても、最終的には学校全体で幼稚園から小、小学校から中、中学校からさらにその上というような1人の子供の育ちを的確に支援するという体制づくりを意識の上でも整備体制の上でもきちつとして、教育委員会はそれらのイニシアチブをとって進めるということで今後進めてまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 大体体制としては、学校、教育委員会のその支援体制というのは今の答弁でわかりました。もう一つあえてつけ加えさせていただけば、保護者の理解、地域の人々の理解、これもなければうまくいかないのではないかと。学校の先生、教育委員会だけではうまくいきません。保護者も含めてこの特別支援教育のことを十分理解してもらった上でないとうまくいかないということを認識していただきたいと思います。

あわせて、私も機会あって先般町内の特殊学級の状態を見させていただきました。その中で各学校の校長先生ともお話しした中で、特殊教育の現状というか課題、見て回ったときに気づいたのですけれども、ある学校の校長先生が格言的なことを言って

おられました。特殊教育は、教育の基本だと。私は、最初何か、どういう意味かわからなかったのですが、要は今年度始まる特別支援教育の理念である一人一人にしっかり応じた教育が特殊学級にかかわらず通学の学級でも行われると、そういう熱意のある現場の先生の声もいただきました。また、障害のある子が通常学級の子と交流学習の中でお互い成長していると。その一つは、通常学級のお子さんにとっても間近に障害の持ったお子さんと触れ合う中で今社会情勢の中で欠落しつつある思いやりというのが芽生えている、そういうお話を聞かせていただきました。私も子供たちの様子を見て十分それは理解できました。課題として、言うなれば先ほど教育長の説明にもありましたけれども、今現状よりどんどん、どんどん障害の持つお子さんが増加傾向にある場合、今回のこの特別支援教育は今までのある人員的配置のことを一つとれば、今までの器の中でそれぞれ協力しながらやりなさい。ただ、現実これ以上障害も多種多様になってくると時として子供に1人の先生がつきっきりと、そういう場面も考えられます。その場合には、先ほど検討していると教育長が言っておられましたけれども、ぜひ介助員を備えつけて一人一人のニーズに合った教育を推し進めていってほしいと強く希望するところです。

取りとめのない話になりましたけれども、いま一度整理すると、保護者の理解の捕捉、それから特殊学級の今までの現状を把握した中での特別支援教育の取り組みというものをいま一度お考えを聞きたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは、ご答弁をさせていただきたいと思います。

1点目、保護者の理解、地域の理解ということでございますが、これは議員ご指摘のように、本当に大事なことだなと。保護者の思いと、それから障害をあるというようにわかった子供の側と立つならば、やっぱり私たち行政も教育にある者は親御さんを含めて障害のある子供の健やかな成長と発達ということをやっぱり前面に出して取り組んでいきたいと。そういう観点から保護者や地域への理解を一層この後進めていかなければいけないなというふうに思っておりますし、特に幼稚園に入園したときにそうしたことに園の方でも気づかれるようですが、これについては生まれてから入園するまでの間保健福祉課の方で保健師さん等もそれぞれ携わっておられるということも聞いてございますので、それらの関係機関との情報の連携等も十分してつないでいきたいと、このように思っております。

それから、特殊教育が教育の原点であるということ、全く私も現場にいて本当にそのように思います。幼稚園が平成17、18年と文科省の調査研究を受けて、一人一人の個別指導計画をつくって園児に対応した研究を1年10カ月ほど進めてきたのですが、議員ご指摘のとおりです。障害のない園児たちもそのことによって今おっしゃられた思いやりとか優しさとか対応の仕方を学ぶと同時に、先生方もその障害のある園児一人一人に対応することを通して、それ以外の普通の子供たちの指導のあり方について見えなかった部分が見えてきて、よりきめ細かな保育指導、適切な指導ができるようになったというように、そういう報告を研究会等、あるいは園長から報告を受

けておりますので、その辺はもっと大事にして小中学校における学校体制の中でもそうした見取り、考え方を推進できるように指導をしてまいりたいし、しっかり校内委員会でもそれらのことを押さえていっていただくように取り組んでまいりたいと、このように思っています。

それから、先ほど最後1人の子供に1人の対応ということも今後想定されるというようなことの中で、先ほど1回目のご答弁で申し上げましたように、介助ということだけでなく、やっぱり教育の、保育の実際的な面も携われるような形で補助教諭というような形で何とかそういう体制がとれないかということで予算面でも要望を上げていきたいと、このように考えているところでございますことをご理解をいただきたい、このように思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 地域社会における受け入れ態勢も大切だということでご質問がありました。まさしくいろんなところでそういった方々が生活していく中で、学校だけではなくて地域の中でいろんな活動をされていくと、それに接することによって子供たちだけではなくて社会の一員としてそういった理解を深めたり、思いやりの気持ちを持つということも大切なことではないかというふうに思っております。町といたしましては、これは福祉課が中心になりますけれども、そういった地域での受け皿というその環境整備についてこれから十分検討してまいりたいというふうに思います。

また、今一たん予算の関係にも触れましたので、現実来年度の入園、入学、そういった子供たちの状況を十分把握いたしまして、それに適切な予算措置を今後検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 次に、2点目の質問でありますけれども、先ほど町長の方から詳細な答弁があったのですが、その中で近年社会福祉制度の制度改革は本当に目まぐるしく、まだまだ不透明な中でありますけれども、ただその中でやはり各市町村の力量が問われる、ただその中でやはり財政的なこともあり、すべて市町村で障害者のニーズにこたえられる、これは現実的に私もそれは難しいと思っております。先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、やはり網走圏という大きなスパンの中でうちの大空町としてはどういう対象者の利用ニーズにこたえられるか。例えば美幌町さんにおいては、今現在療育園で重度と軽度を対象にしてやっております。また、隣の網走ではサンライズさんが施設運営をやっています。軽度、中度。そして、当町においてもNPO法人ですけれども、いろんな多種多様、軽度、中度、今活動が始まっています。そういったところを整理して、今うちの町内に携わる、また近隣の利用者においてもそうだけれども、今どういうニーズが必要とされているのかということのをいま一度整理して、そしてうちの町として何ができるかということを考えるべきだと思っております。この障害者自立支援法施行されて、本当に一言で言えば行き場がなくなる、特に区分判定

1から3の方については本当にもう間近にそこまで迫ってきています。それだけにこの東藻琴診療所の活用、私はあそこを見させていただいたときに、えてして障害者施設にあり得る一般地域の中から隔離された、昔は往々にしてそういう体制がありました。だけれども、私はあの場所を見たときに、これは当然地域の皆さん方の理解の前提のもとですけれども、町の中で障害者の方が普通にかかわりながら生活できるのではないかと、そして特に軽度の方については就労ということがどうしてもついて回ります。その就労ということに関しては、農業関係であり、公共施設の維持管理であり、そういったかかわり合いが環境的に持てるのかなと私は考えています。そういった中で暗にこの施設運営といっても昨今財源が限られていますので、非常に苦しいです。それだけにビジョンとノウハウのしっかりした社会福祉法人に運営していただきたい。町が何でもかんでもできるはずがないです、財源的にも人員的にも。だからこそ民間の社会福祉法人に来ていただいてニーズにこたえられるようにと、これは答弁とかぶっておりますけれども、いま一度お考えを聞きたいと思っています。

それと、もう一つ、私は前段特別支援教育について触れましたけれども、今この障害者の就労施設についても私は関連があると思っているのです。就学前から小中高修学後において施設に入って就労する、そういった一貫の流れができてうちの町の福祉はレベルが高いと評価されるべきだと思っています。新町計画の中にも述べられていますけれども、私はぜひともこの機会にそういった位置づけを、町としての福祉に対してその位置づけをいま一度この機会に取り組んでいただきたいと、そういった思いがしています。町としての見解をいま一度聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げたいと思います。

まさしく国家レベルでもそうでありますけれども、社会保障制度いろんな改変がされておまして、結果的には市町村段階でそのサービスを提供する、さらにはサービスを受ける側、また市町村もそういった費用というものがだんだんふえてきているという時代であります。すべてを行政サービスということで行政が直接手をかけて行っていくということの難しさもあります。さらに、市町村は広域化ということが一つの課題でもあります。そういった中では、どういった地域がどの部分の役割を担って私ども大空町はどの役割を担うかということは十分検討していかなければならないと思いますし、私も近隣の市町村長さんたちと話をする際にはこのことが大きな話題として出ることが随分ございます。そういった中で一つ一つの市町村がすべて同じメニューでたくさんの施設を持つということは不可能だと、ではお互いにどういった分野でもってそのことを地域として受け皿となり得るかということを考えていかなければならないというふうなことをよく話をいたしますので、そのことを旨として対応していきたいというふうに思います。

また、障害をお持ちの方々のご家族などにお話を聞く機会がございましたけれども、やはり大きな課題といたしましては地域に戻ったときの住む場所と、もう一つは働く場所であると、そのことが安心して地域の中で生活をしていける、そういうことにつ

ながっていくと、行政とすればそういうところの環境整備というものをぜひともお願いをしたいというようなことを言われた経過もあります。先ほど地域の環境を整備していかなければならない、受け皿となるものを準備していかなければならないということの中ではその二つが大きな課題ではないかというふうに思っております。ハードの面もちろんございますけれども、ソフト面でもそういったことでご利用いただける、そういったものをつくっていくということではないのかなというふうに思います。地域の中にはいろんな社会保障制度、高齢者の方々を中心とした介護ですとか、障害者の関係の福祉、さらには最近では介護と類似するような部分で医療の部分というようなことでいろんな社会保障制度の充実が求められている部分がございます。そういった中で現在診療所として使っている施設、来年には新しい場所に移りますので、現在のところどういう分野を地域として役割分担の中で整備をしていったらいいかという視点に立って十分今後煮詰めてまいりたいと思いますし、ある程度考え方が出てまいりましたら議会とも十分協議をさせていただきながら進めていきたいというふうに思います。取り組む姿勢ということはそういうことでありますけれども、先ほどから申しましたように、町がすべて直営でやるということはなかなか難しいという認識は私も同じ考え方で持っております。こういったところの方々がその受け皿となり得るか、というような可能性を十分探りながら今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。  
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時37分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第5、一般質問を続けます。  
次に、6番、松岡克美議員の一般質問を許します。

◇松岡議員 平成18年第3回定例会において、通告書に基づき、一般質問を行います。  
私は、今回2点について町長のお考えをお聞きをしたいと思います。

1点目の合併に伴うアクセス道路の整備について、今後の取り組みと方向性についてであります。本年3月31日に旧東藻琴村、旧女満別両町村が合併をし、9カ月が経過しております。この間職員の皆さんの通勤を初め町地域の皆さん交流が盛んになり、交通量も大幅に増加をしております。また、合併協議の中でも両地域の融合を図る上でアクセス道路は重要な位置づけとなっております。しかし、現在両地域を結ぶルートとしては、現在の福住女満別線の改良計画しか聞こえてきておりません。この計画についても延長4.3キロの線形改良で、起点交差点の改良から着手をし、車

道を現行の5.5メートルから6メートルに広げ、1.25メートル幅の路肩を両側に設置する計画であり、全長の約4分の1程度しか改良されません。これをアクセス道路とっていいのでしょうか。実際は開陽中央線の利用が頻繁であり、多くの町民の皆さん、また職員の皆さんが両地域のアクセス道路として開陽中央線を利用されているのが現状であります。また、開陽中央線を両地域を結ぶアクセス道路と考えるのは当然ではないでしょうか。以前に町道から道道への昇格も要望した経緯もありますが、その後道に対しどのような働きかけをしておられたのか、財政的な問題もあることも十分理解をしておりますが、将来に向けて必ず整備をしておかなければならない道路であると思っておりますので、町長のお考えをお聞きをしたいと思います。

2点目の西武ホールディングス所有の女満別ゴルフ場に対する今後の支援策等についてと誘致企業の現状と今後の見通しについてであります。12月8日付の新聞報道で西武ホールディングスは、道内6施設を含む12施設をアメリカ金融大手に来年3月に売却すると発表をしております。また、売却対象の津別スキー場は、残念ながら売却先が見つからず、今後の交渉を見守る状況になっております。女満別ゴルフ場については、今回の売却対象にはなっておりませんが、いつ同じ状況になるかもわからない状況になることであります。町は、ゴルフ場開設以来企業振興促進条例に基づき固定資産税に相当する額を補助金として3年間交付をし、その後2年間継続をしてきましたが、それも今年度で終了であります。町内外からの利用客も多く、コースとしても評判のよいゴルフ場でありますので、町として今後どのような形であれ支援すべきであろうと思っておりますが、町長のお考えをお聞きをしたいと思います。

また、現在両地域での誘致企業について現状と課題等があればお聞かせを願いたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 松岡議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず1点目、道路に関係してでございますけれども、新しい町の新町建設計画において道路ネットワークの整備の基本方針として、住民の相互交流を促進するため国の財政措置を活用しながら両地域間のアクセス道路の整備を図ることが掲げられております。この重点事項の具体的な調整事項として、両地域を結ぶ道道及び国道については今後整備改良を要請していくと、さらに幹線道路としては町道開陽中央線の整備改良を促進するというような内容になってございます。この中の一つ、国道の334号線の整備促進につきましては、先ほども行政報告の中で申し上げましたとおり、開発局に近隣市町村とも連携を図りながら要望をしているところでございます。急カーブ、急勾配があるという中で追い越し車線の設置等も含めて改良を要望しているところでございます。また、それにつながる道道福住女満別線の整備促進につきましては、旧大成小学校地点から開陽方面に向かって4.4キロの区間、平成17年度から21年度までの5年間において緊急性の高い区間から随時道路改良改築整備を進めている現況にございます。その手前の部分についても今後要望をしてまいりたいというふうに

考えてございます。具体的には、福住女満別線につきましては17年度、先ほど言った地点から500メートルの区間まで実施設計を実施してございます。18年度、今年度はその先3,000メートルの区間の設計ということで、19年度は17年度に測量いたしました部分についての用地等を含め工事を着手するというところで伺っております。これの進捗についても要望してまいりたいというふうに思います。一方、幹線道路となります町道開陽中央線でありますけれども、総延長は中央から開陽まで9,838メートルの延長、全線舗装はしてございますが、一部補修の必要な箇所も見受けられます。車道幅員は5.5メートルとありますけれども、一部100メートル区間がそれ以下になっている場所がございます。永久橋が1基というような状況で、両地域の住民の方々が最も多く利用する路線というふうに私も認識をしております。財政的には大変厳しいということはもちろんではありますけれども、町内各路線の優先順位をしっかりと見きわめた中で特に要望の、需要の高い道路というふうに考えてございます。総合計画にしっかりと位置づけながら、有利な国の財源等を活用しながらアクセス道路の整備として改良を図っていくよう、その可能性を探ってまいりたいというふうに考えてございます。現在道と色々な協議の中で、過去の経過もありまして、どのような助成があるか、どのような形が地元負担が少ないか、どういう路線として整備していくのが効率的なのかというようなことを随時話し合いを重ねてきているところであります。そういった中で、その整備手法というものも含めて今後詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

一方、2点目のご質問の誘致企業の状況でございます。女満別ゴルフコースにつきましては、平成13年に開業、平成14年度から旧女満別町の企業振興促進条例によりまして固定資産税相当額を5年間補助を行ってきたところでありますけれども、今年度をもって終了するというところでございます。このゴルフコースのオープンまでには16年間の歳月を費やし、地域の悲願としてオープンをした施設でもございます。地域の雇用、また観光、地域経済、町の発展に大きく貢献をいただいている施設であるというふうに理解をしております。西武グループの再編等により整理対象施設候補ということで名前が挙げられましたけれども、ゴルフコースははまなす会員の特典の拡大、早朝の利用と、営業時間の延長ということでゴルフコース自体の努力もありますし、町といたしましては17年度から町教育委員会とタイアップをして初心者の方々のゴルフ教室を開催すると、ゴルフへの関心を高めるというような活動も行っております。さらに、ご質問の中にもありました町の企業振興促進補助金の支援というものも相まって近年利用者の数が伸びてきている現状にございます。本年度については11月で利用が終わりまりましたけれども、利用者の方々は1万6,305人と、対前年比でいいますと3.2%増加となっております。このうち2,006人が町民皆様のご利用で、こちらの方も対前年と比べますと17.7%の増加というような状況にございます。しかし、先ほど売却施設候補に名前が挙げられたというようなことから、経営的にはまだもう少し不安定な状況が続くのではないかというふうに推測をいたしております。雇用の促進や産業の振興、また大きな面積を利用しているということで、これがなくなった場合における環境問題というようなことも考えられる部分かと思っております。町の発展に大きく寄与してきているこういう施設でありますので、

今後必要な支援についてこういった内容のものができるかどうか、今後十分検討して議会にお諮りをしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、この機会にそのほかの誘致企業の現状ということでお話がありました。一つには、テムリック株式会社創薬研究センターがございます。これは、平成17年の7月に町内豊里地区に創薬研究センターの設置ということで着工に至りましたが、諸般の事情により休止が決定されたところであります。会社の方からは、2年以内をめどに工事を再開をしたいということのお話を報告を受けてございます。町といたしましては、休止期間中の万全な施設の管理と、さらには私どもはもちろんでありますけれども、地域の方々に対する説明会ということの要請を行ったところでございます。

続きまして、株式会社オーエスライズでありますけれども、冷凍食品の加工会社でございます。カタログ通信販売事業を行っている会社、そういったところに主に出荷をして安定的な生産に移行してきてございます。本年8月に施設の増設工事を着手し、11月に工事が完了したということで、この増設に伴いまして現在パート職員の募集をしているというふうに伺ってございます。町といたしましては、この増設に伴いまして19年度から5年間について固定資産税相当額の企業振興促進補助金を交付する予定としてございます。

続きまして、ボッシュ株式会社女満別テクニカルセンターでありますけれども、従前ABS、これはブレーキ操作時にタイヤがロックして滑るのを防ぐ装置というものが開発の中心でありましたが、現在はESC、自動車の旋回時にその体制を安定させる装置というものの開発が主というふうに伺っております。そういったことで新しい制御システムに変わりつつあるということで従業員の増員をしているということで、今後も技術開発部門の職員の方々の増員が見込まれている状況にございます。平成17年の1月に一部円形路のテストコースを増設いたしました関係から、企業振興促進補助金を平成18年度から3年間交付するというものとしていただいております。また、現在のテストコースではコース幅の不足があるということで試験研究に十分対応できないというような状況が出てきているというふうに伺ってございます。

株式会社女満別ゴルフコースにつきましては、先ほど説明したとおりでありますけれども、利用者は1万6,305人、対前年比3.2%という利用者の増となっております。

株式会社与志本でありますけれども、地元の森林組合からカラマツ材の安定的な供給を受けまして、こん包仕組み材、パレット材の製材の現在安定的に生産供給しているというふうに聞いてございます。

北見東京電波株式会社女満別工場でありますけれども、水晶振動子の製造を行ってまいりましたが、女満別にありました建物が老朽化したと、さらにはクリーンルームの整備、生産ラインの増設というものがその施設の中では困難ということから、平成17年11月、女満別工場の閉鎖に至ってございます。この後土地、建物の利活用についてでありますけれども、町にも相談があるわけでありまして、まだ具体的な利活用が定まっていない、決まっていないというような現状にございます。

以上、ゴルフ場、さらにはそのほかの誘致企業の状況について申し上げ、1回目の

ご答弁とさせていただきたいと思います。

- ◇議 長 松岡議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。  
再開は午後１時といたします。

休憩 午前１１時５２分  
再開 午後 １時００分

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第５、一般質問を続けます。  
６番、松岡克美議員の一般質問を続けます。  
６番、松岡克美議員。

- ◇松岡議員 １点目の２回目の質問について少々お考えをお聞きしたいと思います。

先ほど答弁の中で国や道に今後とも働きをかけるということですので、そのことについては積極的な国や道に対しての働きかけをお願いをしたいというふうに思っております。

また、答弁の中で総合計画との絡みの話をされておりましたけれども、当然そのことも私も十二分に理解をしております。ただ、総合計画ですと２０年からの実施ということで、それから事業計画を練られるのかという気もしますが、非常に時期がおくれるのではないかとこの気もいたしております。全線約９．８メートル、９．８幾らでしたか、の長さであります。単純に事業費としては１５から２０億円ぐらいかかるというふうに一部お聞きをしております。金額的にも大変大きな金額でありますので、早い時期での方向をぜひとも示していただきたいというふうに思っております。また、地域の声として、以前は子供さんが近所に遊びに行くのに自転車に乗って遊びに行けと言えたのだけれども、歩道もないし、交通量も多いということで簡単におまえ、近所に遊びに行けということも言えないのだというような話もお聞きをいたしております。また、開陽中央線については、ゴルフ場付近、非常に急勾配でありますし、またそれ以外の国道のところまではカーブも多いという非常に走行しにくい道路でもあるかと思っております。現在道路については舗装面が出て乾燥しておりますけれども、今後交通量の多さ等によっても以前と違う路面状況になるかとも思っております。こんなことあってはならないことではありますけれども、事故による人的財産の損失なんていうことも心配を私はしております。いろんなことを考慮した中で総合的に判断をいただいて、早い時期での方向性を示していただきたいというふうに思っておりますが、この点についてお伺いしたいと思います。

- ◇議 長 町長。

- ◇町 長 当然福住女満別線、国道３３４、これについては国、道に働きかけることはもちろんでありますけれども、開陽中央線の整備についても過去の経過から北海道に

も随時相談に乗っていただいております。実際には過去にあった論議の経過でいいますと、道道に昇格ができないかというような話もありました。そういった部分について、まだ非公式でありますけれども、相談は申し上げている現状でございます。そんな中で今後とも国、道と連携を密にしながら改築に向けての方策を探ってまいりたいというふうに思います。

また、総合計画はご存じのとおり20年からスタートをする計画ということでございます。しかし、今回の道路については当然そこにも位置づけなければなりませんけれども、その前段今現在ある新町建設計画の中にも位置づけられているということでもありますし、今回のふれあいトーク市政懇談会の中でも多くの方々からそういった向きのご質問もでございます。また、地域審議会の議論経過の中にもそのことが出てきておりますので、大変重要な路線であり、重要な事業だというふうな認識を持っておりますので、そういった面からも取り組んでまいりたいと思います。

また、確かに現在の開陽中央線につきましては歩道路もないというようなことから、安全面を危惧される部分の声も伺ってございます。急カーブが連続してあると、さらには急勾配の箇所があるというようなことで、特に冬期間の安全対策が大切であろうというふうに思っております。そういった意味では、道路の改良は改良といたしまして、安全対策にも今後十分配慮していきたいということで、まずスピードダウンの励行などの看板施設などについても設置をしたいというふうに考えてございます。多くの方々が安全に使っていただける道路ということで、ハード、ソフト両面からこのことについて十分重く受けとめて対処してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 6番、松岡克美議員。

◇松岡議員 今町長からる説明をいただきました。前向きに検討いただくということでありますので、それについては積極的に前向きに進めていただきたいと。ただ、今年度今もう交通量が増加しております。実際走ってみますと、こちらから行くとゴルフ場の上りの急勾配については滑りどめの砂の砂ポスト、砂置き場ですか、あれが実は2カ所しかないのです。川を越えてすぐのところ左側に1カ所と、それから中腹よりちょっと上の方かな、1カ所と2カ所しかないという状況になります。それから、走っているとカーブのデリニエーター、矢印標識なんかについては私個人的には問題ないのかなと思いますけれども、数的なものもご検討いただいて、特に冬場の安全対策等についてお願いしたいのと、その滑りどめの砂の散布等についても逐一その辺を点検をいただいて事故のないような体制をとっていただきたいというふうに思っておりますので、以上1点目の質問を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。今伺いました砂置き場の関係、また道路関係施設の関係、もう一度現場をしっかりと確認をさせていただいて

冬期間の安全確保に努めてまいりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

◇議 長 6 番、松岡克美議員。

◇松岡議員 それでは、2 点目のゴルフ場に関する企業誘致の関係の支援策であります。

先ほど町長の方からご答弁をいただきましたけれども、私としては多少前向きにご答弁をいただいたのかなというふうに感じております。先ほど町長もおっしゃっていましたけれども、企業努力もあって平成16年から18年にかけて1万5,800人、1万6,300人と利用者がかなりふえております。特に18年に関しましては1万6,305人のうち、先ほど町長言われましたけれども、町内が2,006人、それから北見は延べですと3,061人、網走が4,147人、美幌が2,114人と非常に町外から多くのお客さんに来ていただいております。また、先ほどはまなす会の話も出ておりますけれども、全体で779人加盟されているそうであります。地域でいきますと、網走が291人、北見121人、美幌104人、大空町114人、その他含めて779人と。昨年から見ますと、実は大空町6人減っているのです。17年度118名が申し込まれていました。18年度112人と。美幌は、正直言いますと、17年86人の18年104人と非常にふえております。非常に町外から多くのお客さんに来ていただいておりますし、実はあそこにレストランがございますけれども、以前はプリンスホテルが直営でやられているということで非常に評判がよかったと。今どこかに委託をして違う業者さんがやられておりますけれども、余り評判がよくなって、町外の方は終わってからゴルフ場で食べないで地元のところで食べるというのが結構あるのです。そうであってはならぬと思うのですけれども、ただそれぞれ皆さん考えられることですから、結構地元で昼間あいているところで食べて帰られるという、それでいいのかどうかあれですけれども、そういう効果もあるようにお聞きをしております。こういう今の数字の中でもそうですけれども、多くの方が来られると、うちのゴルフ場知名度も上がってきているということでもありますので、従来の固定資産の減免がいいのか、それともまた別の形で支援をするのがいいのか、それについては十二分に協議をいただいて進めていただきたいというふうに思っております。

それから、その他の企業でありますけれども、実は先ほど町長も答弁されていますけれども、オーエスライズさんが増築をされたと、それからボッシュさんについてもことし屋根といいますか、雨漏り対策をされております。これもかなり大きな金額で、これ両方とも地元業者が請け負って仕事をしております。地元に対しても非常に恩恵がある部分でありますので、この点についても従来の誘致企業についても積極的に接触を持っていただいて今後とも前向きに進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上、2 回目終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 私のところで先ほど町内でご利用いただいている方が2,006人ということとでふえたということでお話を申し上げましたけれども、はまなす会員の町内分の方々の数まで十分承知をしておりますませんでした。これにつきましては、はまなす会員ということで年間の会員ということで企業の特典として実施をしているということであります。その会員の獲得については、企業側もちろん行っているわけでありましてけれども、町も協力体制をしいていると、関係各市町村などについてもご協力をお願いしているという経過があります。他市町村だけではなくて、もう一回足元をしっかりと見て地元の方にさらに多く加入をしていただいてご利用いただけるように努力してまいりたいというふうに思います。

また、レストランのこと等にも言及がありましたが、私もそのような状況ではないかというようなことのお話を聞いたことがございます。ゴルフ場そのもの、ゴルフコースとしての魅力というものもプレーされる方々の必要な要件ではあるかと思っておりますけれども、その以外のゴルフ場全体として見たときのいろんなサービスというようなものもご利用いただく一つの要素になっているのではないかというふうに思います。企業の側とこういったことのご意見もあるということで情報交換の中で私どもの方からも申し伝えて、さらにいい方向がないかということで双方でいろいろ研究を重ねてまいりたいというふうに思っております。

また、そのほかの企業の今回の増設、投資、そういったものについて町内の関係業者の方々をご利用いただいたということで、大変ありがたいことだというふうに思っております。私も誘致するその現場での担当者、また企業と町との関係というものもあって、いろいろな便宜といいたし、支援を講じているような内容にもあります。しかし、実際には誘致された以降、企業とも十分関係を密に持って対等な立場でお互いの発展に向けて意見を交換したりしていくということも大変重要なことではないかというふうに思っております。今後企業といろいろな形で接触する場所がありますけれども、そういった中においても地元企業との連携ということもお願いを申し上げていきたいと思っておりますし、それ以外の部分についても情報交換をしながら相互に企業とまた地域が発展できるように取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、またそういった方面からご提言をいただければありがたいなというふうに思います。

◇議 長 6番、松岡克美議員。

◇松岡議員 ありがとうございます。言おうと思ったことを先に町長に言われましたので、新規の誘致企業というのはなかなか今来ていただけない難しい状況にありますので、現在誘致をして来ていただいている企業に、先ほど申しましたけれども、十二分な接触をしていただいてお互いの情報交換を進めていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほども申しましたけれども、長期の良好な関係というものをつくっていく上では、意思の疎通と企業は企業なりの自助努力というものを当然されていきますし、私どもも適切な支援体制というようなものの中で良好な関係をどういった企業においても今後続けていけるように努力をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

◇松岡議員 終わります。

◇議 長 これにて松岡克美議員の一般質問を終了します。  
次に、3番、斎藤宏司議員の一般質問を許します。

◇斎藤議員 平成18年第3回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

大空町となりまして9カ月余りがたちました。個人的には大変好きな名前ですが、いまいち知名度がないように思います。そのことを踏まえまして、私は基幹産業の農業の観点から農業政策についての大項目のもとに2点の内容で質問に入りたいと思います。

まず、1点目です。品目横断的経営安定対策についてです。農政事務所によると、品目横断的対策はこれまでの発想を転換する戦後最大の大改革と言われています。しかしながら、大改革という割にはいまだに不透明な部分があり、関係機関からの説明が足りないまま加入が始まったのではないかと思います。また、WTO担い手づくりの名のもとに農業者の差別、選別を推し進めているものだとも思います。大空町におきましては、担い手になり得なかった農家の人に対しての最終的な対策と品目作物対象作物への影響、特に所得面についてですけれども、それと農作物の価格が下落する中、所得確保のためブランド商品の開発についての考えを町長にお聞かせいただきたいと思います。

2点目です。農業における労働力の確保についてです。農家の減少、高齢化、後継者不足と今や農業は大変な状況になっております。大空町におきましても同様で、また20に近いほどの野菜と花卉などの作付の戸数の増加で労働力不足が深刻になっております。そこで、大空町における農業後継者の現状と、また花嫁対策について、さらに外国人労働者の導入についてを農業委員会会長に意見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 斎藤議員から品目横断的経営安定対策に伴う関係でご質問をいただきました。この対策が来年の4月1日から実施をされるということで、秋まき小麦作付の農家の方々にあつては第1段階の加入申請の期限が11月30日までであったということで、申請手続が終わったところであります。大空町におきます全農家戸数は518戸、こ

のうち品目横断的の対策に係る対象5品目を作付している方々の農家戸数は448戸となっております。今回収入減少影響緩和対策、通常ナラシ対策と言われておりますけれども、その加入申請につきましてはこのうち360戸の方々が申請を終えたところでございます。残り88戸の方々は、小麦の作付がないというようなことから、来年度の申請ということになってくるといふように、そういうふうな状況になってございます。今回一番課題となりますのは、国は担い手に対して対策を講じるということで、それ以外の方々をどのような形で町として対処していくかということが大きな課題になってございますけれども、そういった線から漏れる方々は現在のところ19戸というふうに把握してございます。その中、18年度中に離農をされるということでの意思を確認されている方々が8戸ということで、11戸の方々に対して対策をとっていかねばならないというふうに思っております。実際には、農地の賃貸借によって経営規模を縮小するという考え方が一定にあるかと思います。そうした中で高収益作物や和牛などの家畜、そういったものの導入ということで所得を確保するという方法、さらには逆に農地の賃貸借によって今経営規模が小さいがゆえに担い手となり得ない方々については経営規模の拡大の方向へ誘導するということもあるかと思います。いずれにいたしましても、農業協同組合、さらには農業委員会、普及センターなどと連携をとりまして、その個々の農家の方々の意向と形態の状況によってそういった個別の指導を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、今回の品目横断的経営安定対策、一説にはいろいろな所得減少ということが言われております。女満別、東藻琴の両農協の試算によりますと、そういった作物を作付されている方々、約1割程度の減収になるのではないかというふうな試算がなされております。一方で、網走支庁で開催された会議において、網走市の営農類型、畑作専業面積規模が約35ヘクタールでありますけれども、そういったようなところで試算した場合によりますと、約5%の減収ではないかというふうに言われております。若干差があるわけでありまして、おおむね何割かの所得が減少していくであろうというような予測がなされております。そういった所得の減少をどのように抑えて、さらに確保していくかということが大きな課題になってくるかと思います。女満別の地域は、消費地であります東京都稲城市との交流を進めてまいりました。そういった中で産地、こちらからの産物をそういった消費地で売っていくというような活動、さらには地産地消などにも取り組んで一定程度の評価を受けているというふうに思っております。また、東藻琴地域においてはナガイモが地域のブランド品と、特産品ということで大阪市場を中心に高い評価を受けているということかというふうに思います。今消費者のニーズは多様にわたっておりますけれども、その中で特に安心、安全というようなものを求める消費者のニーズというものがふえてきているように思います。クリーン農業や有機農業、また生産履歴情報をしっかりと担保していくトレーサビリティシステムなどの導入というようなことで商品を差別化して売っていくというような努力も今後必要になってくるのではないかというふうに思います。我が地域でいきますと大変規模の大きな畑作地帯がある一方で、多品目にわたるいろいろな作物が栽培できるという実態がございます。そういったもので分野を変えながら所得を確保していくということも一つあるだろうというふうに思いますし、さ

らに農業を中心としながら、さらにはその先には商業や観光というような、そういう産業とも密接にかかわりの持てる産業ではないかというふうに思います。そういった方面からも所得を確保する、その試験的なものを町として今後考えていかなければならないのではないかと、そんな考え方に至っております。いずれにいたしましても、一大変換期でありますこの品目横断的経営安定対策、来年の4月から実施されますけれども、地域農業を中心とするこういった地域の中においては大きな関心事でもあり、町の将来を左右することですので、町としてもいろいろなかわり方をもって皆さんと知恵を出し合いながら対応してまいりたいというふうに思いますので、今後ともご意見、ご提言をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 農業委員会会長。

◇女満別地区農業委員会会長 斎藤議員さんの一般質問にお答えをいたしたいと思います。

その中身については、労働力確保のことです。まず、第1点の農業後継者対策の関係についてお答えをいたしたいと思います。女満別地区と東藻琴地区を分けて申し上げたいと思います。女満別地区農業担い手育成センターについては、女満別地区農業と農村地域の振興を図るために北海道農業担い手育成センター及び地域の農業関係機関、団体との連携のもとに次代を担う意欲と能力のある青年農業者の育成確保に努めることを目的として平成9年の4月1日に設立されたわけです。活動の内容といたしましては、配偶者確保対策、農業体験受け入れ対策、後継者育成対策などを行っており、特に配偶者確保対策については文化交流事業、ふれあいツアー、ふれあいコンパ、メルヘンの会などを行っているところであります。農業体験受け入れ対策については、実習生を受け入れ、それから後継者育成対策については新規就農者、そして農協青年部、それから農業士等の研修会を行っているところであります。それから次に、活動実績といたしましては、配偶者確保対策の文化交流事業においては過去5年間で計18名の参加があり、成婚2組の実績があります。また、ふれあいツアーにおいては過去5年間で計14名の参加がありました。それから、ふれあいコンパにおいては過去3年間で40名の参加があったところであります。それから、農業体験受け入れ対策については、一般、そして東京農業大学、酪農学園大学合わせて過去5年間で計252名の実習生を農家計167戸に受け入れをしていただいたところであります。後継者育成対策の新規就農者交流事業においては、昨年11名、農協青年部研修会などについては昨年70名の参加をいただき、新規就農者研修事業では昨年度北海道農業担い手育成センターの片山就農コーディネーターを講師に招きまして、独身青年51名、そして親と関係者83名、計134名が参加をいただき、講演会を開催したところであります。また、農業士会においては昨年度指導農業士2名、それから農業士1名の認定をいただき、現在指導農業士3名、農業士10名、計13名で活動をしているところであります。

次に、東藻琴地区の農業後継者育成対策協議会においては、農業後継者の育つ環境や条件を整え、農業の振興を図ることを目的として平成7年4月1日に設立をされて

おります。活動事業といたしましては、配偶者確保対策、後継者育成対策を行っており、配偶者確保対策については関西女性との交流事業、そして文化の交流事業、道外のノンキーの会なども行っております。後継者育成対策については、各種研修会を行っているところであります。活動実績といたしましては、配偶者確保対策の関西女性との交流事業においては、過去5年間で計34名の参加があり、成婚2組の実績があるところであります。文化交流事業については、過去5年間で8名の参加がありました。それから、道外ノンキーの会においては、縁があつて道外から東藻琴に嫁がれた方々がともに広く親睦交流を深め、東藻琴に親しみ、そしてノンキーランド東藻琴の創造に寄与することを目的に設立をされております。活動状況においては、会員相互の親睦と資質向上を図るための研修、新規会員の受け入れと仲間づくりなどです。また、青年組織の21ノンキークラブは、21世紀の農業を開くため、農業に従事する青少年相互の親睦を密にしてクラブ活動等を通して農業技術、経営能力の向上を図ることを目的として平成3年の5月の20日に設立をされております。活動状況について、学習会、視察研修、スポーツ交流会、プロジェクト活動、その他青年クラブとの交流などです。

今後の取り組みでありますけれども、両地区の後継者育成対策については現在実施している担い手関係の事業を継続して進めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、外国人労働者導入の関係についてお答えをいたします。うちは、受け入れていないわけですが、近隣の状況についてお知らせを申し上げます。東藻琴農協では、本年11月、最近でありますけれども、中国人女性2名が農業技術習得を目的として酪農家で研修を受けております。受け入れ窓口は、国際研修協力機構で、技術習得制度により1年間の研修の後に技術実習生として特定活動という在留資格を取得して最大2年間の間滞在できると聞いているところであります。滞在中の費用については、受け入れ農家が全額負担というふうに聞いております。次に、小清水町農協でありますけれども、農業後継者対策の一環として3年前から中国人女性6名を農業研修を目的に農協の選果場と個人農家で研修を受けております。受け入れ窓口については、岩手県のNPO法人で、研修期間は6カ月、滞在中の費用については農協と受け入れ農家で負担していると聞いているところであります。次に、美幌町のクレードル食品では、平成12年度から毎年中国人男性5名ないし10名程度に研修、技能習得を目的として加工部門の夜間勤務の実習生として受け入れていると聞いております。受け入れ窓口については国際労務管理財団で、技能習得制度等は東藻琴農協と同様であると聞いているところであります。それから、網走市の水産加工工場では、市内の水産加工会社10社が集まって網走国際交流組合というものを設立いたしまして、毎年中国人男女約100名の研修生を受け入れているというふうに聞いております。受け入れ窓口については、技能習得制度等は東藻琴農協と同様であるというふうに聞いております。いずれにしても、外国人受け入れについてはちょっと調べてみますと、全国で5万7,000人ぐらいいるそうであります。しかし、その中で実際に研修とかいろいろするわけですが、夜逃げといいますが、そういうのも1,500人ぐらいいて、全体では2.6%ぐらいはそういうことであるというふうに聞い

ています。ですから、ある程度危険性もはらんでいるということもありますので、ご理解をいただきたい。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 大分落ちつきましたので、ゆっくり質問させていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、品目横断のことなのですけれども、まだまだ11戸の農家が対象にならない方がいらっしゃるということだったのですけれども、品目横断を見ますと集落営農という考えもあるのだというのを聞いております。将来的には担い手の要件として10町または認定農家という要件が入っておりますけれども、将来的にはこれ10町ではなくて20町、30町になるのではないのかなという予想も自分では思っていますけれども、そういう意味では初めから集落営農という考えも入れた方がよかったのではないかなと自分では思っております。また、それと伴って法人化に進んでいく方向性も見出してあげた方がいいのではないのかと思っております。それと、それでも該当にならない方はいらっしゃると思いますけれども、それでもなかなか農家がやりたくて元気のいいお方がたくさんいらっしゃいます。そのような中は、最近よく言葉をお聞きしますけれども、グリーンツーリズム、農家民泊といえますけれども、そういう形での対応について自分ながら思っていたのですけれども、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに今現在11戸の農家の方がまだ最終的にどういった方針で取り組んでいくかということが決まっていないということで、その部分についてはしっかりと関係機関と調整をとりながら相談に乗って、また指導もさせていただきたい。この制度が始まりましたときに、集落営農というような考え方もあるというふうに国の方では説明をしていました。正直我が家でもいろんなことを考えた中で、集落営農ではありませんでしたけれども、法人化というようなことも一つ可能性として打開策としてあるのではないかというふうなことを考えた経過もございました。そういった意味では、今回はこういうような状況で、まず法人化、集落営農というところまでは踏み込んではいっていませんけれども、今後そういうような考え方がもう少し深まってくるような、そんな気もいたしております。ただ、現実この女満別の地域では法人化というようなところで行っている方々はいらっしゃいません。東藻琴地域では何件かあるというふうに伺っておりますので、そういうようなところが十分畑作農業として機能し得るかどうかということに関係機関と十分検討してまいる必要も今後あるのではないかと、そんなふうに思っております。

また、所得の確保の仕方でありますけれども、従来例えば水田単作ですとか畑作と、その混合、いろんな経営形態が生まれてまいりましたけれども、物づくりをする農業というところにあって、かわりはありませんけれども、それ以外のところに視点を

置いて所得を確保していくというやり方も当然出てこようかと思います。確かにグリーンツーリズム、農家民宿というようなことも可能性の一つだというふうにも思いますし、さらには先ほど言いました通常の販売ルートと違うところに販売の方策を求めて、そして付加価値を高めながら少量なものを高価値の中で販売をするというような、そういうことも必要なことではないかというふうに思います。しかし、これらいずれにいたしましてもその取り組むべき農業者の方々の理解といいましょうか、その意欲というものがなければなかなか周りからだけでは十分ではないような感じもいたします。また、実際には成功した例もありますし、うまくいかなかったというような例もあるかと思います。そういった中でどの程度の方々がこういった形に向かわれるかということを見きわめながら、町としてもそれに応じた支援というものを今後考えていくべきではないかなと、そんなふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 3 番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今町長のお話をお聞かせいただきまして、今自分も農業をやっています。一番ネックになっているのは、やっぱり機械代なのです。どうしても個人対応でいきますと、まだまだ機械は買っていかねばならないのかなと思っております。この中でやっぱり将来的に集落営農とか法人化に向けていくとどうしても機械の低減化というか、そういう形に向かうのかなと思っております。また違う角度でコントラクター制度、コントラクター、そういう制度も必要ではないのかなと。このままの形態でいくと、今品目横断でとりあえず 10 町で生き残っている農家も結局は機械代でつぶれるような気がします。そのような形で法人化なり集落営農に早目に対応させた方がいいのかなという、これは私の考えですけれども、そういうことを思っております。

もう一つですけれども、どうしても価格が変動がありまして、なかなか農家の作物で収入が得られなくなっております。ただ、テレビでもよくありますけれども、いいものは幾らお金出してでも買う時代です。その中でプロ意識といいますか、その中でどうしてもブランド化に目覚めて、そういう形でいいものを出す習慣をみんなが持つようにすればまた違った角度で 10 町で生き残れるのかなとも思っております。その中でどうしてもいいものを出すということは逆にはね品も多く出るわけなのですけれども、その対応を考えていただいて、できればそのはね品対策、公社もありますけれども、例えばいろんな形ではね品は漬物にするのだとか、加工品にするのだとか、そういう形の対応も考えていただきたいと思います。その辺について町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、コントラクター、機械費というようなことでご質問がありましたけれども、これは先ほど農業委員会会長にご質問があった労働力の不足というところにもつながってくる部分もあるのではないかなというふうなことで、先ほどの質問の中で

は労働力として人的なものをこの農村社会の中に入れるという考え方の切り口かと思えますけれども、私も一方で実際にコントラクター事業というようなものも労働力の確保というような部分、さらには経費の節減というような視点から必要なことではないかというふうに考えております。現実東藻琴地域におきましては農協が窓口となり、主に酪農家の方々の飼料生産というところが多いというふうに聞いてございますが、そういった中で民間事業者を入れてコントラクター事業を実施をしているというような事例もふえてきております。当初さてうまく機能するのかという農家の方々のご意見もあったようでありますけれども、やはり一度そういうような作業形態になると大変便利なものだというような見方もあるようであります。また、現在の畑作地域における麦の収穫などももともとは手で刈っていた、それがバインダーになり、コンバインになり、それも大型化してというようなことで大面積がつくれるようになってきていると、そういう状況も振り返ってみますと、そういう制度というものについては今後十分検討に値するのではないかというふうに思っております。当然こういった関係については農業者団体の方々と十分協議をして、また地域とも話をしながら進めていかなければならないことであります。先ほど言った東藻琴地域についても酪農家の方々が今は主流というふうに聞いておりますので、畑作やそのほかの作型についても可能かどうかというようなことも含めて検討を進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

また、ブランド品ということで、宮崎県の綾町では綾ブランドということで、農作物をその地域のブランドとしていろいろな角度から付加価値を高めて売り出しているというようなことも伺ったことがございます。そういった意味では、やはりお金を出していただいても買い求めていただけるような、そういうものの生産というようなことかと思えます。現在産業開発公社などでいろいろな製品の生産、加工というようなものもやっておりますけれども、今言われたような視点の部分からはそう多くの取り組みはないのかなというふうに思います。トマトジュースなども古くからつくっておりますけれども、そういう部分においては余剰品ということではないというふうに思っております。また、東藻琴の乳酪館においても当然乳製品の加工ということで行っておりますけれども、そのやはり販売量というようなものを考えますと、まだまだ余剰の分を十分そこで加工で使い切るというようなところにまでは至らないのが正直なところかなというふうに思います。ですから、なるだけ多くのブランド品というものを生産するということにまず目を向けて対応していくということが大切ではないかと、そんなふうに考えるところでございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 町長のお考えはよくわかりました。ブランド化というのは、どこの町でも一品一村、いろんな形であります。聞いただけでそのまちがイメージできるようなブランド品もあります。そのような中でやっぱり一応つくるだけでなく、こちらからもつくったものをアピールする場所も必要ではないのかなと思っております。先ほど東藻琴ではナガイモなのだと、女満別ではアスパラとかセロリも出荷量では道内でも一、

二をいっております。そのような中でそれぞれのできれば、道の駅でもいいのですけれども、イベントといったらいいのでしょうか、そういう発表の場というか、そういう形でのPRも必要ではないかと思っております。そのような中で道の駅でのイベントというか、そういう考えもないのか、あるのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 道の駅の活用というところなのですけれども、正式な話ではありませんけれども、農協さん、さらには西網走の漁業協同組合などに例えば直売店の出店ということの可能性がないかということで打診をしたような経過にあります。そういった中で地域の方々が地域の道の駅でいろんなものを販売できる機会というようなことは、大変大切なことではないかというふうに思っております。そういった中で火がついて非常に全国展開が図れるような、そういうものも出てくると、そういう可能性もあるのではないかというふうに思います。今回商工会などが東京で地域の製品のプレゼンテーションというのでしょうか、そういうものをやってきた中でもいろんな引き合いといいましょうか、話しかけがあったというふうに聞いております。そういう芽出しをするということが非常に大切なことではないかというふうに思っております。先ほど名前を聞いただけでその製品がイメージできるような、そういうブランド化ができればということでありましたけれども、大空町は東京の消費地であります稲城市と姉妹提携を結んでございまして、その稲城市にはアンテナショップが現在開設をされております。しかし、これは稲城市側が設置をしてくれているところに本町の産品等が行って一部販売をされているというような程度で、まだまだ十分認知されている状況にはないかというふうに思います。ただ、10月の稲城市の産業祭りなどに地域の産物を持ち込んだ場合については非常に好評いただいているというような状況を見ますと、私どもとしてその稲城市にアンテナショップを開設をしてそういったものを消費地の中で広めていくということも十分検討していかなければならないのではないかと、そういう中でより多くの消費者の方々にその地域の産物というのを見ていただくという機会について十分検討していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 1点目は終わりました、2点目の質問に入りたいと思います。

先ほど農業委員会の会長さんから後継者についていろいろ今までの経過なり成果なりをお話ししていただいたところですが、私も何年か前に担い手の役員をやっていたことがあります。その中で一番みんなで話し合ったことは、どうしてみんないい人なのだけれども、結婚できないのだろうというのが素朴な質問で、みんな同じ答えで出ております。では、結婚している人が悪いのかということにはならないと思いますけれども、やっぱりそういう形で独身者の意識というか、どういうものがネック

になっているのか、その辺わかりましたらお答え願いたいと思います。農業委員会会長でお願いします。

◇議 長 農業委員会会長。

◇女満別地区農業委員会会長 それでは、第2回目の質問に対して答弁をさせていただきます。

実は、昨年の7月に男性の未婚者にアンケートをとった経過があります。そうしますと、これ外国人とどうですかという、そういう絡みもあったものですから、そちらの方で意識調査をしたわけであります。ところが、これは外国人の受ける、うちは入っていないわけでありますけれども、今後に向けてそういった意識調査をするということをやったところ、ほとんどの、実際は25戸の青年であります、外国人と結婚したくないというような、1人……

◇議 長 休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時53分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
阿野会長。

◇女満別地区農業委員会会長 実は、平成17年で先ほど申し上げたように2月に独身の農業後継者で結婚の意識調査を実施したわけであります。外国人は、配偶者の対象として意識がよくなかった結果が出ておったところであります。本年度両地区で意識調査を実施し、その結果と道内市町村との事例の実態調査の結果を参考にして普及センターだとか農協さん、そして町長部局さんとの連携を、関係機関との連携を図りながらどのようなきっかけづくりが必要か、あるいは独自の対応も含めていろんな方面から検討させていきたいというふうに考えておるところであります。斎藤議員さんは、常々先ほど申ししておりましたように以前から推進員さんだとか、それから実習生の受け入れなんかもしていただいて担い手関係については特にご理解をいただいているので、今後ともアドバイスをいただければありがたいというふうに考えております。  
以上、2回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 昔は、家の周りを見ますと、農家にはたくさんの子供がいました。今特に周りには独身者がかえって逆に多くなっております。先ほど言いましたけれども、独身者の方ほどいい方だと思っておりますけれども、その中で未婚率の低さがひいては少子化にもつながっているのではないかと思います。その中でどうしても花嫁対策とい

いますか、そのような対策を進んでやるべきだと思いますけれども、私も担い手の役員やっていた中で思っていたのは、どうしても年相応というか、年代別にやらないとどうしても若い方は若い方とはならないのです。どうしても年配の方は若い方にいきます。どうしてもそういう形で若い方は結局あふれてしまうのです。コンパもいろんな形でやっていると思うのですけれども、できれば年代別にやった方がいいのではないかなと思っております。また、どうしても女の人は独身者に限るとか、かなり言葉が力強く入っておりますので、かえってではバツ一はだめなのかという意見を言いますが、そのような中でいろんな広い範囲でコンパの女性の相手を求めるべきではないのかなと思っております。先ほど外国人労働者のこともお話ししたのですけれども、将来的には先ほど外国人に対してはちょっと余り積極的に花嫁の候補には挙がらないのだということをおっしゃったのですけれども、なかなか美幌あたりではかなりフィリピンから来ております。うまくやっておりますけれども、そういう意識の改革というか、本人もそうなのですけれども、親御さんの、保護者の意識も変える必要もあるのではないかなと思っております。そういう形でいろんな角度でこれからも積極的にコンパなり、そういう活動を農業委員会中心にやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、近隣では労働者という観点で外国人からかなり中国人が入っております。特に入っていないこの辺で、大空町は一人も入っていないのですけれども、そういう考えで大空町としてはそういう外国人導入についてお考えなのか、また違った角度で町長の方から答弁願いたいと思います。

以上です。

◇議 長 農業委員会会長。

◇女満別地区農業委員会会長 先に今後独自の考えはないのかということについて答弁させていただきます。

今、今後考えていることは、先ほど言われた年齢別に分けて、総体で集めて云々でなく差をつけて、そういうことで年齢差ごとに交流会を考えていったらいいのではないかという考え方が1点。それから、女性の結婚経験者も含めた中でアドバイスをいただきながら交流会を深めていきたいというのが第1点。それと、男女の参加人数、例えば男10人なら女の人10人という、今まではそういったもう無理くりあれしたという経過があるので、やっぱり男女の差は別にして、そんなことも今後考えていきたいということが一つであります。それと最後に、職種が違った異業種でもそういった中で交流を深めていったらということも含めて考えておりますので、そんなことで今後対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 私にもご答弁をとということでお話がございました。労働力の確保ということは大きな課題でありますけれども、2通りの方策、それは人的な労働力を確保すると

いう方法と機械化によってその労働力を確保すると、2通りの方策があるだろうというふうに思っていました。先ほどの答弁と重なる部分がございますけれども、一つは機械化、それは法人化、集落営農化、そういったこともありますし、コントラクター事業ということで民間事業者の方々の力をかりて農作業等を行うと、そういった中でつくり出した労働力を例えば手のかかる野菜作物等に振り向けていくというようなやり方が一つあるのではないかというふうに思います。また、人的な確保ということでいきますと、当然地域においては少子化、高齢化というようなことでありますので、必然的に外国人の方々の労働力ということも期待をする部分も多かろうというふうに思います。確かに私どもが小さいときから見ますと、この地域には大勢の外国人の方々がお住まいになっている現状も見受けられます。そういった意味から、まさしく国際化といいましょうか、さらに超えてグローバル化の社会になってきているというふうに思います。しかし、今回の農業における外国人労働者という言い方でご質問いただきましたけれども、やはりどこの地域を見ましても基本的には研修生ということで受け入れをしているのが実態であります。そのところを十分しっかりと認識しながら対応しなければならないと、そんなふうに私は考えてございます。当然結果的にはその方々が労働力になったり、さらには機会を得て地域の方々と婚姻をされるということの可能性はもちろん否定しませんが、あくまでも農業なり、例えば加工技術の実習ということで受け入れをしているということの前提の中で物事を考えていかなければならないのではないかなと。ましてその研修生の方々を受け入れるということであれば、その受け入れをされるおのおのの事業所、当然農家個々もそうでありまして、農業者団体、さらにはその地域全体としてそういった方々を受け入れていこうというようなコンセンサス、理解がやはりなければ難しいということでございます。先ほど言いましたグローバル化の時代の中でひところから見ると、そういった外国人の方々をべっ視的に見るということは少なくなっているのだらうと思っておりますけれども、文化の違いなどで十分理解を深める、そういうことについては町としてもかわりを持っていかなければならないのではないかなというふうに思っております。過去に私自身も外国人留学生のホームステイなどした経験がございます。そういった中でお互いの国の状況を知りながら、いろんな異国の方々との交流を深めることもそういうことにつながるのではないかなと、そんなふうにも考えてございます。そういった観点から、町としては対処をしながら多くの方の理解が得られるような状況をつくり上げて、そして研修生の受け入れということにつながっていけばいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今回の農業後継者という形で再度質問させていただきたいと思いますが、今まで本当の自分の家の後継者という意味でしたのですけれども、こういう違った角度で新規参入者といいますか、転職者という形の受け入れというか、そういう形での大空町での受け入れは行政としては考えていないのかどうか、それも町長にお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 例えばことし平成18年でありますけれども、先ほど本町の農家戸数518戸というふうに申し上げました。その中で今年度現在まで4月から婚姻をされた農業後継者の方々は、14組というような状況であります。大体30年を1サイクルとしてそういうようなことが繰り返されていったとしても、やはり430戸ぐらいにしかありません。そういった意味で言えば、やはり必然的に減っていく状況が見てとれるということでもあります。そういうことは、必然的にその地域の衰退にもつながるということにもなりますので、別な業種から農業を始めるという方々についても過去にも支援をしてきた経過もございます。現実には新規参入を図られている方もありますし、東藻琴地域においてもそういった方々が何名かいらっしゃるというふうに聞いております。そういった意味で現在の農業を営んでいる方々だけでこの地域の農業を支えていくということは、将来的に見るとそのことだけでは足りないというふうに思いますので、新規就農の機会、そういったものがあればそういった方々を地域に呼び込んでくると。それは、移住ですとか、季節移住だとか、2次元居住だとか、そういうことにもつながるものの一つではないかというふうにも思っておりますので、そういう視点も含めて町とすれば受け入れをしていくということが必要ではないかと。なかなか農業の形態、畑作専業なのか、例えば酪農なのかというようなことによってその新規参入する難しさ、ハードルというものはあろうかと思っておりますけれども、基本的にはそういう姿勢をもって受け入れの窓口というものは開放しながら対処してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今町長おっしゃられたとおり、定住にもつながるということなので、自分の周りにも農家の空き家がかなりありますけれども、そういう形で非常に空き家、空き地、もったいない状況だと思います。そういう形でもぜひ積極的に行政としても定住者になるような方を呼び込んでいただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 やはり地域のよさを感じて、また地域のすばらしい農業というところに感じて地域にお住まいいただけるということは、大変私どもも期待するところでございます。PRも含めて、また受け入れ態勢の整備、前回の一般質問の中にもそういった向きのご質問もあったように思います。ぜひとも体制を整えながら、十分地域として受け入れできるような、そんな組織づくり含めて頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて斎藤宏司議員の一般質問を終了いたします。  
ここで20分間休憩いたします。

休憩 午後 2時07分  
再開 午後 2時26分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第5、一般質問を続けます。  
次に、7番、坂本一光議員の一般質問を許します。

◇坂本議員 平成18年も残すところ10日余りとなり、世界的にも国内、また町内においても大きな変化、変革がありましたが、もう終わろうとしております。大空町としても8カ月余りが経過し、定例会も3回目となりました。通告に従い、質問させていただきます。

大きく分けて三つありますが、まず一つ目、行政経営についての考えをお伺いいたします。一つ目、行政改革について、今後の取り組みについてお伺いいたします。

二つ目、平成18年度歳出予算総額に占める人件費の比率について20%を超える現状について、今後どのように考えておられるのかお伺いいたします。

三つ目、平成18年度歳出予算総額に占める公債費比率について適正とされる18%にするための考え方についてお伺いいたします。

次に、前段同僚議員の質問と重複する点があるかと思いますが、防災についてお伺いいたします。災害対策マニュアル作成について取り組みをお伺いいたします。

二つ目、冬期間における緊急出動時の道路確保について十分な体制がとられているのかどうかについてお伺いいたします。

三つ目、合併により行政面積が約2倍と拡大しているところですが、火災、急病を含めた災害に対する出動体制について十分な対策がされているのかどうかお伺いいたします。

大きな三つ目ですが、一つ目として、平成14年から中学校3年間において和楽器に触れ親しむことが指導要領の中に取り入れられたところであります。そこで、和楽器の学校の整備について今までの間どのようになっているのかお伺いいたします。

二つ目、平成16年から旧女満別町において文部科学省の委託事業として3年間子ども教室推進事業として主にめっちゃいんど館を中心としていろいろなメニューを取り入れ、活動してきた経過にあります。登録された子供たち、またその保護者にとって多くの成果を上げてきた経過にあります。平成19年度から放課後子ども教室として事業が変わり、予算措置も町負担分が必要となってきます。そこで、今後十分な成果を上げてきた内容であっただけに予算的な面で活動が制限されることにつながるのではないかと危惧するところでもあります。このことについて考え方をお伺いいたします。

以上申し上げまして、1回目の質問といたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 坂本議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

一つにつきましては、行政改革ということであります。このことについては、平成18年度取り組んでいかなければならないということでもありますけれども、議員各位、また町民の方々にその動きを知らせるということで、私自身も大変取り組みが遅くなっているというふうに感じているところでございます。行政内部的には動いている状況はありますけれども、そういったことというのは住民の皆さんに芽出しをしていかなければなかなか伝わってこないということでもあります。そういった意味で今後広報等を活用しながら住民の方々にも情報を提供していかなければならないと、あわせて議会にも当然諮るタイミングというものもございますので、その中で皆さんにもお知らせをしてみたいというふうに思っております。現在集中改革プランの策定に向けまして準備を進めているというところでありますけれども、最終的には行政改革推進委員会を設置いたしまして、来年の3月までに策定をするというようなことで考えてございます。こういった内容につきましては、住民の皆さんに当然公表していくことになります。また、そのつくったときだけではなくて毎年度その進捗状況やその成果、そういったものも公表していくこととしてございます。

次に、人件費に関係する考え方でございますけれども、平成18年度の一般会計の予算で申し上げますと、歳出総額が72億2,944万円ということであります。職員給与費ということで予算が14億3,627万円、この比率は職員給与費ということで押さえておりますので、19.9%となっております。これは、公債費、借金の返済であります公債費の24.6%に次いで高い比率というふうになってございます。そんなことから、新しい大空町におきましても平成17年度の人事院勧告に基づき今年度から一般職の職員の給料表を平均で4.8%、最大では7%の引き下げを行っているところであります。実質的には、一定年齢より上は当分の間据え置き状況となるようなことで人件費の抑制を図っているところでございます。また、私ども特別職につきましても7月から2.57%削減をしている状況にございます。人件費につきましては、いろんな考え方がありますけれども、いろんなシーリングをかけていくやり方もあるかと思います。しかし、町村の職員というのは基本的には身分、また給与というものが条例、法律等で規定されている部分がございます。そういった中で単年度において急激に上下させるというようなことは、非常に難しいわけであります。急激な削減ということでいきますと、組織上、人事管理上マイナス面もありますので、中長期的な展望のもとで定員管理計画というものの中で適正な人件費のあり方というものを考えてまいりたいというふうに思っております。人件費と申しますのは、当然人数と、それに係る一人一人の給与、報酬、賃金などの水準、これを掛け合わせたものになるということでございます。当然そういった水準の見直しということも必要でありますけれども、その人数というようなところについても見直しをしていかなければならないものと、そんなふうに考えてございます。

次に、公債費でありますけれども、前回の定例会でもご質問がありましたように、実質公債費比率が22.7%になったということでございます。歳出に占める公債費

の本年度の額は17億7,813万円ということで、単純にその比率は24.6%を占めている状況にあります。先ほど議員からも適正な比率18%を上回っているということでありましたけれども、18年度からは地方債の制度が今までの許可制度から協議制に移行しました。しかし、我が大空町はこの18%を大きく上回っているということで、従来どおり許可が必要という団体に属してございます。こういった実質公債費の比率を一気に18%以下に下げるということは、困難な状況にございます。私といたしましては、従来もそうでありましたけれども、毎年度の起債の発行額をその年に償還する、元金以内に抑えるということで、その起債の残高を減らしていくように努めてまいりたいというふうに考えてございます。単年度事業費の規模によっては不十分な部分もあるかと思いますが、中長期的に見てこの起債の残高を減らしていくということがこういった比率を下げていくことにつながるものというふうに思っております。また、単純に借りの部分を少なくするというだけでは十分な効果が得られないというふうに思いますので、過去に借入れをした地方債など将来の負担になっているものについては繰上償還ということも検討してまいりたいというふうに思いますし、歳入歳出予算の中におきましては歳入の確保と歳出の削減というものを図りながらこの数値を減らして健全な財政運営に戻していきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、2点目であります防災関係であります。今回の10月7日から9日に降りました大雨暴風災害におきましては、非常に多くの災害対策に当たったところがあります。災害対策本部を設置をいたしました。土のうをつくったり、さらにはその土のうを積み上げるという作業、また危険箇所の巡回、避難勧告、避難所の設置運営などさまざまな業務を行ってきたわけでありまして、その業務ごとの判断基準というものがやはり必要ではないかというふうに思っております。基本は、最終的な目標といいましょうか、目的は人命を尊重していかに住民の方々を安全に避難をいただくかということではありますけれども、ある一定の基準というものは必要ではないかというふうに考えておりますので、そういったものを今後策定してまいりたいというふうに思います。実際の現場の中ではそれを一つの基準としながら、人命を最優先に考えた臨機応変な対応が求められるものと、そんなふうに考えてございます。

また、冬期間等除雪などが必要な場合の緊急出動体制でありますけれども、平成16年の1月の暴風雪の折にもそうございましたけれども、除雪担当部局と十分に連携をとって必要な方のところについては除雪車を先導させながら現地に急行するというような体制をとってございます。また、弱者の方々がこういったところにいらっしゃるということも含めて十分把握をしながら取り組んでいる状況にございます。

また、合併によりまして町の面積は343平方キロメートルということで約倍になってございます。そういった中で、大空消防署と東藻琴出張所の中で全町をカバーするということが網羅することとしております。特に緊急出動の際につきましては、本所、さらには出張所の近い方が基本的に現場に向かうというようなことから、開陽地区、日進地区については出張所が一義的に向かうということが基本となってございます。こんな関係から、従来よりも到着時間の短縮が図られている状況もございまして、ご理解をいただきたいと思います。

さらに、3点目でございますけれども、平成16年、7年、8年と子ども教室推進事業、文部科学省の子どもの居場所づくり事業として委託を受けまして実施をしてまいりました。19年度からは放課後子どもプラン事業ということで内容、仕組みが少し改変をされますけれども、引き続き同種の事業が実施されるというふうに伺っております。この負担区分は、国、道、町、これが各3分の1ずつ負担ということではありますけれども、従来ご利用いただいている方々、子供、また保護者の方にアンケート調査などをしましたところ、非常に今回の事業については期待が高いということから、平成19年度もこの事業について対応できるように現在予算面含めて協議をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上3点について申し上げて、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは、私の方から中学校の和楽器関係のことについて答弁をさせていただきます。

議員からご指摘ありましたように、中学校における和楽器の取り扱いにつきましては平成14年度の学習指導要領の改訂において我が国や郷土の伝統音楽を重視するという観点から導入されたものであります。具体的には、我が国の伝統的な歌唱法も視野に入れた歌唱指導という側面と器楽合奏の中での和楽器を体験させること、この二つの側面からこの導入に対する事業展開がなされているところでありまして、3年間を通じて1種類以上の和楽器を用いた体験授業をするようにと、そういう授業を組むようにという指摘でございます。和楽器の種類、目安としては琴、三味線、尺八、篠笛、鼓、和太鼓、木魚、あたり鐘と、伏せた鐘をたたくのですが、そうしたものを用いてということの内容になってございます。そこで、町内の学校において平成14年度からの取り組みの状況を調べてみましたところ、授業の中で和楽器のもの、そういう曲を鑑賞するという側面と実際に授業の中で和楽器に触れて体験をすると、この二つの側面から授業を計画して取り組んでいるようでございます。具体的に申し上げますと、東藻琴中学校では大正琴を用いた授業の体験をしております。女満別中学校におきましては、平成15年に全校生徒で和太鼓の演奏を体験したということ、それから同じ年に邦楽教育振興会オホーツクというところから外部講師を招いて琴の演奏体験を受けております。それからさらに、今年度に入りまして町内の外部講師から選択音楽の中で琴の演奏指導をいただいていると、そういうように報告を受けているところでございます。しかし、前段申し上げましたように、この和楽器というのは一つの技術の要する楽器でございまして、指導者の確保ということが喫急の課題となっております。地域の指導者として、あるいは音楽の先生ももちろんですが、地域の指導者として確保できる、そういうことも視野に入れながら和楽器の配備については考えていきたいということでございます。

二つ目の子ども事業についても若干触れさせていただきたいと思っております。地域子ども教室の推進事業について、先ほど町長の方からも大所からの答弁をいただきましたけれども、委員会として若干申し上げさせていただきますと、16、17、18とや

ってきまして大変成果が大きかったとアンケート調査でも出ておりますので、今後19年以降教育委員会として補助事業として受けて引き続きこの放課後子ども教室推進事業として展開をしていきたい、このように考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。この事業についてこれまで女満別地区を中心にしておりましたが、今後は東藻琴地区においても放課後児童クラブの登録児童を対象にしながら全町的な視野で展開をしていきたいと、このように考えてございます。

以上申し上げまして、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 さらっとお答えをいただいたところですが、まず行政改革、今年度中に推進委員会を立ち上げて内容を検討していくというような話だったのですが、今何が必要なのかという部分というのは、これはあらかじめはっきりしている部分が多いのではなかろうかと思います。その中でこういった質問をさせていただいたのは、この行政改革推進委員会を立ち上げるという話はもう既に予定としては聞いているのですが、果たしてどういったものを重点に取り組んでいくのかという、その町長の考えをまずお聞きをしたい、そのように思うわけです。行革の推進委員会そのものが機能的にどうするこうするということは、この場で申し上げるべきことではないと思うのですが、やはりこれは行政に携わる者、また首長として今大空町の行政の経営において何をしなければならないか、これはおのずとはっきりしていると思うのです。ですから、この後の部分にも人件費の部分ですとか公債費の考え方ですとか、そういったものもこれは主なものとしてきょう取り上げさせていただきましたが、全体に例えば行政改革の中で首長として人件費はこの程度に最終的には抑えたいのだと、急激な変化はなるべく避けたいというような話もありましたけれども、来年やりなさい、20年までにやりなさいという話は私しているつもりはありません。ただ、今後の行政を経営するに当たっていついつまでどういう形に持っていきたいという一つの考え方があって初めて、これはいろんなほかの担当部署なり、また住民なり、そういう目標に基づいた施策を具体的に打ち出せることにもなるでしょうし、住民の理解を得ることにもつながるのではないかと、そのように考えているわけです。したがって、行革推進委員会に諮問するのは、これは大いに結構だと思いますし、そういったいろんな広く住民の意見を取り入れるということは、これどうしてもやっていただかなければならない部分なのですけれども、その前段に必要な部分が我々には見えてきませんし、8カ月経過して今までにどういうことを目標として大空町の行政が運営されているのか、そういうのが正直言って見えてきておりません。そういったことで、主立ったもので結構ですので、町長の今頭に描いているものを示していただきたいと、そのように思うわけでございます。

ですから、関連して人件費の比率、職員給与については19.9%ということでありました。旧女満別においても約17%前後でなかったかと思います。こういった中で果たしてそれが、旧女満別の17%、大空町の19.9%、約2割が適正な比率なのかどうかという一つの考え方もお伺いしたいところですし、もしそれでなければお

おむねどれぐらいが適正であるから、いつごろまでにはこういうことにしたいという目標をまずお示しをいただきたい、そのように思うわけです。

また、公債費の比率につきましては、先般財政の方から今後7年間において18%以下に、要するに公債費負担適正比率と申しましたか、これ先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、北海道の許可がなければ起債を起こせないというような状況の中でやはりその18%に早く近づけなければならない、なおかつ今後7年の間にそういうものを達成すべく計画書をつくりました、提出しますというような話を聞いております。その中でそれは企画ですとかほかの部署とのすり合わせした数字かどうかということをお伺いしましたら、まだそれまではやっておりませんという答弁でした。合併協議会の話に戻りますが、その中で住民説明会の中で合併すれば毎年9億円程度の投資的経費を見込めるのですよというような説明をされた経過があると思います。ですから、財政でつくった7年の計画と、それから以前のもちろん建設計画の中にも当然そういったものが入っていると思いますが、年間9億円程度の投資的経費を見込みますというような、整合性、それがどうも一致していないというような気がいたします。それについて今後どのような考え方で進めていかれるのか、まずはお聞きをしておきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 行政改革について主立った考え方、内容は目標とするところはある程度はつきりしている部分があるのではないかと、諮問、答申の前段で私の考え方ということであります。これについては、私も当然考えている部分がございます、ことしの7月、8月にかけて一つには人件費、定員管理計画の素材となるような、そういうものを職員に示して、それをもとに今後の行革に当たる考え方を一つ示してございます。また、民間に業務を移行するという考え方についても私なりの試案というものをつくりまして、担当に十分素材として研究するようというようにことを投げかけてございます。そういった中で、今度ははっきりとした町としての素案というものが出てくるというふうに思っております。行政改革いろいろたくさんありますけれども、私はやはり合併をした中での効果というようなことをはっきり出していくということでは、一つには人件費の抑制というものがあろうというふうに思っておりますし、それについて手を加えていきたいというふうに考えておりますし、さらには民間の方々にご協力をいただいて公の仕事を一体だれがどの部分を分担してやっていくのかというようなことをもう一度見直す機会にしたいと、そういう観点で行政改革を進めていくべきではないかということで指示をしているところでございます。

また、人件費の比率についてもご質問がありましたけれども、これについては分母となります予算総額というものがございます。現在約72億3,000万円ということでもありますけれども、これの多い少ないによっても人件費の比率というものについては変わってくる部分があるのではないかとこのように思っております。また、その比率は毎年の年度によって高くなったり低くなったりするということでもありますので、まずは先ほど申しましたように、人の数というもののまず目標を立てなければな

らないと、そんなふうに考えてございます。10年先までには約130人程度の中でこの行政の仕事をできるようにできないだろうかというのが今の私の考え方でございます。今後当然委員会の中でそういった考え方も十分議論されていくべきものというふうには考えておりますけれども、そのような状況にあります。また、給与の水準というものにつきましては、片や人事院勧告もありますし、人事院勧告も従来の国公並みということだけではなくて、地域のそういった給与体系も十分反映するようにというようなことが言われておりますので、それはその中で考えていかなければならないのではないかとこのように考えてございます。

また、公債費の適正比率の考え方でありまして、これは公債費の適正化比率18%以下に何としても持っていこうということで計画を立ててございます。実際には、例えば先ほど言いました投資の関係、その整合性はどうかということでもあります。今まさに大空町は出発をして8カ月から9カ月ということでもあります。この中で総合計画もつくらなければならないと、さらには行政改革の集中プラン、実施計画というものもつくっていくと、それに伴って財政計画も、さらには定員管理計画も、公債費の適正化計画というものもつくっていかなければならないと、もろもろのものをこの1年の間に示していかなければならないというような状況に現在ございます。そういった中で、物によっては支庁に早くに提出を求められるものもあります。そういった中では、確かに今時点としては十分なすり合わせができていない部分もあるかと思いますが、そういったもろもろのプラン、計画、そういったものを立てる中で整合性を図りながら修正を加えて、最終的にはそういったものが一体となってこの町の行く末を担う計画、プランというものになっていくというふうに考えておりますし、またそういうふうにしていかなければならないと、そんなふうに考えてございます。ですから、現時点では頭出しというようなことで先に出されていった計画物もありますけれども、当然後から進められてくる例えば主に総合計画でありますけれども、そういったものとの整合を図りながら途中で修正をさせていただくということも考えているところでございますので、そういった中でまたご議論をいただければありがたいというふうに思っております。

以上申し上げて、2回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 行財政改革の話、一部職員の定数についての考え方はお伺いできたところなのですが、その比率の分で見ますと、確かに年間の歳出総額に占める割合というのは変わるのだと思います。ただ、この比率が高いということで今回取り上げさせていただいたのですが、やはり人の部分で歳入の分で町税ですとか、単独で自己財源というのですか、そういったものというのが当然限られてきておりますし、ましてや最近こういう経済情勢、地方については相変わらず逼迫どころかますます悪化しているような状況でもあります。その中で人件費については、では総額どれぐらいにするというような額で決める方法も、これは取り入れていただいている方法もあるかと思うのです。ですから、そういったものをまず7月、8月に職員の中で指示

をしたというような答弁でしたですけれども、やはりそういった民間といいますか、住民の中ではこれほど財政的には逼迫して何か二言目にはお金がないというような返事しか返ってこない状況の中では、まずそういった町長の考え方としてでもいいですから、正確に積み上げられたもの、これまで待ちますと時間がかかってしまいますので、まず考え方を示して、もし後に変更があればそれなりの理由を説明していただければ住民も納得できると思うのですが、そういったものがわからない中で二言目にはお金がないというのは必ずどこでも聞けるといいますか、言われることだと思うのです。ですから、お金がないからだめなのではないのみたいなのがもう半分あきらめみたいな形なのですが、では実際行政を運営している側ではどれほど努力しているのだという、そういうものが住民には伝わっていないのです。ですから、もし町長の考え方でそういったことを職員の間で指示したのだとすれば、早目にわかるような形の方法をとっていただければ住民としても理解できる場所ではなかろうか、そのように思うわけであります。ですから、これだけの要するに財政運営に当たっているわけですから、一々細かい部分を取り上げていくといういろいろ整合性という面で時間はかかるという今説明のとおりなのですけれども、やはり町長としては住民に直接選ばれた人でありますから、その人の考え方をまず示す、今まで何も見えてこなかった、内部ではあるのだけれども、表には出てこないという部分がやはり住民にとって不安になる材料でもあるのではないかと、そのように考えておりますので、再度その手法についてお伺いしておきたいところでもあります。

それから、適正な職員の数について、10年たてば130名、これは合併についての協議をしているときにそういった数字も伝わってきておりましたが、これについては10年後には定年退職者が三十数名いるでしょうから、最終的には130名程度になりますというところの話だったわけです。その130名は、それで結構だと思うのですが、時に1回目の答弁にありました公の部分を民間に仕事を任せていくというところの部分で、果たして任せていく中で当初の今現状の事務事業で130名だとすれば、もし民間に任せていった場合にはどんなふうになっていくのか、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

それから、もう一点、ここ数年新規採用をしていない状況にあります。もう既に若い年代の人の年齢層が空洞になっているのではなかろうか、そんなようなことを思います。これ組織がなくなるものであれば、それで結構だと思うのですが、やはり行政体としては維持をしていかなければならないという使命も持っておりますので、そういったときに今の空洞になっている部分が後になって弊害として出てくるのではないかと、そんなことも心配されますので、それもあわせて答弁いただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 お答えを申し上げます。

職員の給料が高いということでたびたびご質問をいただいておりますので、その高いというのは何と比較してということであれば、多分地域の民間給与ということであらうかと思います。国もこういったものについては是正をしていかなければならない

と、地域給というような考え方を取り入れていくということですので、当然公務員、総じて教職員、また転勤のある道職員、国家公務員、また町村の職員もその郷に入ったときには郷の水準にというようなことが出てくるのであろうというふうに思います。人事院勧告においては、従来100人以上の事業所をもとに民間の給与水準というものをいろいろ考えていたようでありますけれども、そういったものの規模を小さくしていくというようなことで出されてきているのが昨今の人事院の給与体系ではないかというふうに思っています。また、十分伝わってこないということでもありますので、そういった意味では説明責任が十分に果たされていないというご指摘だろうというふうに思いますので、町の努力をしている削減の内容というようなものについては、先ほどの1回目の答弁でご説明申し上げましたように、広報等を使いながらさらにPRをさせていただきたいと。中には懇談会の中でありましたけれども、私の報酬、給料等を削減したというようなことをご存じない方もいらっしゃいました。また、先ほど言いましたように、職員の給料表を削減していると、さらにはいろんな部分で町が携わってきた行政改革の部分まだまだ見えていないぞと、単に住民にだけお金がないというところを押しつけているのではないかというようなことで言われた部分もあります。まだまだPRが足りないのだなと。これは、旧女満別町の時代でありますけれども、16年度の予算から補助金等の見直しということで進めさせていただいた折には、職員の給与についても年間数千万円単位で削減をさせていただいた中でそういうようなことを住民の方々にもご協力をお願いした経過にもございます。これからきちっとそういう見える形でのPRということをあわせてご理解をいただくように努力してまいりたいというふうに思います。

また、額でということでは言われましたけれども、やはりこれは最初に額から入ることはいかがかと、一体地域の中にどれほど必要とされる仕事があって、それをやっていくべきかどうかと、その中でどういった水準が適正かというようなことかと思えます。例えば私どもの今の町では、高校を持っていたり、さらには幼稚園が公立であったり、牧野があったり、診療所があったり、そういうような他市町村にはないようなものも持っている部分がございます。そういったものを単純に比較しながらどういった率がいいかということについては、非常に難しいものがあるということでもありますので、まずその地域にどういった仕事があって、それを私どもが直接やらなければならないのか、また民間の方々をお願いをしていくのかという中で判断をすべきものではないかというふうに思います。先ほど130人という数字をとらえて、それは合併協議会の中で黙っていればそれだけになるというようなことでお話があったかと思いますが、決して私が言いましたのは黙っていればその数字になるということではございません。現在176名であったかと思いますが、職員数がおりますけれども、10年間の定年退職だけを見ましても七十数名の職員が定年を迎えることになります。そのことでいけば黙っていれば100名になるということでもありますけれども、先ほど言いました民間にどういった部分を年次的に移管していき、そしてそのことによって職員数が減っても対応ができると、さらにはどうしても採用していかなければならない職種や組織の維持を考えたときに、新規採用も考えながらの中で130人台というようなものが一つの目標になるのではないかとということで私自身

が持ち得ている資料でございます。それについて皆様方にご論議をいただくことが今後必要になってくるだろうというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。確かに過去にも同じようなご質問があったかと思いますが、新規採用を一切しないのかということでもありますけれども、来年度に向けては先ほど言いました行政改革の形はまだはっきりとは示されておりませんが、先取りをした形の中で新規採用についても考えていきたいということで現在進めている事情もございます。そういった中で将来に向かって組織の維持ということも片方でしていかなければならないと、そんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろ答弁をいただいております。当初6月の第1回定例会についてですが、総合計画の話もちょっと触れながら、住民自治基本条例をも含めたものを想定されたような予算執行の所信表明の中に書かれていたかに思います。そういった上で特に住民自治条例なんかにかかわってくる場合、やはり住民のかかなりの部分の理解と協力がなければこれはでき得ないものですし、行政が与えてもなかなかそれが機能しないという側面も持ち合わせているわけです。そのために住民との理解の度合いを少しでも深めるためには、素早い情報公開なりを進めていかなければ難しい問題ではなかろうかと思っております。そういった面ででき上がったものを住民に示すのも結構ですけれども、その考え方、目標とするところをまず示して、今この段階にいるから、皆さんもぜひともそれについて協力をいただきたいというような話でないとこれからの行政運営ますます難しくなるのではなかろうかと思っております。そんなことも含めて再度答弁をお願いしたいと思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 6月の定例会におきまして施政方針ということでお話を申し上げたときに、仮称ではありますが、地域まちづくりの基本条例というものが必要ではないかと、これによって私は地域の住民の皆さんに仕事を押しつけるというようなことのもりは毛頭ございません。地域の方々にいかにまちづくりに参画をしていただくかというような視点を持ってこういったものを策定していきたいという考え方でございます。

また、私の1回目の答弁にも申し上げましたとおり、私自身も今回の行政改革についてはやはり今行政内部でどんなことが起こっているかということとその芽出しとして町民の皆さんにお知らせすることが欠けていたというふうに申し上げました。内部では作業は進んでいる部分もありますけれども、それはいろんな情報媒体を使わなければ町民の皆さんには伝わっていない、それはイコール住民の側から見れば何も進んでいないのと同じであるというふうにとらえられるであろうということで、広報活動の重要性というものを改めて認識をして情報を公開していくといいでしょうか、現時

点の進捗状況というものをお知らせしていく必要があろうかと思います。このときに私どもとして十分注意を払っていかなければならないのは、議会における皆様方への情報提供と、さらにはその理解の度合い、それとあわせた中で住民の方々にもお知らせをしていくと、そういうことのタイミングといいましょうか、時期的なものも十分考えながら進めていかなければならないという中で、やはり決まったことだけをお知らせするというのではなくて、そのような途中経過も含めてお知らせをし、また町民の皆様から、また議会の皆様からご議論をいただけるような、そんなスタンスで今後取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 ちょっと誤解があったら、訂正しますけれども、住民自治基本条例について住民がすべて引き受けるというのではなくて、気持ちの上で十分理解をしないと、協力をさせていただく部分がかなり出てこようと思うのです。そういったことで押しつけられる、押しつけるということではないので、ちょっと改めて誤解のないように申し上げておきたいと思います。

いずれにしても、先ほど前段防災の関係で話が出たと思うのですが、できることとやっておかなければならないことというような区分けがやはりこういった場にも十分必要になってくるであろうと思いますので、その辺も今後の行政の経営についての心構えとして再度お答えをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私のちょっと把握違いかもしれません。基本条例につきまして基本的な趣旨は、町民の方々がこの地域の主役であり、その方々を中心としてまちづくりを進めていくための約束事を決めていくというようなことになろうかというふうに思っています。また、やらなければならないこと、それからいろいろもろもろありますけれども、行政として最低限やらなければならないものももちろんございますし、さらには皆様方のご要望の中で取り組むことをよしとするものというようなもの、いろんな区分けがあろうかと思います。そのことによって、場合によってはその役割分担の中で物事が変わってくるというようなこともあり得るのかもしれません。これから課題は多いわけでありまして、新しい町の出発と同時に、改めてリセットボタンを押した中で新しい考え方をつくっていくということも一つの考え方ではないかというふうに思っています。一生懸命まちづくりについて今後も努力をしてまいりたいというふうに思いますので、ご指導をいただきますようこの機会にまた重ねてお願いを申し上げます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 次に、防災について、これ午前中同僚議員から既に終わったところなのです

が、その中で一部ちょっと確認をしておきたい。災害対策のマニュアルづくりにおいてぜひ入れておいてほしいところなのですが、今回老人福祉センターが避難所になりました。日常生活の必需品等の確保というようなこともありました。やはりその中でも炊き出しですとか、それからいろんな部分での避難した人以外の手助けも必要になってくようと思います。そういった中での部分も考慮に入れておいていただきたい、そういうことでございます。

それから、先日テレビで放送しておりました新潟県の災害の例が出ておりましたけれども、消防車を出動させようと思ったら、地震ですから道路に段差ができて身動きとれない状況にあった、それから道路も当然あのときは寸断されておりましたから、迂回路の確保もできなかったということもあったようでございます。今回、この辺の地域においてはどのような災害というのは、これは想定できないわけなのですが、対策マニュアルということになりましたら、いろんなことを想定しなければならないと思います。道路の確保、迂回路等の準備等も、これも改めてやっておかねばならない点ではなかろうかと思います。それから、当然電話回線の不通というようなことも起こり得る可能性があるかと思いますが。そういった中でそういったときにはどのような対応をするか、当然車も走れなければ車で知らせることもできないというようなときに、ではどのような対応が考えられるかという、そういったことも含めた中でこれからのマニュアルづくりに取り組んでいただきたい、そのように考えておりますので、取り組む取り組まないことについての考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回は、避難所を設置いたしました。当然そこに避難された方々約100名弱でありましたけれども、関係する職員も現地に出向いておりますので、そういったものも含めて避難所についてはごった返すような状況だったかと思います。そういった中で、そういった炊き出しですとか賄いの準備というようなことも十分安全を今後期していかなければならないというふうに思っております。そういった用品の備えつけというようなことも十分把握をしながら、今後対処してまいりたいというふうに思います。

また、消防の救急出動の関係でありますけれども、過去にも16年の大雪のときに交通網が寸断した中でいろんな救急出動もございました。先ほども申し上げましたけれども、除雪車が先導するというようなこともございます。また、医療にかかって定期的に医療通院をしなければならないような方については、福祉課との連携の中で状況を確認するというようなこともございます。また、道路の関係につきましては、道路所管をしている担当課によって、一体どこが工事中であるか、どこが巡回した中で壊れているかというようなことを把握しながら、さらにはどこの場所を通行止めしなければならないのかというようなことも逐一その災害対策本部会議の中で確認をさせているところでもございます。今後もそういうような中で横の連携をとって大事に至らないように対処してまいりたいというふうに思っております。

また、電話回線の関係、これも雪の災害のときに電話回線が不通になると、さらには停電にもなるというようなことから、現在の電話の中では電気がないと使えないというようなものもあるようでございますので、そういった中においては伝達の手段というものが非常に難しくなる場面がございます。そういった中におきましては、一つには今携帯電話普及してきておりますので、各ご家庭でそういった電話の予備電池、そういったものの購入、備えつけというものをお願いしてまいりたいというふうに思いますし、現在担当に指示して調べさせておりますのは、携帯電話のメールに一斉にこちらから情報を送り込むということができないだろうか。当然ご本人の了解を得なければならないことではありますけれども、そういったものの数を例えばふやしながら個々個別に該当する方々に連絡をするというような方法がとれないだろうかというふうに考えているところでもございます。さらには、各ご家庭でいいますと、今までは通常の電話とファクスというものもありますけれども、インターネットを使うというようなことも可能性があるのかもしれませんが、しかし、これも当然有線ということでもありますので、そういったことを考えますとやはり大きな課題の中の一つとして情報伝達の手段というものが挙げられるだろうと思います。こういったものについては、科学技術の進歩とあわせて今後対策を考えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 あと、教育委員会の関係でお伺いいたします。

答弁をいただいた中で、琴を取り上げてやっておられるようです。東藻琴地域においては、大正琴を取り上げておられるということなのですが、ただこれについて平成 14 年以来指導要領に取り上げた以上は楽器を用意する経費についてはどうなっているということで私なりに調べさせていただきました。そうしますと、交付税の中に教材費として算入をしておりますというような返事をもらったわけなのですが、果たして旧女満別時代から含めてこういった指導要領に伴う出費についての財政的な手当てについて一体今までどういうふうになっていたのかちょっとお伺いしたいところでありまう。やはり触れることが目的、親しむことが目的とはいっても実際楽器がなければそれも難しい話で、今はいろんなところから借り入れをしながら調達してやっておられるのが現状だと思うのですが、果たしてそういった国の指導に基づく教材の整備についてどうなっていたのかお伺いしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 国からのこうした教材関係のお金がどのくらいおりているかということですが、試算をいたしました。今年度の分です。試算をいたしましたら、いずれも女満別中学校、東藻琴中学校も国の基準を大幅に上回る教材、備品等の購入費をつけてございます。例えば女満別中学校ですと、6 学級なのですが、国からのいわゆる交付税として入ってきているお金は 196 万円、国の算出標準ですが、女満別中学校について

は450万円つけてございます。東藻琴の3学級の場合は、98万円なのですが、191万円ほどつけてございますので。単にこの和楽器だけでなく教材、備品等を含めた総合的な中では、いつだか図書費のことで多分坂本議員から質問が女満別町時代あったと思うので、そのときも北海道新聞からわざわざ私に直接電話をかけてきて、女満別町の児童図書のお金、それは北海道で断トツだというようなことで道新の本社から記者がびっくりして電話をかけてきたということもありまして、こうした国のお金をもとにしながら町が上乗せをしている充て方は非常に大空町としては十分な、どこまでが十分かというのはわかりませんが、2倍、それから3倍近いというようなところでやっているということをひとつご理解いただきたいと思います。

それから、和楽器のことについては、学習指導要領の中で3年間に1楽器以上ということで記載をされて、それを受けて学校がどのような指導計画を作成するかということも一つの観点になってまいります。当初は体験的にそれらの演奏を聞くというようなことで中学校もスタートしたようでありまして、17、18年ですか、去年、ことしと議員がおっしゃりましたように、琴を実際に外部の方が一緒に持ってこられて演奏を体験するというような形で授業の中で音楽、あるいは選択音楽の中で取り入れているということをお伺いしておりまして、そうした観点からの予算の要望も学校の方から今般初めて上がってまいりました。ただし、やっぱり和楽器ですから、指導する先生がずっとそれが指導できるかということ、あるいは外部からの指導者をずっと招聘できるかということと、買ってしばらくしたらまた眠ってしまうこととか総合的なことも学校のそうした指導の計画等も勘案しながら、これらについては十分検討しながら対処していきたい、このように考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 今までですと10年に1度指導要領が変わるというのが通例なのですが、これについてちょっと不安定要素もあるというのは十分理解できるところなのですが、外部から持ち込んで、例えば琴なんかの場合にはちょっとかさばるわけなのです。そういった中で搬入搬出について先生にお願いする、労力的にもお願いするというのも、これやはり将来長続きしない原因になっても困るわけですから、やっぱり取り組んでいただく以上できるものはそろえていただくことがベストですし、そうでなければなるべく労力的な負担の少ない中で取り組んでいただけるようなことにしていれば、子供さんたちもなれ親しむという面ではこれは決してむだになることではないと思いますので、これからも取り進めていっていただきたい。予算面で十分確保されている、措置されている、多分教育委員会あてに措置されているということで理解して安心しているところでもあります。

それから、子どもワールド21という名目で大空町地域子ども教室推進事業というのが行われてきました、今年度まで。19年度からは、放課後子ども教室という名前で町の財政負担が伴うことになってまいります。国、道、町と3分の1ずつの負担という割合になっていくわけなのですが、やはり答弁にもありましたように、いろんな

アンケート調査の結果、かなりの成果を上げている部分なのです。ですから、これを予算措置する側でも要求する側でも十分その辺の内容を理解していただきながら、予算によって活動が制限されたということのないようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう一点、この部分になのですが、旧女満別町においてはめっちゃいるど館を主に活動拠点にしてまいりました。これについては、放課後の児童クラブ、この生徒さん、子供さんとも競合する部分でもあるわけなのです。その中でこの事業、それから今でしたら健康づくり課ですか、厚生労働省の委託事業なのか補助事業なのかちょっと今はっきりわからないのですけれども、その整合性をうまく十分にとっていただければもっと充実した内容になるのではなかろうかというふうに思います。健康づくり課もそれなりの予算を割いておりますし、児童クラブに対して。それと、これから始まる放課後子ども教室の部分と、これ大いに知恵を絞っていただいて利用する子供さんの最大限の効果を発揮できるような形にしていきたいと思います、そのように考えております。

それから、東藻琴地域については、児童クラブを中心というような答弁をいただきましたが、やはり人数の関係があるのかどうか、内情的に私ちょっと熟知していないところもありますので、やはり旧女満別で成果があったというものについては大いに取り入れていただいて、やはり大空町としての子どもの居場所づくりの充実、そういったものを十分に果たしていただきたい、そのように考えておりますので、考え方をお伺いします。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 前段、それでは楽器関係のことで再度ご要望がございましたので、学校から上がってきている要望等を十分聞きながら、財政的なところとの協議も進めて検討してまいりたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、放課後子ども教室ですが、議員が今おっしゃられた女満別町で3年前に導入したときにめっちゃいるど館を拠点にして女満別町子どもワールド21をやったのですが、それは坂本議員さんがおっしゃるように、まさに福祉課が所管しているその部分に文科省の子ども居場所づくりを両方セッティング、場所をセッティングすることによってある意味では先取りしたような、今度やられます事業の名称が放課後子ども教室推進事業ということでございますので、まさに児童館的な活動をそこにこれまでやっていたものをさらに充実発展するような形で展開できるということでございます。そういう意味では、非常に3年前にめっちゃいるどを拠点として取り組んだことも有効であったなというように思っているところでございます。

それから、東藻琴地域とのかかわりでございますが、今おっしゃられますように、大空町の放課後子ども教室という観点から、これまでやられてはいませんでしたけれども、十分その辺を視野に入れて社会教育の中でまた取り組みたいと思いますし、関係の課とも連携をしながらそうした観点から事業を推進していきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 行政機関との連携ということで教育長が答えた部分もありますけれども、今回16年の段階でスタートするときにも当時の健康づくり課と生涯学習課の連携の中でこの事業をやっていくということで確認をしてございます。今後もそういう形で進めてまいりたいと思います。

また、予算につきましては私はまだ詳細について内容を把握しておりませんが、上がってきた内容について確認をさせていただきながら、所定のものについて予算査定の中で判断をしたいというふうに思います。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。  
ここで20分間休憩いたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時53分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第5、一般質問を続けます。  
次に、8番、元木良一議員の一般質問を許します。

◇元木議員 第3回大空町議会定例会におきまして、また通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。先ほど来前任者の方が非常に高度の高い質問をされておりまして、非常に私も緊張を隠し得ない気持ちでいっぱいでございます。

そんな中、1点目といたしまして、芝桜公園の今後の考え方でございますが、町長にお伺いしたいと、こう考えております。これにおきましては、施設自体が私の目と鼻先にあります。非常に私の班内にもある施設でもあります。大空町に入ってからの流れを非常に注目をしてきた一人でもあらうと思っておる一人でございます。そういう中で若干旧東藻琴の経緯を話ししながら質問をさせていただきたいと、こういうふうに考えております。合併前の東藻琴村におきまして、住民の憩いの場あるいは保養の場として長年親しまれてきた芝桜公園、地域を代表する施設の一つでもあります。また、住民の方々もそれを誇りとしてきたところでもございます。芝桜公園の宿泊施設におきましても長年の利用あるいは経営から非常に老朽化が進み、非常に毎年のように修繕の費用がかさむ現状となってきたのが実態でございました。また、それに伴いまして湯量の減少が非常に低くなりまして、新たな計画をせざるを得ない状況になっておりますことから、このことを踏まえ旧東藻琴村議会といたしましても予算措置をしながら、大空町に移っても速やかに着手できるよう進めた経緯がございます。

住民の総意と期待する公園といたしまして、そういう深い思いのある施設でもございます。ことしの春にはまたそういったことを踏まえながら、春にはボーリングをしていただき、温度と湯量の関係も決定しておる現状、それから春以来長く次のステップが踏めないでいる状況が7カ月、8カ月と続いている状況もございます。こういうことから、住民の間には期待する町長といたしまして、本当に実行していただけるのだろうかという声もありました。私は、そういう意見もやはり住民の声として町長にぜひ、いろいろ考えもあろうかとは思いますが、早急にあるいは全力を期して事業に取り組んでいただき、決定をしていただき、住民の期待にこたえるべく事業を進めていきたいと、このように思います。

こういうことから、1点目としまして温泉の掘削の位置の決定と構想、2点目といたしまして芝桜公園と温泉の活用について、また3点目としまして公園の維持と今後の考え方、これにつきましても周辺整備を含む考え方をできるものとできないものがあるかとは思いますが、できるだけ明確なご答弁をいただきたいと、このように思っているところでございます。

また、2点目といたしまして、大空町になりまして第1回目のふれあいトークが終了したところでもございます。ふれあいトークには両地域をまたがって精力的にこなされた町長、それぞれさまざまな意見が出されたことではないかなと、このように思っております。そういった思いがこれから、または新年度に向かいましてこの両地域にどのように反映、意見の具体性を反映されていくのか、この辺をお聞かせいただければありがたいかなと。そして、特にまた東藻琴に初めて行ったトークがどういう感想が感じられたか、その辺を含めてお願いをしたいかなと。

以上をもちまして質問の内容にかえさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 元木議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、藻琴山温泉関係施設等の考え方等々でございます。少し経過から私も申し上げていきたいというふうに思います。藻琴山温泉の2号井戸につきましては、昨年10月、湯温の低下、さらには湧出量が激減をしてきているというようなことから、昨年の10月、原因調査のために揚湯試験を実施してございます。その結果につきましては、鋼管の腐食が激しく、さらに既存井戸を使用することはできないというような結果になり、新しく泉源を求めて確保のために温泉掘削を管理公社において行っているところでございます。位置の決定でありますけれども、現在位置と少し違うということでもあります。この位置につきましては、既存の宿泊温泉施設が老朽化して芝桜公園全体の景観に少なからず影響があるのではないかなというように考慮いたしまして、旧東藻琴村議会の全員協議会においてお諮りをしたというふうに伺っておりますけれども、村有地、現在掘削をいたしましたその場所にとということで決定がされたというふうに伺ってございます。この温泉につきましては、湯温が59.1度、湯量が毎分200リットルということでございます。温泉の主な成分は、ナトリウムカルシウム塩化物泉というような報告をいただいております。この温泉の活用につ

きましては、旧東藻琴村で温泉を利用した施設整備をということの検討がなされておりました。しかし、施設整備ということになりますと一定程度大きな費用がかかると、さらにその費用対効果と最近の第三セクターによる温泉施設の運営状況、他市町村等の例などから見まして当面現状のままでいいのでしょうか、当初計画のままで施設整備というものは非常に難しい側面があるのではないかと私なりに判断をした経過にあります。しかし、実際にはその地域の財産の場所に温泉が湧出しているということで、これを活用していくということは大きな使命であるというふうに考えてございます。そんなことから、民間の方々にご投資をいただけないかどうかと、さらには医療分野で利用することはできないかどうかというようなことで各企業などにも話を持ちかけた部分もございますけれども、民間においても現状非常に経済状況が厳しいという中では温泉が出ているということだけではなかなか投資することは難しいというようなお話もいただいたところであります。そういった状況にありますので、全体的な構想も一つ必要ですし、さらにその中で町としてできる部分はこういった部分かということで民間の投資のことも想定しながら、そういったものを誘発させるような呼び水としての施設整備というものが需要ではないかというふうに考えてございます。段階的な投資、さらには少額からの投資ということになろうかと思っておりますけれども、出ております温泉を有効に活用しながら、将来もう少し大きな展開が考えられるような、そんなことの方角性を今年度中にしっかりと出してご協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、芝桜公園そのものでありますけれども、芝桜公園につきましては大空町の観光資源の一つとして極めて重要なものというふうに認識をしております、来園者の方々が満足いただけるそういった公園づくりを目指していかなければならないというふうに考えてございます。公園内の施設整備、これについては平成12年以降大規模なものというのは行っていないというふうに伺っておりましたので、今年度公園内の施設点検を実施してございます。そういった中で遊歩道の階段、さらには木製遊具など老朽化している部分がありまして、危険であるというものもございましたので、早急に対策を講じることとしたところでございます。そういった中で計画的に今後維持修繕を図りながら、魅力あるものに整備をしてみたいというふうに考えてございます。特にそのメインとなるシバザクラそのものでございますけれども、植栽をいたしましてから25年以上が経過をしております。色も徐々に薄くなってきているというようなことも言われておりますし、シバザクラの立ち枯れが目立つような、そういった部分もございます。今まではピンポイントによる植えかえということを行ってまいりましたが、さらに今後はブロックごとにしっかりと更新をしていくというようなことを念頭に置いて計画的に整備をしてみたいというふうに考えてございます。また、関係する周辺の施設でありますけれども、売店などがありますけれども、これにつきましては町の所有地を使用許可という形で使用許可をいたしまして、個人の方々があそこの場所で活動を行っているということでございます。さらに、本年8月をもって温泉施設等については休止状態になってございます。今後の整備方針との絡みもございますので、そういったことがはっきり形づけて方向性が見出せると、それがご了解いただけますれば、その後基本的には取り壊しをしたいというふう

な意向を持っているところでございます。

以上、藻琴山の芝桜公園施設の整備の考え方についてご答弁とさせていただきます。

2点目でありますけれども、ふれあいトークを踏まえてどうであったかということであります。今回11月6日から12月の7日まで、町内18カ所ということで278人の参加がございました。まだまだ数的には十分とは言えないのかなというふうに思いますけれども、ただ出されましたいろんなご意見というものは多岐に及んでおり、これからのまちづくりに対する期待や不安、さらには関心の高さというものを感じ取ったところでもございます。今回48の自治会という形になりました。従来であります市街地区、女満別地域の市街地区は数自治会まとめて実施をさせていただいておりましたが、東藻琴地域は農村部、市街地区含めて各自治会ごとということが基本だったというふうに伺っておりました。しかし、自治会数がふえましたことから、複数の自治会単位にまとめてさせていただいて開催をした経過にもございます。こういったことが集まりやすさという視点から欠けていた部分でもあるのかなと、そんなふうにも受けとめてございます。いろいろ出されましたご意見やご質問、その場で回答できるものについてはなるべくお答えをしてきたところでありますけれども、十分回答が出せないようなものについてはその後庁内に持ち帰った後検討を加えてご答弁を申し上げる、回答を申し上げる予定でございます。また、直ちに行わなければならない、そういったご提言をいただいたものについては速やかに現場等の確認を行い、この年度内に行えるものについては実施をしていきたいというふうに思いますし、19年度予算に予算反映をして整備をしていかなければならないというものについては今後その予算編成の中でさらに十分詰めてまいりたいというふうに考えてございます。広報12月号におきまして出されましたご意見の一部を公表させていただいておりますけれども、すべてではございませんので、今回出されました意見やご提言、要望等要約したものを作成いたしまして、町民の皆さんにこういうようなご質問やご意見が寄せられたと、こんなふうな考え方で対処していきたいというようなものを取りまとめいたしまして、皆様にお配りをできるように準備を取り進めているところでございます。今回初めて女満別の地域、東藻琴の地域を一巡させていただきましたけれども、この中で私としての感想はやはり直接対話をする事の大切さというものを実感したわけでありまして。今回は自治会ごとに町政懇談会というようなことで機会をいただきましたけれども、人と会うこと、また話すこと、お話を聞くことも含まれますけれども、そういったことの大切さを考えますときに地域の自治会だけではなくていろんな機会をとらえて住民の方とお話をする、また私自身がいろんなところに顔を出して皆様方にその発言などを通じて考え方を示していくということが必要ではないかなと、そんな感想を持ったところであります。今後月に数回総合支所で勤務もしておりますけれども、そういったものも事前に住民の方にお知らせをして、なるべく多くの方に寄っていただきながら、懇談をする機会もふやしていきたいなと、そんなふうなことを思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、私の感想も含めて申し上げ、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 8番、元木良一議員。

◇元木議員 町長の答弁といたしましては、今後検討していく、今の段階では検討にすぎない状況にあるという、そういったとらえ方の中で私はそう判断はしたわけなのですが、大まかに今の第1点目の位置と構想の関係におきましても議会の一つの流れがありますよと、こういうことでございます。私は、位置の決め方としてはある面では仕方ないのかなという感じもするのですが、提案する旧東藻琴のとき、そういった流れでもだれが見てもやはり非常に狭い面積を抱えている現状で何を構想に位置を決められたのかなと、こういう思いがちょっと強く思っていたものですから、構想があって位置を決められたのではないかなというのもちっとそういう思いもありましたものですから、少し聞いてみようかなと。既にこれは深く追及するつもりはないのですが、やはりそういう将来的構想がどこまで組まれておったのかなということがちょっとありましたものですから、今回の町長のそういう答弁の中では聞き及んだ、及ばないというところもあるのかなと。これについては、東藻琴のときにおきましても構想的にはそういう流れでどういう宿泊施設がいいのだろうと、こういう話になったときにこれまでの保養とか憩いの場とやってきた施設がここまでくると、やはり知床世界遺産も近くに含むことを考えるときに、やはり住民の目的の施設よりも産業観光の方に向いた方がいいのではないかという一つの話がありました。そういった中でバス1台が非常に適当ではないかという話の経過があり、その中で申し入れた経過もでございます。そういったことがひょっとしたら伝わっていないのかなと。ただ、決定的なものではありませんから、これ以上のものにはならないのかなと、こう思っているところではございますが、そういう思いもありましたと、こういうことを伝えておきたいかなと思います。

いずれにいたしましても、これから町長はやはりいろんなあの場合においての位置決定を持っているわけですから、非常にどういう構想を立てられるのかなと、まだ未知数ですよと、ですが先ほども2点目に触れられておりますように、大まかな考えは情報的に取り寄せているのかなと、このようにも思っているところではございます。ですが、やはり今言った位置に、そういったこともやはりぜひ策定の中に私は取り入れていただきたいものだ、こう思っております。この辺についてお考えをちょっと聞かせていただければお願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 温泉掘削の位置が狹隘の場所ではないかというようなこともご質問の中にはあったのかというふうに思います。確かに場所の具体的な決定ということについては、私自身は十分には承知上げませんけれども、やはり事前に調査を行ってどの場所が一番出やすいかというようなことの調査のもとに現在地での掘削ということになったというふうに考えてございます。また、旧東藻琴村の中でどうやって温泉を活用していくかという中で観光分野の一助となるような、そういう施設として活用していく、さらには整備をしていくべきではないかというふうなご意見があったことについても承知しておりますし、またそういった収容規模は施設投資ということ、施設の整備に係

る費用ということも大きくなる可能性がある、そういった中ではもう少し規模が小さい方が小回りがきいていいのではないかなというご意見も片方にあったというふうに、両方のお話があったということで聞いております。私も実際に地域の方々を含めて町民の方々がどのような思いでどういった位置づけでその藻琴山温泉の宿泊もしくは温泉、飲食といった施設を望んでおられるかということで懇談会の中でも逆に皆さん方にお聞きした経過もございます。そういった中におきましては、あれば地元として当然使うこともあるけれども、やはり町外から来られたお客様だとか、そういった観光のことなどのときに宿泊施設としての位置づけというような色合いがどちらかという強いように、そういうふうに思いました。さらに、そういったところに温泉もあればさらに集客が可能なのではないかと、そんな思いが強いのではないのかなというふうな受けとめ方をさせていただきました。やはりそういったことの視点、町内の方々の利用ということもありますけれども、やはり観光という視点を切り離しては考えられないであろうというふうに思っております。ただ、観光の今いろいろニーズというものが多様化してきているというような視点があります。バスで移動する観光もありますし、レンタカーなども急速にふえてきているような状況もあります。そういったニーズの中でどういった方々に的を絞って例えば施設整備をしていくかということが大きな課題のように思います。また、先ほど言いましたけれども、全体構想は構想としながら、ただ一度にそれをすべて整備するということはかなり難しいことでもありますし、正直経営という面から見て危険を伴う側面もあるのではないかなというようなことから、全体構想の考え方と、さらには部分的にどういったものを行政が整備をしていき、民間の投資の呼び水になるであろうかということなども考え合わせながら、その方策というものを練り上げてまいりたいというふうに思っております。一部各関係、一部いろんな市町村の温泉施設の資料を取り寄せて検討している状況もありますし、さらには実際に議員の方々とともに近隣の市町村における施設等についても勉強させていただいた経過もあります。そういった中でなるべく早いうちにその方向性というものを見出してお諮りをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 8番、元木良一議員。

◇元木議員 町長の答弁をいただきまして、これからもさらにいろんな角度から取り組んでいきたいと、しかも総合的な関係も含めているところであるということもお答えいただきました。1点目の位置、構想決定についてはこれ以上の話は私もしたいとは考えておりません。

2点目におきますシバザクラの活用、先ほども町長は活用の点についても触れられて述べられております。これにおきましてやはり町長の考えで私はよろしいのではないかなと、こう思って、それは何がよろしいのではないかといいますと、やはり一挙に整備する計画もそれは時と場合によってあるのだろーと思いますが、やはりこういうご時世の中で、あるいは行政が考える上で、それとやはり近隣町村の直営の施設を見たときに経営状況がよくない状況が非常に目立って見えている中で、あえて一挙に

投資するということは確かに危険性が伴うことだろうと、このように思っております。それと、やはり段階的投資、そして民間企業における投資の考えを示しているようでございますので、そういった考えも私は結構だろうと思います。一挙に整備することではなく、やはり総合的な計画の中から第1段階、第2段階と恐らくそういう段階的投資が必要ではないのかなと私もそう思います。取り組む考え方においてぜひ取り組んでいただき、そしてどの時点で民間起用が望ましいのか、それは行政の方たちがいろいろ試算しながら、いろいろ検討していくものだろうというふうに思っておりますが、ぜひやっぱりそういう考えのもとに計画を立てていくことが望ましいのではないかと、私もこう思います。ぜひそういうことをやっていただきたい。私は、ここで何を言いたいかという、やはり先ほども触れましたように、宿泊施設は考え方もいろいろ、スタイルもいろいろさまざまあるだろうと思います。私は、希望としては、やはり住民の声を聞くと、それも含めて宿泊施設が望ましいだろうと。それがどういうスタイルになるかは、いろいろ形なり今のご時世の中で、あるいは一般的な整備、小屋を建てたぐらいの程度のものにしては人が集まってこない、やるからにはやはり人を十分引き寄せられるような考えもふさわしいことだろうと私は思っておりますし、それにおいては地域の環境、あるいは自然に即したそういう環境整備を見たときにそういうマッチした施設が私はよいのではないかと、こういうふうに思っているところでございます。いずれにせよ、これからの町長がやはり考えていく上で地域の意見も恐らくまたどこかで、あるいは産業建設常任委員会も当然申し上げて相談していくことだろうとは思いますが、そういう中でぜひ段階的投資がやはり私も望ましいのではないかと、このように思っている。そういう点でぜひそういうことの中で取り組みを、あるいは明確にしていく中で町長の姿勢を出していただきたいかなと、このように思っているところでございます。いずれにしても、宿泊を考える場合は非常にいろいろ多様化、お客の流れ、それも先ほど言われましたように、あります。それは、どれがいいかというのはもうやってみないとわからない課題もありますし、ですがやはり選択をしていかなければならぬ一つのものとしてやっていかなければならぬでしょうと私も思っている。そういった問題をやはり地場産を重視した形をぜひ取り組んでいただきたいかなと、こういうふうに思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 ご質問というかご意見、ご提言の部分も含めていただいたというふうに思っております。私自身も12月に管外に出ることがありまして、やはり公共の第三セクターの温泉施設に泊まらせていただいて、そういった状況も少し把握してきた部分もあります。参考になる部分もあったのではないかと、私自身受けとめております。また、芝桜公園の温泉の活用等につきましては、町政懇談会ふれあいトークの中でもいろいろなところからご質問をいただきましたし、さらには地域審議会の場においても一体どのような方向性でいるのかというようなことでのご質問、ご提言もいただきました。地域の方々のご意見の中では、やはり宿泊できる、そういう施設ということがやはり一番考えの中におありのようであるということで、当然そういったよう

なもの、今後整備をしていく段階においては周辺の環境とマッチしたようなもの、さらには地域の産業と結びつけてその魅力をアップさせられるような、そういうような取り組みがとれないかどうかと、そのことも施設をご利用いただく皆様の引き合いの多さ、少なさというようなところにかかってくるのではないかというふうに思います。いかに個性豊かな整備というものを心がけていくかということが大きな課題だろうというふうに思っておりますので、そんなこともこの方向性を出す中で十分検討の中で盛り込んでまいりたいというふうに考えてございます。

また、温泉の関係、位置の部分でありますけれども、こういったところから何キロもということになりますと、これはなかなか難しい部分もありますけれども、温泉を別な場所にパイプでもって移動させるというようなことも技術的には可能であるというふうに言われて、現実そうやってやっているところもございます。そういった部分も全体の絵をかく中では一つの参考に心にとめながら、判断をしていかなければならない部分ではないかなというふうに思っておりますので、今後ともいろいろところでご助言、ご提言を賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 8番、元木良一議員。

◇元木議員 今のにつきましてそういった面で非常に検討していきたいと、こういう前向きな回答をいただいたところでありますが、2点目の芝桜公園の温泉と活用、十分地域の声を聞きながら、そして産建常任委員会との話も当然必要だろうと思いますが、そういった面で策定に当たってはぜひ取り進めていただきたい、このように思っております。

それから、3点目の公園の維持と今後の考え方についてでございますが、先ほども1回目の答弁にもございましたように、老朽化している、花の色が疲れている状況の中で段階的に植えかえをしていきたいと、私もそういう考えにおいては賛成をいたすところでございます。それは、やはり長年ずっと10年以上も植えかえを行っていないシバザクラ、知名度として保たれてきたシバザクラが一つのメインでありますから、当然また色のいい、来てよかったという、こういう色鮮やかな色にするためにはやはり植えかえも必要ではないのかなと。基本的には芝桜公園という位置づけのもとですから、当然そこには力を入れることも大事な要素の一つではないかなと、こう考えております。そういう中で、これから遊具等の関係も危険性があって対策を講じるものと撤去するものが出てくるのだらうと思います。そういった中で芝桜公園の芝桜まつりと申しましょうか、さっきのところにも触れるのかなというような感じもするのですが、芝桜まつり、約1カ月から1カ月ちょっとでしょうと、そういう構想がずっと長年伝わってきました。ですが、集客においてはそれっきり、それ以降のものについてはある程度のキャンプの利用が若干伸びてきている程度のもので、もう一つ1カ月延ばせれるような対策がとられると、これが非常に今後の位置づけにおいてもプラスになっていく要因の一つになるのではないかと思います、その辺を含めた考えはどう判断されているか、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 シバザクラそのものが衰退をしてしまうと公園の価値が著しく低下をしてしまうということで、まずそれをしっかりと今後も担保しながら守り育てていくことが必要ではないかということであります。従来入場料収入もある一定程度入るわけでありすけれども、宿泊施設の赤字部分にその部分を回さざるを得ないというようなことから、公園そのものの整備というものに十分投資をできないような状況もあったかと思います。今後そういった入場料収入、現在５００円大人の方でいただいておりますけれども、それに見合ったすばらしいシバザクラを提供していかなければならないというふうに思っております。

それで、一つには関係する周辺施設の整備ということで、ことしについては遊具ですとかそういったものの見直しと、撤去も含めて整理をさせていただいたところもございます。また、遊歩道で上の山津見神社まで歩いていけるということではありますけれども、昨今の高齢化社会の中で高齢の方などは結果的には下の場所だけで写真を撮ったりということです。現実にはあの上まで登ったときに見えるシバザクラと、さらには藻琴山の景観というものも楽しんでいただきたいというようなことも考えてございます。そういった意味で交通の確保といいましょうか、足の確保をしながら多くの方に頂上まで行っていただけるような方策がとれないかどうかということもあわせて検討しているところでございます。さらに、ことし、昨年ということで春先の開花時期がおくれてきていると。一番の本来書き入れどきになるはずの５月のゴールデンウィークのときには、入場料をいただけるような開花になっていないというような状況がございます。これを何とか改善をしていくということで、おくらせるということとはなかなか難しいわけでありすけれども、それを早めるような工夫ができないかどうか、今担当に二、三提案をして試験的なものを取り組むようにということで指示をしている部分もございます。そういった中でなるべく多くの期間楽しんでいただけるような方策ができないかと考えてございます。また、それ以降につきまして夏場などはキャンプの方々もいらっしゃいます。私自身も平成１６年度にキャンプをさせていただきましたけれども、それでもそれほど多くの数にはなっていないと。たまたま芝桜公園に流れる川など、サケの遡上なども実際には行われてきております。そういったものも時期の違うときの観光資源として活用することができないかと、先ほど言いました宿泊施設というものも１年間営業するということを考えますと、シバザクラの時期というのは限られた期間であるということからいいますと、それ以外の時期を逆に言うと考えながら施設整備というものも考えていかなければならないのではないかと、そんなふうにも考えておりますので、新しい資源となり得るべきものを形づけて、あわせてＰＲできるようにしてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご理解をいただきたいと、こういうふうに思います。

◇議 長 ８番、元木良一議員。

◇元木議員 町長にお伺いしたところ、前向きな答弁をいただいているものだと私も判断

しているところでございます。いずれにせよ、3点ほど話の中で早急にと、冬場においてはそんなに、事後チェックとかいろんなものには限度がありますから、この期間において冬場において早急に全力的にやはり検討いただいて、今あれがいいのではないか、これがいいのではないかとやったところでなかなかその返事がもらえるような状況にもないので、精力的にこの芝桜公園の施設整備においてはぜひ取り組んでいただきたいと。そして、並行して総合的計画をやはり組むべき必要があるのではないかと思います。そういう中でやはり行政がやっていく上では、どうしてもこれはやっていただかなければならない一つの課題だろうと思うし、これをすることによって段階的投資が生まれてくるものだろうと、私はこう思います。この芝桜公園に対する地域の思いも深いものがあります。そういった中ですばらしい環境とした施設を願って、ぜひ取り組んでいただきたいことを期待します。

以上でこの公園の質問については終わらせていただきたいと思います。もし何か意見があれば、町長にお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 あその末広公園の地域だけではなくて、旧東藻琴村にかかわっていた東藻琴村の住民の方々、さらには新しい大空町となって女満別地域の住民の方々も含めまして非常に大きな期待と関心の寄せられている場所だというふうに思っております。そういった意味で大きな課題たくさんありますけれども、その筆頭格になるものというふうに思っておりますので、誠心誠意一生懸命努力をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 8番、元木良一議員。

◇元木議員 続きまして、先ほど2点目のふれあいトークについて触れさせていただきましたが、当然やはりさっきの山下町長の対応する考え方、踏まえ方、とらえ方が非常にそのとおりではないかなと、できるものから積み上げていく、そしてできないものはいろいろ検討していく、そういったことが当然必要かなと、私もそういう考えにおいては同感だと思います。しかしながら、初めて東藻琴地域に回って感触なども町長も触れられておりましたが、私はふれあいトークの中でも何カ所か地域のところにも出席させていただきましたが、そういう質問の中にそれと近い意見も、あるいはこの辺がちょっと言う場所が非常に難しいところがありまして、直接言える言葉と、あるいは遠回しに言っておられている考え方のとらえ方をしている言い方をする質問者がいるなど、私はこう感じておるのです。それで、例えば住民サービスが低下しているのではないかという感じの、合併後の住民へのサービスが低下しているのではないか、行政は合併前にはサービスを怠らない努力をする、そういったもとに合併をしたのではないかというニュアンスのもとに思っている方もおられます。あるいは、財政力においてですが、合併すると少しはお金もかかるのは当然だろうけれども、非常にお金がないと聞くのはどうしてなのですかと、こういう意見の方もおるのです。それは、

言い方によってとらえ方からあれから、住民の方の感じ方が非常にそれぞれが違った感触を持っている方もおるし、それから当然疑問視する人も発言する人もしない人もおるのですが、そういった町長が感じ取られている雰囲気と私が感じ取っている雰囲気に少しは差があるのかなと。こういう点について町長は、施策的にもやはり融合調和を図って、少しでも両地域がなじみ、あるいは浸透性を深めた中で合併というものも一つの目標に向かってやっていくのですよというその観念を考えたときに、そういうちょっと目に見えないような、そういうちょっと遠回しぎみの意見があることは私も感じ取っているところではございますが、それではそれが具体性を持ってどうなのだという、なかなか具体性的なものは言う人は少ないのですが、そういう意見が少しありますよと、そういったときに町長の考え方、あるいは踏まえ方がどのようにお考えになっていらっしゃるかなと、ちょっとその辺をお聞きしたいと。

◇議 長 町長。

◇町 長 例えば合併をすれば住民サービスが低下しないのではないかと、さらには財政も好転するのではないかなというふうなことのご質問というのもございました。これは、東藻琴地域だけではなくて女満別の地域の中からもそういうふうなご意見をいただいたところでもあります。特に財政の関係でいいますと、今回話題として持っていた中で、何だまだそんなに大変なのかというふうなことのご質問もありましたけれども、正直言って大変な部分もありますし、合併をしたことの効果と両面がありますと、ただ合併をしても今後いろんな国や道の状況、そういったものを考えますと単に喜んでばかりはいられないと、そういうふうなことでさらにもう一度この機会に気を引き締めるためにこういうふうな広報活動もさせていただいているということで説明をさせてきていただいております。また、これは正直申し上げて、私も東藻琴地域の中で懇談会をさせていただいている中で、物の発言の仕方がオブラートに包んだような形でご発言をいただいているなというふうな感じはいたします。それは、多少、正直申し上げて遠慮という部分がまだまだあるのではないかと、そんな感じも当然受けとめております。私も声なき声も聞こえるというふうなことは正直できませんけれども、そういったご発言の裏といいましょうか、陰にはどういったものがあるのかというふうなことで把握しなければならない立場にもありますし、これは行政全員が、行政に携わる職員そのものがアンテナを広くして、実際にはああいうご発言ですけれども、さらにその奥、また陰にあるものというふうなことで把握をしてそういう対応をしていかなければならないということではないのかというふうな考えてございます。そういった中では、やはり先ほど言いましたように直接言える部分、言えない部分、これも懇談会の中で必ずどこの会場でも言ってまいりましたけれども、あの場所でご発言をいただくということの勇氣というか、緊張感というか、そういうものもあるのではないかなというふうに思います。そういった意味でそれ以外の場所で、もしくは伝達の仕方でもいろんなご提言をいただくようなことをお願いしてまいっております。ただ、私自身が先ほど言いましたように皆様方から遠慮のないところでしっかりとご意見を受けとめられるような、そういうことを目指していかなければならないということも事実で

ありますので、そういった意味で先ほど申し上げたいいろんなところに私の顔を出すといいでしょうか、参加をするという中でそういう機会やその雰囲気というものをつくり出していかなければならないのではないかと、そんなふうに思っているところでございます。そういった中で早く新しい地域としての融合調和というものを図れるように努力してまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともまたいろんなそういうような場面が見受けられましたら、またご指導いただければというふうに思います。

◇議 長 8 番、元木良一議員。

◇元木議員 町長のご答弁に本当に敬意を表したいかなと、このように思っているところでございます。確かに町長も感じ取っておられるところがあって、私も私だけではないのだなと、そういうことも感じ取られました。そういった中では、今後もやはり出る機会があればそういうところにも多くしていきたい、そういった姿勢がこれからの取り組みの中で判断していきたいというご意見でございました。非常に住民の公平なバランスのとれたと一口に言っても難しい要素があるのですが、やはりそういったところには少しでも目を向けていく、話をしていく、あるいは懇談をできればされていくのが望ましいのかなと、そういう形の中で前向きに取り組んでいきたい、私も結構な話ではないかなと。それで、やはり町長も両地域があるわけですから、そんな偏ったことばかりもできないと思います。この冬また農閑期を迎える中で何か一つでもよろしいです。今の言う出る機会、出る場、そういう対話できる場、あるいは懇談できる場、何か一つでもしていきたいかなというお考えがあればひとつ出していただければありがたいかな、なければならぬ結構でございます。

◇議 長 町長。

◇町 長 両地域の公平性ということのお話もありましたけれども、私は公平性というのは量だけの問題ではなくて、やはり質の問題もちろんあるだろうというふうに思っていますので、単に数量だけデジタル的にどうだということではなくて、やはり両地域の持っている個性もありますので、それを一つ一つ見た中でそれを生かしていけるようなまちづくりをしていくことが最終的には両地域の個性が生かされ、公平性も保たれていくのではないかと、そんなふうに考えてございます。また、今回ふれあいトークの期間中でもありましたけれども、自治会ではなくて別な団体からお声がかかりまして、町長と懇談をしたいというようなことのお話がありました。そのときには担当の職員 1 名だけ付き添いがいましたけれども、私と行って、当初 1 時間程度というような話でしたけれども、結果的には時間ぎりぎり、2 時間いろんな中で、10 名ぐらいでありましたけれども、お話をできました。そういったやりとりといいましょ  
うか、そういったものは変な話行政の用語以外を使いながら、さらに世間話も含めながら、そんないろんなお話をさせていただいたということもあります。そういうことも非常に私自身を知っていただく、またいろんな意見をいただくという場所でも有効で

あったのではないかなと、今後そういうようなところを切り口としながら対応させていただきたいというふうに思っています。先ほど言いましたように、勤務日、終日総合支所で勤務をするという日が月に3回、3日から4日、そのほか行事ごとに顔を出している部分もありますけれども、終日勤務というのがそれだけございます。ただ、事前に住民の方にそういうことをお知らせしていない部分もあります。当日町長在庁という部分があるということでもありますので、できれば年明けからは事前に翌月何日と何日総合支所で例えば勤務をしているということを明らかにして、多くの方に寄っていただけるような、そんなことにも配慮してまいりたいというふうに考えておりますので、またご指導いただければありがたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

◇元木議員 終わります。

◇議 長 これにて元木良一議員の一般質問を終了します。  
これで本日の一般質問は終わります。

#### ◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。  
ご苦労さまでした。

散会 午後 4時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

# 平成 1 8 年第 3 回

## 大空町議会定例会会議録

### 〔その 2〕

- ・ 招 集 平成18年12月19日
- ・ 開 会 平成18年12月19日
- ・ 閉 会 平成18年12月21日

大 空 町 議 会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 近 藤 哲 雄 | 10番 | 平 田 一 行 |
| 2 番 | 松 田 信 行 | 11番 | 勝 田 鉄 城 |
| 3 番 | 斎 藤 宏 司 | 12番 | 小 島 一 弘 |
| 4 番 | 植 田 泰 弘 | 13番 | 豊 島 義 秋 |
| 5 番 | 森 田 暢 明 | 14番 | 田 中 勝 吉 |
| 6 番 | 松 岡 克 美 | 15番 | 檜 原 達 也 |
| 7 番 | 坂 本 一 光 | 16番 | 森 進     |
| 8 番 | 元 木 良 一 | 17番 | 厚 海 六 郎 |
| 9 番 | 深 川 昇   | 18番 | 後 藤 幸太郎 |

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

|                       |   |                         |
|-----------------------|---|-------------------------|
| 町                     | 長 | 教 育 委 員 会 委 員 長         |
| 代 表 監 査 委 員           |   | 女満別地区農業委員会会長            |
| 東藻琴地区農業委員会会長          |   |                         |
| 助                     | 役 | 福 祉 課 長                 |
| 助                     | 役 | 農 政 課 長                 |
| 総 合 支 所 長             |   | 商 工 観 光 課 長             |
| 総 務 課 長               |   | 建 設 課 長                 |
| 出 納 課 長               |   | 住 民 生 活 課 長             |
| 企 画 課 長               |   | 保 健 福 祉 課 長             |
| 財 政 課 長               |   | 東藻琴国民健康保険診療所<br>事 務 所 長 |
| 財 政 課 参 事             |   | 産 業 振 興 課 長             |
| 住 民 課 長               |   | 建 設 水 道 課 長             |
| 住 民 課 参 事             |   | 総 務 係 長                 |
| 教 育 長                 |   | 生 涯 学 習 課 長             |
| 女満別教育センター長            |   | 監 査 委 員 事 務 局 長         |
| 女満別地区農業委員会<br>事 務 局 長 |   | 東藻琴地区農業委員会<br>事 務 局 長   |

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成18年第3回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、8番、元木良一議員及び9番、深川昇議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により一部に異動がある場合があることをご了承願います。

本日の議事日程は、配付してある日程表のとおりです。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

昨日に続き、順番に一般質問を許します。

13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 18年第3回大空町定例議会の一般質問通告書により、質問をさせていただきます。私にとりましては、一般質問はこれが初めてで、新米の初めての出勤ということでございますので、いろいろ質問の仕方に遺漏があるかもしれませんけれども、それはご容赦いただきたいと思いますと思っています。

質問の項目でございますけれども、法定合併協議会で決められた調整方針の進捗状況についてということで、それに関連いたしまして4点ほどお伺いしたいと思っております。一つ目は、調整項目の総数は、記憶によりますと七百何件かあったと思っておりますけれども、調整して686件になったということだと思っております。そのうち重点項目につきましては66項目というようなことで、処理調整の時期の区分につきましては、一つ目としては平成18年3月31日の合併時より実施するもの、それから

二つ目は3年以内に調整するもの、三つ目は5年以内に調整するもの、またその他というように期限のないものというようにことの区分に大別されるのかなというふうに思っております。それで、ただいま申し上げました主な調整区分のおのこの件数を報告願いたいということでございます。

また、2点目につきましては、報告をいただいたそれぞれの調整区分の中で3年なり5年なりその他という中で事務的にまだ手がついていない項目についてそれぞれ件数をお伺いしたいということでございます。

それから、3番目でございますけれども、町立北海道東藻琴高等学校の存続については合併時点では存続するというような調整方針でございます。そして、現在存続しているわけでございますけれども、もう既に皆さんもご承知のとおり、道立高校等については社会情勢の変化、それから中学生の減少というようなことの中で高校の再配置計画が平成13年から実施され、19年度で第1段階が終わると、第2段階は平成20年から始まるというようなことの中で、当然町立高校東藻琴高校、またそれから道立の女満別高校と大空町には二つの高校がある、そういう中では当然そういうものが論議になってくるだろうと、そう思っております。そういう中で先ほども申し上げましたように、北海道教育委員会は平成20年度より実施する新たな高校教育に関する指針というものを発表しております。それによりますと、道立の普通高校につきましては3間口、1学年ですと3学級ということです。それ以下の高校につきましては、調整の再配置の対象になるという明確な文章表現になっております。おのこの条件やいろいろありますけれども、一応大ざっぱにはそういうことでございます。そういう中で隣町の美幌町の道立高校は二つあります、普通と農業。これについても新聞紙上等を見ますと、1校にするような話がちらちら出ています。そういう中で当然大空町に2校ある道立の高校と町立の高校についても、大空町に高校を残そうとする発想であれば必ず1校にしていかなければならないだろうと思います。どれを残すかという、そういう論議ではなくて、二兎を追う者は必ず両方ともつぶれていくと、そう思っております。私は、個人的にそう思っております。ですから、それらを早目早目に調整する必要があるのだろうと思います。

そんなことで、まず町立高校につきましては、当然行政の町長部局で町長がどのように考えているのかということが大事なポイントだと思います。当然教育行政につきましては、教育委員会という本来の教育行政をつかさどる執行機関があるわけですが、町立高校を残す残さぬの話はやはり町長部局で判断されるものだと思っております。それを受けて教育委員会はどのようにするのか、当然教育委員会は教育委員会で別な考え方があってもしかるべきですが、少なくとも大空町としてどうするのかという基本的な姿勢、そういうものが大事なだろうと思っております。今すぐ答えが出るかどうか、これ別ですが、一応町長の考え方をお伺いしたいと思っております。

また、教育委員会につきましては、今既に存続するための高校を考える会等を立ち上げたと聞いております。ですけれども、私が先ほど申し上げましたように、町立高校と道立高校が2校ある中で二兎を追えば必ず高校は1校も残らないだろうと私の個人的な考えです。ですから、必ず調整をしていかなければならない。そういう中で教育委

員会は、どのように今後対応しようとしているのかということでございます。

4点目でございます。大空町全体の交通体系の話でございますけれども、皆様もご承知のとおり、スクールバスや、それから福祉バス、患者輸送車、それからもろもろの町内巡回バス等についても二つの旧町村が合併した段階では現状維持で今運行されております。そういう中で当然一つの町になったわけですから、これについては3年なり時間が要するとかそういうことはあったにしても、町民側から見れば、道路整備やもろもろと違って町行政が決断をすればすぐ結論を出せる、調整できるものと私は認識しております。それは、なぜかといったら、委託者が町だからです。それぞれ業者やいろいろな関連、それから旧町村でいろいろな経緯があってそれぞれの業者に委託されている部分があると思いますけれども、いち早くやはりそういうものを一本化して同一基準で委託をする、それから両町村間の交通アクセスとして巡回バス等も検討することが大事なことなのだろうと思います。そんな意味で第1回目の質問につきましては、4点についてお伺いいたしますので、簡潔にお答えいただきたいと思います。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 豊島議員の一般質問にお答えを申し上げます。

合併調整項目、一般質問でありましたとおり、重点項目66件を含み総体で686件となっております。事務事業の調整につきましては、原則合併時に調整をするということでありまして、調整ができなかった事務事業等については目標年次を定めて調整していくように協議をしてきたところでございます。合併時から既に実施されている事務事業の調整は591件、うち46件が重点項目でございます。3年以内に調整するものとしてきたものは87件、うち19件が重点項目、このうち未着手のものが20件ございます。5年以内に調整するものとしていたものは2件、うち1件が重点項目で、この2件についてはまだ着手に至ってございません。調整期間が定められていないというものも6件ございます。この多くは、団体の統合についてでございます。各団体の意向や調整状況を見守りながら指導助言をしていかなければならない、そのように認識をしてございます。3年以内の部分で未着手の部分が20件ございましたけれども、おのおの理由ごとに分けてみますと、総合計画との整合性を図らなければならないというものもございます。また、使用料、手数料に関する事項ということで、まだ見直し時期に至っていないというものがございます。また、現在準備中ということのもの、さらには国、道の事業展開により見直しが必要になってくるので、その時期に合わせているものというようなものがございます。また、5年以内未着手、5年以内に事業に当たるということで未着手の部分については下水道の料金の見直し、昨日一般質問でお答えいたしました地区公民館の取り扱いというものの2件でございます。基本的にはこの方針に基づいて調整していかなければならない、そのように認識をしてございます。しかしながら、時代の流れ、また町民のニーズ、環境の変化など想定していなかった状況が生まれた場合などは十分に内容を把握し、

単に合併調整で決めているという理由だけでなく、新しい視点でとらえてその方策というものを検討していかなければならないというふうに考えてございます。ただ、こういった場合については説明をしっかりとしていく必要というものも感じているところでございますので、そういった中で今後とも対応してまいりたいというふうに思います。

3点目になりますけれども、法定合併協議会でありました高等学校の関係でございます。ことし8月に北海道教育委員会が示しました長期的な展望としての新たな高校教育に関する指針というものは、18年度、ことし出しますものは平成20年から22年までの具体的な配置計画とその後4年間の見通しを示す、さらにその後、23年以降になりますけれども、それは3年間の具体的な配置計画とその後4年間の見通しということで始まる、開始の3年前に見通しを、計画を、指針を示すということになってございます。この指針の提示前、4月と7月に指針案に係る意見を聞く会というものが北海道教育委員会主催で行われてございます。また、その後もう少し地域の意見を聞くべきと、尊重すべきというような道議会の議論もありまして、指針提示後の10月、さらには11月、地域別懇談会が開催をされております。これには市町村代表者1名限定の出席要請ということでありましたので、本町からは教育長が出席をしております。その報告から申しますと、平成20年度から3年間の考え方というものの、具体的な再編計画につきましては年内には提示されることは諸般の事情から難しいのではないかと、そのような考え方を持ってございます。女満別高校、これは道立でありますけれども、現在1学年が2間口、定員を満たしているというような状況がございます。20年度からの再編計画の中には含まれないのではないかなというような予想もしているところであります。しかし、予断は許されないものと、そんな感じも一方では持っております。女満別高校につきましては、幼小中、そういった学校や福祉施設との交流を通じまして地域の教育、文化、福祉の向上、地域づくりの一翼を担っている、そういう地域の学校としての存在価値もあろうかと思えます。一方、大空町立の東藻琴高等学校でありますけれども、地域に密着した高校として、我が町の我が高校として地域振興の一翼も担っていると高い評価を受けているというふうにも認識をしております。現在大変少子化が進んでいるということで全体的な数が少なくなっているということで大変環境は厳しいわけでありまして、私はその両校の存続に向けて今後も努力をしていきたいというふうに考えてございます。一般質問の中からは、二兎を追う者は一兎をも得ずというような視点からのご意見もありましたけれども、その時期というものもまたあろうかというふうに思います。現時点では最善の努力をして魅力ある高校づくりをすると、そのことによって多くの保護者や生徒さん方からその高校に通ってみたいというような高校づくりを目指していくべきではないかなというふうに思っております。幼小中高ということで地域における一貫性のある教育を推進していくということも必要なことであろうというふうに思いますし、教育の作用というのは家庭、学校、地域ということでそういったものが担って教育作用を施していくと、さらにそういった中である地域の学校についてはさらにフィードバックして地域に元気、活力をもたらしてくれるとか相互作用もあるというようなことを私は思っております。今時点といたしましては、この魅力ある高校づくりという

ことに町として努力をしてまいりたいと、このように考えております。

また、合併項目の中に3年をめどに老人福祉バス、巡回バス、患者輸送バス、スクールバスの運行面と委託内容についての調整が必要というような内容になっております。これは、単に今こういったものをご利用されている方々だけではなくて、商工業の振興や高齢化社会ということ考えた上でも必要な課題ではないかというふうに考えてございます。児童生徒や高齢者の方などの交通手段を持たない方々のために、地域内でどうやって交通システムを確立していくかと、ハード面の道路整備というものも必要ですけれども、ソフト面におけるこういった交通機関の統合、利用形態の拡充というものも必要でないかというふうに思っております。合併したがゆえに特にこういったものがようになってくる、そういう側面もあるのではないかというふうに思います。現在企画課と関係課、福祉課ですとか、さらには生涯学習課、多課に及ぶ項目になってございます。そういった中で今調整をとりまして、今年度から19年度にかけまして地域内の交通システムの検討を急がせている最中でございます。実際のバスの利用の形態がどうなっているか、そういったことも基礎データとして取りまとめまいりたいというふうに思っております。さきに議会所管の委員会に私どもの職員もご同行させていただいて、道内の事例についても調査をさせていただいたところでもあります。そういった内容をもとに早急にこういったものについても取りまとめをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上申し上げまして、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員会委員長 高校の存続についてということでお答えいたします。

教育委員会といたしましては、大空町の高校教育を考える協議会、先ほどお話がございました。協議会を立ち上げ、存続についての対応策等についてご意見やご要望をいただいております。当面は各高等学校と連携し、生徒数の確保対策の充実と魅力ある学校づくりにつながる教育内容の充実を積極的に支援してまいりたいと存じます。具体的方策の一つとして、町内両高等学校の生徒募集への協力として校長とともに教育長が中学校訪問に同行しております。また、教職員も地域公開講座の実施協力や幼稚園、小中学校との連携による体験学習の実施など、地域と学校を結びつける取り組みに積極的に参加していただいております。校長先生を中心に教職員が一丸となって特色ある学校づくりを行い、さらに学校の魅力を町内外に発信し、存在感をアピールしようとする熱意に満ちあふれております。毎月の町広報には両高校の教育活動状況を紹介するPR紙が折り込まれており、生徒たちの活躍の様子も町内に周知されております。市町村立高等学校につきましては、全日制課程への転換並びに学科転換の検討、設置者とそのあり方について協議と指針に記載されておりますが、現在のところ道教委から具体的な再編計画の提示に関する協議、申し入れ等は来ておりません。10月3日に開催された第1回地域別懇談会において、参加者からの市町村立高校は道立高校のキャンパス校になれるかとの質問に対しまして道教委は、設置者がそう望むなら道教委との相談、交渉となるという回答でございました。道立高校再編策の前段とし

てセンター校とキャンパス校方式での対応が明示されていない状況下ですので、道教委と市町村立高校設置者との協議はまだ先になると思われます。学校存続に対する対応策に関しましては、課題として山積していると認識しております。特に町立の東漢琴高等学校は、生徒募集はもちろんのこと、高校の運営に関しては町民各位の理解と協力を得ることが不可欠であります。学校長とも協議を重ね、町長部局との連携を密にして地域との連携に配慮し、よりまちづくりに寄与できるような効率的な学校運営に努めてまいりたいと存じますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたしますと存じます。

◇議 長 13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 2回目の質問をさせていただきます。町長にお願いしたいと思います。

法定合併協議会の調整方針については、町長の答弁ですと、社会情勢の変化やもろもろの環境によっては調整方針に必ずしも縛られることがないことも生じるだろうという将来の見通しというか、展開の難しさの状況も若干触れられたのかなというふうに思っております。私がここで確認しておきたいことは、少なくとも法定合併協議会で決められた調整方針につきましては、旧両町村の町民代表がこぞって、各団体も含めて代表者が集まって決められて、それを行政の両町村長が最終的に判断をし、それを協議会にかけて町民、村民の理解のもとに調整方針が決まったと私は理解しております。ですから、町長が述べられた調整方針に必ずしもとらわれない状況が生まれたら変更もあり得るというお話は、それは当然社会情勢が変わったり云々ということありますけれども、それは10年間の話の中での話というとらえ方もあります。ですけれども、近々においては基本的にはこれは合併町村の行政を進める上での基礎をなす調整方針だと私は思っております。ですから、特殊な事情がない限りこの調整方針を真摯に誠心誠意実行されるものと私は思っております。それがなければ、合併の調整方針を決めた意味がないものと私は理解しております。ただ、変更が全くだめだと私は言っているわけではないです。ですけれども、この調整項目にある内容を検討する段階では、必ずこの調整方針がベースにあって、そこをしんしゃくしながらそれぞれ社会情勢の変化やもろもろによって微調整なり大調整なりがされていくものだろうと。少なくとも調整方針が遡上に上がらないで違うことが検討されることは、ゆめゆめないものと私は理解しております。そのことを町長からどのように認識されているかご答弁をいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私が先ほど答弁いたしました関係は、豊島議員が今言われた内容とほとんど変わらない内容ではないかと私は思っております。当然両町村の協議の中で生まれてきたものというふうに思いますので、これから議論が出てきたとしてもそこを基礎とすることはもちろんでありますし、そのことは尊重していかなければならない、その当時協議された内容について尊重して真摯に受けとめていくと。しかし、当然議員

もおっしゃったとおり、状況によって変更するということもあり得るということで、私の先ほどの答弁の中でそういったようなものが生じてくる場合においてはしっかりと説明をしていく必要があるということを申し上げたつもりでございます。そういった中で当然お諮りをしながらいくという可能性も否定はしないということでのご答弁でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 今2回目の町長から基本的なベース、私の質問に対しまして基本的にはそのおりの認識だというふうに回答をいただいたと理解しております。変更状態のものが出来た場合には、住民に十分な説明責任を果たしながら変更を加えていく、必要な場合にはそういうこともあり得る、それも私は当然そういうことがあろうかと思えます。ですけれども、基本的には調整方針が隅っこにやられて違うことが検討されることはないというふうに理解しております。この関係については、私はこれで、町長の認識と私は認識は一致していると理解しておりますので、それはそれでよろしいかと思えます。

2番目の関係につきまして質問させていただきます。3年なり5年なり期限を区切っていないくて、まだ事務的に手をつけていない案件が合計で28件あるというふうに報告を先ほどいただきました。当然3年以内、5年以内、それから期限を区切らない中でのことですから、今この内容について私は云々申し上げるつもりはございませんけれども、ただ28件の中には先ほども突出して関連がございますので、若干触れますけれども、要するに交通体系の関係とかいろんな関係では3年以内なり、例えば5年以内と決まっていますが、少なくとも住民の福祉向上のためにはその年数が1年、2年早まることは当然可とする分が多々あると思えます。全部とは言いません。できることは、やはり早目早目に手をつけて、やはり旧両町村が一体となって大空町の一つの町になったわけですから、そういう中では同じ町民の要するに公平、公正の原則からいって早目に調整することが行政の私は使命だと思います。その中にはなかなか難しい問題もあると思えますけれども、手をつけるものは3年、5年という期限があるから、ぎりぎりまで待つという姿勢ではなくて早目早目に手をつけていただきたい、それが旧両町民に対する行政の誠意だと私は思っております。そのことをお話し申し上げたいと思います。その関係について町長の認識をお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 おっしゃるとおりかと思えます。私は、例えば目標年次を設定して3年ないし5年というような目標年次があります。例えば今言った交通体系の部分についても、これについても3年以内ということで予定されていて、先ほど言いました未着手の部類にまだ入れているものでございます。当然こういったものは住民の方々のサービスの向上につながる側のものであるということでありますので、これについては年が決まっていようとも早く着手するべきだと。また、言えば私は、こういう言い方はあれですけ

れども、例えば使用料等の値上げを想定して5年以内にその水準を決めるというものであっても、実際に行うのは5年後であってもその着手というものについてはいずれにしても早く取り組んでいかなければならないと、私はそんなふうに思っております。その中で特に今言った後半のものについては論議が必要になってまいりますので、十分な論議を重ねていくということが必要ではないかと、このように考えて、職員にもそのように今伝えている部分がございます。そういった中では、いずれの分野のものについても着手、今現在他団体のものもありますけれども、そういったものでないものについても全部で23件事務的なものでございます。そういったものについては、きのうの行革の話と重なる部分もありますけれども、早くその論議が皆様にわかるような形で論議できるように内部から公の場で論議をしていくような、そんな芽出しを今後していくようにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 今(2)の答弁につきまして町長から、実施の時期についてはいろいろあるけれども、取り組みについては早目早目に取り組んでいく、それは私も質問した内容の中で町民の福祉向上のためには当然のことだと思っておりますし、そのような答弁をいただいたことに対して敬意を表するものでございます。そういう中でその他の期限のついていないもの、これは主に内容を見ますと社会教育関係団体、任意団体、要は旧両町民が自主的につくった任意団体の、それも社会教育関係の関係である、そういう中で関係団体同士で協議なり検討なりはしているけれども、まだ一本に至らない面があったり、それからまた行政側がそれを強力に推進するというか、言葉はいろいろありますけれども、社会教育法では強制は許されないことになっております、法律上。あくまでも任意団体が自主的にそれを進めるということになってございますので、そのことと社会教育法に含む要するに任意団体とその他の団体というか、そういうのがあるのかどうかちょっとわかりませんが、どちらにしても任意団体は自主的な組織でございますから、その意思是尊重していかなければならない。ただ、両地区に例えば文化団体なり体育協会なりといろんな団体がございます。ですから、それには当然旧町村では補助金なり、言葉の使い方は負担金なのか、いろいろありますけれども、どちらにしても行政から支援をしていた部分についての基礎ベースの要するに基準ですか、これについてはやはりたとえ任意団体といえども当然調整して同じ一つの町になったわけですから、支援をする段階では当然同じような基準の中で交付されるものと私は認識しております。そんなようなことで私が申し上げたいのは、要するに社会教育団体等については、事情を知らない方から見れば、もうちょっと行政側が力を入れて一本化したらいいいのではないかという意見もあるやに聞いております。なぜ私がそう申し上げるかといいますと、皆さんもご承知のとおり、私も合併する前はその片方の当事者でございましたので、そこら辺の認識は行政側も教育委員会側も町民に対して説明をしていかなければならないと思っております、誤解があるとしたら。だから、そのところは注意深く対応していただきたいと思いますと思っております。法律を曲げるよ

うなことで推進することはできないということを明確に説明責任を果たしていく必要があるのだと思います。補助金の基準を統一するということと団体を一本化するということは、また別な論議がございますということを申し上げているわけで、そのような認識でいいのかどうか、教育長にお伺いしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 社会教育関係の団体についての統合というのでしょうか、それらについて今ご質問をいただきました。合併する前から1年ほど、8カ月ほど前からそれぞれ東藻琴村、女満別町として教育委員会がかかわって合併に向けて、それらが双方似たような団体、統合できるようにということで指導もし、そういう場も設定して指導してきました。その結果、統合がきちっとできたところと、それから現在もそれぞれの両地区の団体の歴史的なもの、それから特性、個性的なものもあって現在も話し合い中のものと、そういうように今のところ分かれてございます。統合された団体の方が多いでございます。ことしに入りましてそれらの両者に対して、お話し合いしているところに対して教育委員会も入りまして統合に向けたいろんな場の設定等も行っております。もう少しまだのところについては時間が必要かなと、このように思っております。

それから、補助金関係でございますが、そうした経緯もありまして一つになっていないところにつきましては、それぞれ両地区の団体としてそれぞれ両地区に補助金を交付するというような形で今年度については取り組んでおります。それらもあってできるだけ早い時期での一本化ということを教育委員会としても指導しているところでございますので、ご理解をいただきたいと、このように存じます。

◇議 長 町長。

◇町 長 行政の側にも少しお尋ねがあったというふうに思いますので、私からも教育長の部分と重なることがあろうかと思えますけれども、お答えを申し上げたいと思います。

確かに任意団体等については自主的なということですが、では全く関心がなくて手をつけていないのかということではなくて、やはり私どもとすればその周りの環境整備を整えていくという中で自主的にそういったものが統合されていくのが一番いいだろうというふうな考え方を持っておりますので、つかず離れずいろんな立場からお話し合いをしたり、機会を設けたり、助言をしたりというようなことはしております。また、ことしの予算、昨年度編成をした予算でありますけれども、これは旧女満別町と旧東藻琴村で予算の査定をある程度調整はとりましたけれども、行いながら合体をした部分が多いでございます。そういった意味では、各団体の補助金等今後一本化されていく上でその交付基準が異なっているということは、その環境の一つとして阻害要因になるというようなことから、何とかことしはそういった基準を一定の基準でもって交付できないかどうかというような作業をさせている状況にございますの

で、ご理解をいただきたいというふうに思います。

◇議 長 豊島議員に申し上げます。一応通告書に従った質問、相手に答弁求めてください。

13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 今議長からご指摘がありましたけれども、質問になれていないもので、一番初めにお断りしたとおり、遺漏があったというふうに理解しております。反省いたします。ですけれども、あえて申し上げます。この関連の質問の中では、当然こういうことが質問の内容に出てくるのだろーと思ひます。わざわざ質問の内容の項目について断りながら申し上げますので、そのことはご理解をいただける範疇かと思ひますけれども、それがだめだとあれば反省をいたします。一応両にらみで考えておりますので、そのようにご理解いただければありがたいと思ひます。

それから、この関係について（２）につきましては今教育長、それから町長からもご答弁ありまして、私もそのような考えでございますし、十分に理解して、この質問については終わらせていただきます。

3番目にいきます。高校の存続の関係でございますけれども、町の考えはどうかという質問に対しまして、町長は現段階では、これは道の方針がまだ出ていないということを受けての話だと思ひますけれども、両高校を存続するという認識だというふうに答弁なさいました。それは、ごもっともなことだと私は思っております。それから、教育委員会の委員長につきましては、町長の両高校を存続するという意思を体してそれぞれ生徒募集に対して鋭意努力をしていると、それも私も可とするところでございます。新たな高等学校の教育に関する指針を私の手元にも厚生文教委員会でいただいております。そういう中で平成18年の8月に北海道教育委員会は指針を出しております。そういう中で先ほども町長からも触れられましたけれども、平成20年度から要するに新たなこの指針に従って道立高校についてはそれぞれ3間口以下、普通高校、いろいろな条件はございますけれども、そういうものについては再編の対象にしますよと、遠隔地や離島等については配慮いたしますよというようなことがございました。

それで、先ほどの答弁の中では、言葉は語弊あったらお許しいただきたいと思ひますけれども、旧東藻琴高校についても、それから女満別道立高校についてもたまたま1年の生徒の数ですか、18年度については定員に達したということでございます。そういう中で20年度からの道の仕切の中では何とかクリアして次の段階の23年でしたか、22年かな、次の段階のところで仕切られるのではないかという期待のことがあったと思ひます。私もそのように期待はしております。ですけれども、生徒の要するに在学の内容のことでございます。たまたま18年度につきましては、皆さんもご承知のとおり、網走市の私立の網走高校が募集停止をしたと。そういう中で過去5年間の女満別高校についてはおおよそ二十五、六名が網走市から女満別高校に来ていたと。東藻琴については、大体10名から15名近く来ていたと。そういうことで18年度については、東藻琴高校と網走市内から女満別高校に来られた方は両方合わせますと52名の21名、七十何名ということで2クラスぐらいの子供がたまたま18

年度は来たと。通常年ですと大体その半分ぐらいかなというところをしております、両高校の網走から通学している生徒数というのは。そういうことを考えますと、たまたま18年度は七十何人で両校とも定員に達したということでございますけれども、その前、以前、現在の2年生、3年生については定員を切っているわけでございます。そういう中で道の指針でありますところの中でどのようになるかというのは、当初私も1回目の説明会は6月でしたか、説明会には自主参加をさせていただきました。意見を聞く会です。7月の13日。これは任意で、私個人で行ってきました。それから、10月の3日と11月の16日というのは2回目、3回目の懇談会かな、それには教育長が出ていたというようなことでございまして、合計3回の結果的には地域に説明があったふうにとらえております。そういう中で意見を聞く会の要するに7月の13日段階では道の方針としてはかなりきつい意思というか、要するに方針どおり進めたいという意思があったのだらうと思います。ですけれども、地域懇談会を深めていく中でそれ一辺倒ではなかなか要するに道の目指そうとする高校教育の指針どおりに向かっているかという判断の中で、これは私の勝手な考えですけれども、若干軟化したのかなという認識をとらえております。ですけれども、根本的に表現は何も変わっていないわけです。3間口は再編の対象になるということは、歴然としているわけです。ですから、道立高校をなくすとかなくさぬとかということを今私が聞こうとしているわけでなくて、たまたま18年度の生徒数は両校とも満杯になったから、20年度の再編計画の中には、18年度中に方針が出されると思いますけれども、その中には入ってこないだろうという期待をしていると、それは私個人も含めて私も当然そう思っております。ですけれども、次の段階の23年度ですか、そのときには当然入ってくるものと、個人的にはそう思っております。

ですから、私がここで触れたいのは、要するに網走市の例を見ますと、たまたま20年度に向かって先手有効ということで私立の網走高校と向陽高校を合体したかなり難しい要するに私学です。一番難しいのは、先生の身分のことだと思いますけれども、そういう中で道教委はそれを可として認めようとしていると。これは、モデルケースだと思います。道新の新聞報道では、道教委はそこに一つくぎを刺しております。これが前例にはならない。それは何かというと、教員の要するに身分の扱いをほかの地域でもそういうことがいっぱい出てきたら、これは道は対応できないわけです、単純に言えば。というのは、道の教員試験を受かっていない教員を道職員にしなければならぬという、そういう人事の問題があるのだらうと思います、細かいことは私わかりませんが。ですから、これを前例としないと。しないと言いながら、網走私学の網走高校と向陽を一体化しようということは道は暗黙に認めているのだと思います。

ですから、私が申し上げたいのは、1回目の道の方針の要するに20年度の方針、18年中出されるであろう、それにのらないからといって23年度まで悠長に考えていたのでは私はだめなのだと思います。やはり攻めの姿勢で、要するに可能性を追求すべきだと思います。それは、何かというと、町長の答弁にもありましたように、要するに産業キャンパスの可能性の問題、それから教育委員長がいみじくも答弁として申し上げられましたけれども、要するに町村立から申し出があれば検討しないでも

ないという、そういう話があったと、これは明るい光明だなと思います。そんなことも含めて産業キャンパス校の関係、たまたまちょっとデータを調べますと、道立高校と市立高校の統合、これは2000年に名寄高校があります。名寄市立高校。それから、新聞報道によりますと、2008年に予定しておりますけれども、旭川の北都商業高校、これが道立高校と一体になりたいという新聞報道が7月ごろちょっとありました。こんなことを考えますと、逆のこともありますけれども、町立高校を道立高校に収められることが経費的には、こちらの願望としては道立高校に職業系の、今例えば女満別は普通科ですから、それに町村立の農業系、商業系、職業系を科として残せるのであれば、これは一番ベターです。道立高校になるわけですから、経費を負担しなくていいということがあります。それが可能かどうかは別としても、そういうことをチャレンジして水面下で道と教委と折衝しながら可能性がだめであれば違う展開をしていく、そんなことがいろいろあるのだと思います。今すぐは答え出ないと思いますし、ただここで申し上げたかったのは、道の方針が出てから動こうとするのではもうそれは勝負は決まっているということだと私は思っています。変更はないと思います、道が方針を出した段階では。その前にやはり町側が動いて可能性を追求し、できないものを一つ一つ整理していった最終的に道立高校が残せるのか、いや、そうではなくて町立高校として残さぬとだめなのか、二者選択を当然区分していかぬとならぬことだと思っております。今すぐしろとは言いませんけれども、少なくとも水面下ではそういうものをもう要するに行動を起こさなければならないことだろうと思っております。それによってモデルケースなり特例なり言葉はいろいろあるでしょうけれども、道の心を動かすことができるのだと私は思っております。それなしには道の方針どおりしていかないとならないということだと思っております。そんなことでその関係を答弁いただきたいと思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回道が打ち出しました4間口を適正規模といたしまして、3間口以下は再編の対象ということの基本的な考え方がございます。これに対して私は、もともと道立高校として2間口で開設をしたのは北海道教育委員会であると、その当時は2間口でも十分であるという観点で開設をしたというところが、どういう経過でその4間口が適正なのかというふうに方向転換になったのか、その説明をしてほしいということで申し上げておりますけれども、これについては回答はございません。たまたまという言葉をお使いになりましたけれども、18年度定員に満たしたと。しかし、先ほども言いましたように少子化、これから中学校を卒業する子供たちの数を考えますと、そのままずっと続けていけるかどうかというのは非常に不安材料も多いということも事実かと思っております。そういった中で私どもとすれば、2方向でこの問題については考えていかなければならないというふうに思っております。一つは、現在としては目の前のこととして子供たちに対して、また保護者に対して非常に魅力のある学校だということを伝えて、そして多くの方に在校生になっていただくと、入学をしていただくということが目の前の方策といいましょうか、対応の方式ではないかと。もう一つは、

今豊島議員が言われましたように、将来におけるその地域の形というものを早く地域として考えをつくるということが中長期的な課題ではないかと。先ほど3年、5年合併調整のこともありましたけれども、それが3年後だから、5年後だから、今は論議がなくていいということではなくて、いろんな可能性を探りながら論議をしていくと、その場所として大空町の高校教育を考える協議会というような場所もあります。また、当然懇談会、4月、7月に行われた後、さらに10月、11月に地域別懇談会というのが開催されましたのは、やはり地元からの非常に大きな要望だとか、それから要請というものがあって、正直トーンダウンをしたような感があります。しかし、本質は変わっていないと。ただ、それに至るまで具体的に見えてきた部分も幾つかあると。その一つがセンター校とキャンパス校の考え方、市町村立と道立、さらには私学と、それから公立というような中でどういう位置づけにするかというようなことが非常にだんだん具体的に考え方が示されてきている部分もあります。それら一つ一つ地域として検証していかなければならない、そんな作業が中長期的に課題としてあるものというふうに考えておりますので、当面の対策と、さらには中長期的な考え方をまとめるということ、両面から取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇豊島議員 私の質問は、これで終わらせていただきます。

◇議 長 これにて豊島義秋議員の一般質問を終了します。  
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分  
再開 午前11時08分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第2、一般質問を続けます。  
次に、5番、森田暢明議員の一般質問を許します。

◇森田議員 大空町第3回定例議会の一般質問に当たり、通告に従いまして、一般質問をさせていただきますと存じます。

まず、指定管理者制度の導入についてであります。制度導入の考え方と理解度についてを質問いたしたいと存じます。大空町は、この指定管理者制度の条例が施行されて8カ月余り、また猶予期間を経て9月より3施設について指定管理者により管理運営がなされております。そして、来る新年度からさらに教育施設、公園、農業施設等の公の施設に係る指定管理者の指定手続が進められております。この指定管理者制度は、2003年に地方自治法第244条の2の改正で公の施設の管理を従来の公共的団体だけではなく株式会社を含む法人や団体も管理者になれることを定めたものであり、本年9月までに自治体はこれまでの管理委託をすべて指定管理者に移行するか直営に戻すかの二者択一とすることとし、すべての公の施設を指定管理者制度にでき

るかどうかの検討を行ってきたものと思います。そこで、改めて制度導入の目指すところの考え方と住民や推し進めている町長初め自治体職員の制度の理解度はいかなるものであるのかお尋ねしたいと存じます。

同じく指定管理者制度の２点目であります、公募と公募によらず指定管理者の選定は目指す効果に差異は生じないのかということでございます。この質問は、本来８月臨時議会の指定管理者の指定についての議案審議においてただすことであったのかもしれませんが、あえてこの機会にお聞きしたいと存じます。原則この制度は、条例にもありますように、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとするとうたわれてございます。また、公募によらず選定する場合は、明確な理由が認められるときと解するが、９月から開始されたとの指定管理者も制度導入前に管理委託を受けていた事業者、団体である。この制度の目指す効果に、この管理委託をお願いしていた事業者にそのまま指定管理者として継続して管理をしていただくことに何ら問題はなかったのか。また、ここ３カ月余りが経過したわけでありますが、その現況も踏まえてお尋ねをしたいと存じます。

さらに、大項目２点目であります、麦乾燥調製貯蔵施設の整備についてお尋ねをしたいと存じます。本年５月に女満別町農業協同組合、東藻琴農業協同組合、両組合長連名による要望書が大空町議会に届けられました。当日先に大空町長にも同様の要望書が提出されたとお聞きしてございます。その趣旨は、両農協下で畑作物の主軸をなす麦類の乾燥調製貯蔵施設をそれぞれ独自に設置運営していたものをさまざまな要因により現状の課題を解消することが互いに急務であり、両農協下の麦類共同処理新設設置に大空町の多大な応援を願いたいとするものでありました。月日も経過し、この間両農協と大空町は幾たびもの協議を重ねてこられたと推察いたしますが、先ごろ各農協はそれぞれの地区において今日までの経過を各農協の立場で説明がなされました。私もその説明を聞いた一人でもあります、現時点での両地区団体、農協であります、本件にまつわり抱える課題に対して大空町の認識と産業振興策の今後の支援の考え方について町長より公式見解を伺いたいと存じます。

以上、２項目について質問いたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 森田議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず１点目、指定管理者の関係でありますけれども、この制度の創設の経緯から申し上げたいと思います。指定管理者制度という新しい制度でありますけれども、多様化している住民ニーズにより効果的、効率的に対応するためには民間の事業者の方々の有するノウハウを広く活用することが町民サービスの向上に有効であるという観点、さらにもう一点は職員の人件費や施設の維持管理費に係る経費の縮減も期待できるという、その２点でこの新しい制度が考えられました。しかし、私どものようなこの地方の地域においては受け皿となるそういった方々が限られてくる部分もあると、また対象施設が少ないということで２番目に申し上げました経費の縮減というのはそう大きくは期待できない部分ではないかと、そんなふうに認識をしてございます。現在町

の状況でありますけれども、住民サービスの向上と、さらには管理経費縮減が図れるような、そういった施設については指定管理者の導入を図っているところであります。既にことしの9月から3施設を指定管理者に移行し、来年の4月から8施設を指定管理者に移行しようということで進めているところであります。指定管理者と、それから直営ということの基本的な考え方でありまして、公の施設において町の職員を配置し、直接管理をしていた施設については基本的に直営と、清掃や管理業務等業務のほとんどを委託していた施設については指定管理者ということで進めようというふうに考えて今回の割り振りを行ったところであります。今後におきましては、住民サービスの向上につながることや民間のノウハウの活用が不可欠な施設、そういった施設について順次指定管理者としての導入を図れるように順次進めてまいりたいというふうに考えてございます。

この法律につきましては、2003年の9月2日に地方自治法の改正がありまして、2006年の9月までに指定管理者、もしくは直営に移行するということが法として改正になって示されました。旧女満別町時代におきましては、平成17年の3月、この手続条例を制定させていただきました。18年の4月から導入をということで目指していたわけでありまして、この時点で合併が決定をしたと。なお、東藻琴村についてはこの手続条例等がなかったというようなことから、今回その開始時期を先送りしたというような経過がございます。合併をしてからこの指定管理者制度を導入していこうというようなことになりました。旧女満別町の条例がございましたので、それをベースに平成18年3月31日、新町の誕生と同時に専決処分をして大空町の条例としてそれ以後手続を進めてきたところであります。広報ですとかお知らせ号、ホームページだとかパンフレットなどもつくりましたけれども、従来の業務委託、そういったものと、さらには指定管理者制度の違いと、なかなか難しい部分もありまして、十分住民の方にはまだご理解をいただいている部分が多いのではないかと、そんな感想を持っております。特に東藻琴地域にお住まいの方については、この条例制定にかかってから現在までの時間が短いということもあって、十分浸透しているというふうには私自身もまだまだ感じていないところがございます。

そういった中ではありますけれども、3施設、さらには来年の4月から8施設、指定管理者に移行ということで、今回その前段の3施設については指名という考え方で行ってまいりました。基本的には公募ということでありまして、公募をしないこともできる規定となっております。その理由の一つといたしまして、現在の団体がこれまで蓄積してきた管理運営技術や専門的技能を活用することによって施設の設置目的を達成することができると。また、もう一つは、施設の管理運営に特定の団体の技術やノウハウが必要である場合と、こういったような場合については候補者の指名ができると、言えば公募としないということができるということでございます。単に施設の維持管理や貸し館業務というようなものについては、基本的なスタンスに立ち戻って公募というような形でまいってきたところでございます。

今回この差によって目指す効果が損なわれないかというようなご質問でありましたが、今言ったような理由によりまして割り振りをしながら進めてきている現状にありますので、効果については期待できるものというふうに考えてございます。ま

た、公募をしなかった場合でありますけれども、これについても書類審査を行わないというわけではございません。指名の場合においても書類審査を行い、そういった中で住民サービスの向上、施設の維持方法、利用者へのサービス、自主事業のあり方、そういった営利を目的とした事業展開など、そういったものについて評価をして、そして選定をしているというような状況でございますので、この目的についてはおのこの両方の場合においても効果を発揮できるものと、そのように期待をしているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次、2点目でありますけれども、麦の乾燥調製施設の整備について現在女満別地区と、それから東藻琴地区の置かれている現状でありますけれども、女満別地区においては小麦の生産量の拡大傾向にありまして、貯蔵サイロの能力に不足が生じているというふうに伺っております。また、東藻琴地区においては、一部の集団に乾燥施設の老朽化等による更新の時期に来ているというようなことが課題というふうに伺っております。女満別農協におきましては、平成16年度計画をし、そして平成17年度増設の計画をしておりましてけれども、操業時の騒音や粉じんによる公害問題等ということが発生をいたしまして、増設を断念せざるを得ない状況になったということでございます。両農協が抱える乾燥施設の問題解決には、新たな土地を求めて新規移転をするということがいいのではないかとということで両農協の合意がなされたところでございます。しかし、平成20年の2月にオホーツク網走農協との3農協による合併問題ということも背景にあった関係から、町が事業主体による事業の実施と、さらには受益者負担の軽減を図るための支援について、町、さらには議会にも要請書が提出されたところでございます。町といたしましては、市町村が事業主体になるということについて制度上認められていることから、環境が整うのであればそういったこともやぶさかではないという考えを持っておりまして、私もそんなことの発言をした経過もでございます。しかし、実際に補助事業の採択を受けなければこの整備というものはなかなか難しいということで、補助事業の採択、事業計画を持っていった中で市町村が事業主体であれば補助の採択は非常に難しいというような回答を受けました。その結果、事業主体については農協にお願いをしたいと、また要望のあった負担軽減の支援については厳しい財政状況の中ではありますが、町の起債借り入れの範囲内で支援をするというようなことで支援策の提案を申し上げたところでございます。しかしながら、町が示しました関係の提案につきましては、事業主体の関係、また支援案の水準というようなことから、新規移転は難しいのではないかとというような判断がなされております。オホーツク網走農協の既存施設に集約することが費用対効果や農家の負担軽減を図る上において最善ではないのかというような方針をもとに、12月の初めから地域懇談会で説明がなされたと、そのように聞いてございます。今後、農家の皆さんの意見も当然でありますし、両農協の理事会決定というものもあるかと思えます。そういうような内容を判断いたしまして、町としてもその後の対応について検討していくことといたしております。

以上、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員　まず、指定管理者制度についての再質問をさせていただきますが、この制度の導入の考え方と理解度ということでありますけれども、旧女満別町におきましては17年の3月に条例を整備もさせていただきました。実際には合併がなされてから、当時17の3月と言え、合併が決まったときでもあったのかなというふうに思いますが、その折でもありましたので、18年から、いわゆる合併をしてからこの制度の導入を図ろうというようにいろいろ事務的な手続も進められてきたり、またそれぞれ行政としても十分な学習も重ねてこられたのではないかなというふうに思いたいわけがあります。もちろん合併することによりまして旧東藻琴の役場においても条例を整備するまでには至らなかったということでありましたけれども、伝え聞いている話ではいろいろ検討をされてきたというふうにも聞いておりますので、旧東藻琴の職員の皆様方も当然この指定管理者制度についてはいろんな角度から検証されて学習もされてきたものというふうに思っております。しかしながら、この指定管理者制度というのは、当然今までの直営方式というか、管理委託制度から、さらに今までそこに委託を受けていなかった事業者の方々にも参加の自由の門が開かれるというわけであります。ですから、当然行政ばかりでなくて、その指定管理者制度にのって参入をしようという事業者、団体等が一般の中には大勢いらっしゃるのではなかろうかなと。また、このことを行政は、いついつの時点からそういうような方式に切りかえながら管理をしていきたいというようなことを住民にも事前にお知らせもしているのも事実であろうというふうに思っておりますので、その中でいろいろ進められてきた中で本当に各部署で指定管理者制度にのって管理をしてもらおうというような事柄が本当に職員間の中でも同レベルというか、同じようなレベルの中で調整をされてきたのか、ちょっと疑問に残ることがございますので、庁舎内ではどのような勉強会というか、ことが繰り広げられてきたのかなというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

また、この指定管理者制度の考え方、導入するに当たっての考え方をそれぞれまた住民の方々にもはっきりと明確に本当に伝わっているのだろうか。ある面では私思いますが、指定管理者制度そのものは今までと、行政が直接管理委託をする考え方と違って、ある種自治体の中の住民の方々が指定管理者になっていただけるのであれば、それもまた一つのまちづくり、地域づくりにつながっていくのかなというふうな思いもちょっとひらめいたわけでもあります。これは、考え方の違いもあるのかなというふうに思いますが、あくまでも営利を目的としているようなことばかりではなくて、そういう協働の精神というか、よく町長が申し上げているように、協働のまちづくりにつながっていくのではないかなというふうにもちょっと感じるわけでありますけれども、その辺のところの考え方を、これは私だけであるならば大変申しわけないですが、そういった事柄もある面では住民にもっともっとPRをしていかなければならない事柄になるのではないかなというふうにも思っております。

そして、公募と公募によらない、いわゆる指名による指定管理者の選定ということでもありますけれども、このこともこれは意識の問題なのかなというふうに思いますが、いずれにしても指名による場合においてもそれぞれの書類の提出の関係であったり、また実際に指定管理者として開始されるまでの期間の手続は、公募による場合と公募

によって選定される期間の事務的な手続は何ら変わらぬのかなというふうにも思いますが、たまたま指定管理者制度を今日改めて開始するときになったというときに受ける、受けるというか、指定管理者になった方々の意識もそうでありますけれども、指定管理者として管理運営を依頼する立場の行政と、そういう関係の中では何か管理委託そのものの考え方がまだまだ踏襲されてきているのではないかなと。これは、なかなか検証のしづらいことではありますが、いろんな事務手続上期間が短かったというときでもありましたので、ある面ではもっともっと内容をお互いに明らかにしながら詰めが弱かった部分があったのではないかなと。具体例をちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、それぞれ施設等には備品だとかいろいろあるわけですが、もちろん備品によっては年数がたてば老朽化したり、またふぐあいな部分が出てきたりというようなことがあろうかと存じます。本来ですと指定管理者に管理運営が決まるまでの間に、すべての備品やその施設の状況をしっかりと点検を済ませてから、指定管理者に移行していくべきではなかったのかというふうにも思うわけがあります。何か伝え聞いたところによりますと、指定管理者制度になってから備品の修理をしなければならなくなったと、それをどっちがやるのだみたいな話が出てきて、とりあえず今回は行政の方でやらせてもらうことになったというような関係もあったかのように聞いてございます。そのやりとりが事前にそれなりの決まりとしてあったはずなのではないかなというふうにも思いましたが、その辺がちょっと私どもが聞く立場になればどっちに非があったのかなというふうには言わざるを得ないなというふうにも思います。そういうような事柄も踏まえて今後の指定管理者制度に向けて、まだまださらにいろんな施設を住民のサービス向上のために指定管理者制度を拡大していこうという考え方もあるようでありますので、今後の考え方も含めてもう一度お聞かせ願いたいというふうに思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 内部の検討についてどうであったかというような、まずご質問をいただいたというふうに思います。当然17年の3月に手続条例が旧女満別町では制定がされた。それから、合併の調整に入ったために18年4月の導入は見送らざるを得ないというようなことで、合併した後最終的に調整ということになりましたけれども、当然そういう方向性はこれどこの自治体もそういう流れの中で手続をしていかなければならないというようなことから、合併調整とあわせてそういった作業については協議をしてまいりました。各担当課での協議という、担当部署そのものでの協議ということはもちろんやっておりますし、関係課が集まった会議というのも頻繁に開催をして、そして考え方の統一というものを持たせてきたところであります。現在は担当は企画課ということで、そういう主管課になるところがその考え方について各部署における施設を所管している課に対して考え方を周知してきたと。さらには、指定の管理者選定委員会というようなもの、そういう中に職員として参加をしながら、その選定における考え方についても検討をしてきているということで内部的にはいろんな今までの形態がある、さらにはその施設における特異性というようなものがある中で何とか統

一をとろうということで協議をしてきているというような状況にあります。

同レベルだったかどうかというようなことでありますけれども、そういった勉強会、また課内の協議、委員会というようなことについてはたびたび開催をしながら、その調整をその都度図ってきているというふうに思いますので、その中で十分内部的には議論がなされてきたというふうに考えてございます。しかし、そういった趣旨のことが対住民に対して、またこれらの事業を受けようとする側の事業者の方々や、また事業を起こしていなくても個人といいましょうか、団体だとか、そういったところでも指定管理者になり得るというようなことから、そういった方々に十分趣旨がご理解されていたかということだと思いますと、その部分については心もとない部分が多数あったのではないかとこのように思います。指定管理者導入に係る例えば応募の説明会というようなところにつきましては、複数事業者の出席をいただいたところでありまして、最終的に応募ということにつきましては農業構造改善センターが2社、朝日ヶ丘公園、女満別研修センター、ゲートボールセンター、さらには女満別、東藻琴の図書館とそれぞれ各1社の応募というような内容になっています。それを私どもとして検証といいましょうか、考えたときに募集条件に一定の資格を必要としているというようなことで実際の応募が少なかったのではないかと。また、施設維持管理全般と、それと責任の度合いというようなことから敬遠された部分もあるのではないかと。さらには、対象施設が少ないと。民間の方々の効率性を発揮するためには、数多くの施設を受けた中で、その中で効率性を生み出していくというようなことが本来なのだと思いますけれども、その対象の部分が少なくてその効率が十分に発揮できないというような視点もあったのではないかとこのように検証をしているところであります。

また、備品等の関係でありますけれども、これについては基本的な協定事項というものが存在するわけでありまして。基本的には、その中でこういった場合についてはどちらが持つかというようなことでの規定といいましょうか、協定があると。定めのないものについては、両者協議というようなことが当然記されているというふうに考えてございます。導入に至ってからまだ間もないということで、前例等がない中でどうなのかというような議論はあったのかとは思いますが、そういった中で今後そういったことの決め事をしっかりつくっていくことになるだろうというふうに思っております。

また、公募と公募によらないものの関係でありますけれども、なぜその部分が、これ先ほどもお答え申し上げましたけれども、現在それまでに蓄積してきた管理運営の技術や専門的な技能を活用するということですか、特定の団体の技術やノウハウが必要であると、そういうふうを選定委員会の中で考えた方をまとめて公募としないというふうになったものというふうに私は考えてございます。こういったものを指名し、指名しないかということについては、そういう選定委員会なるものの、複数の者の協議の中で選定をしていくということが原則ではないかというふうに思っておりますので、その中で十分議論がされた結果というふうに受けとめておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

失礼しました。もう一点。民間事業者以外でも指定管理者になり得るのではないかと

と、そういう意味では対象が非常に多くて、それが新しいまちづくりの協働の部分にも生かされていくべきでないかというふうな考え方もご質問いただきました。私もそのように思います。結果的には、それがまだ住民の方々に十分伝わっていない部分もあるだろうというふうに思いますので、例えば団体がその受け皿になり得るのかどうかとか、例えば法人格を持っている、いないだとか、例えば会社でなければだめなのかどうかというような細かな部分については、そういったことで十分住民の方がまだ知らない部分とでもいいましょうか、伝わっていない部分があるかと思います。ほかの市町村においても18年、19年から指定管理者制度というものが導入されてきています。そういったところの事例などもしっかりと今後私どもも把握をし、また町民の方々にも伝える機会をつくって新たな指定管理の段階においてはそういうことの可能性というものも探っていく必要があるのではないかと、そのように考えてございます。そういった中で公の施設ではありますけれども、その管理を直営で行うのか、また民間の事業者の方なのか、住民の方なのかという中で役割分担も見直していかなければならない、そういった側面があるのではないかと、そんなふうに考えてございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 大体町長のご答弁によしとさせていただきたいと思いますが、1点だけ、今後の指定管理者に管理をしていただくという考えの中に、今これからいろいろなものを考えられていることもあろうかと思います。また、もう既に指定管理者として始まった施設等もございます。しかしながら、もともと指定管理者制度にのりやすい施設というか、そういう形でつくられていなかった部分もあるかなと。管理委託、それから部分委託を今日までしてきた、そういういろいろ柔軟性を持ちながら管理委託をしてきた部分ももちろんあったかなというふうにも思いますが、いろいろ指定管理者制度にのせてやっていくということはかなり指定管理者に対して責任の分野が重くなるということでもございますので、当然使い勝手というか、なかなか区分けの悪い施設ももちろんあろうかなと。いろいろ現実にも一つの施設ではあるけれども、中に併設をしているものももちろんあろうかなと。とりあえず片方だけ指定管理者にのせてとか、行く行くは全体をというようなこともあるのかもしれません、その辺のいずさみたいなのも何かあるように感じますので、その辺を今後やっぱり、行政機関として町長部局、教育委員会という立場もありますけれども、大空町を一つのくくりと考えたときには教育委員会も福祉課も同じ考え方で取り進めていくべきではないかなというふうに思うところもございますので、その辺のことについてお答えをいただきたいというふうに思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 指定管理者については、先ほど内部でいろいろ検討しながら出せる部分ということで現在まで取り組んできた経過にあります。その中では、当然同種の施設でな

いかというようなことの町民からの目もあらうかと思います。先ほど順次これからも現在の3施設、さらには予定している8施設以外についても指定管理者の考え方を基本として取り組んでいくと、その中で効果のあるものについてはそういうスタンスで取り組んでいくということでもあります。そのときに先ほど言ったレベル差といいましょうか、が出ないような形で十分横の連携を図りながら、基本的な考え方を一本持って、そこに寄り添うような形で物事を進めていくというような形にしたいと思います。それが行政機関が所有している建物、さらには教育施設と、いろんなものがあるかと思いますが、統一的な考えをもとに進めていくようにしていきたいというふうに思います。過去いろんな施設の取り扱いについてはその施設、施設の特性をにらみながらおのおの旧東藻琴村、旧女満別町で独特の取り扱いをしてきた部分があると、そんなふうにも思っております。しかし、指定管理者の導入において一定のやはり統一的な考え方というものがようになってくるのではないかというふうに思いますので、ご指摘の部分、十分配慮をしながら対応してまいりたいというふうに思います。

また、当然今後の課題としましてはいろいろなものがありますけれども、町と、それから指定管理者に現在なっている方、今後なる方、またそういうものを目指そうとする事業者や町民の方々、他市町村の例なども十分取り入れながら、最終的に新しい公共のあり方というようなものをだれが担っていくかというような視点から、十分そういった関係の方々と連携を図りながら、この制度が本来目的とした主たるところの目指すところに進むようにこれからもまた、スタートをしましたけれども、さらに改善を加えながら進めてまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 ここで、森田議員の一般質問中ですが、昼食のため休憩したいと思います。  
再開は午後1時。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第2、一般質問を続けます。  
5番、森田暢明議員。

◇森田議員 午前中に引き続きということですが、指定管理者制度については午前中の質疑で終わらせていただきたいと思います。

続いて、麦の乾燥調製貯蔵施設の整備についてということですが、今日までの経過については町長の方からどのような経過で、相手である両JAというか、には町としての考え方は伝えたということで、いわゆるお互いにキャッチボールを重ねてこられたということであろうかなというわけであります。この件につきましては、大空町議会産業建設常任委員会の中でも行政側からる説明をいただきながら常任委員会でも協議というか、議論をしてきたというふうにも理解しているわけでありすけ

れども、なかなかその過程の部分は住民や私どもも正直なところを言えばどういう具体的内容がいろいろ展開されてきたのかなというところが正直なところわからないと。これ大空町議会にも要望書が参ってきたわけでありますので、大空町議会としても責任があるのかなと。ある種議会は議会としてまた何らかのアクションというか、考え方をそれなりに行政と一緒にになって議論もしていかなければならない事柄であるのかなというふうに春以来、要望書が来て以来思っていたところでもあります、ある面他方では議会内部の中にあっても常任委員会が議論をそれなりに重ねてこられたということではありますが、そこで議会として結論を出すとかというようなことではなかったわけでありますけれども、まだこの課題がすべて解決をしたということではないわけでありますので、行政側からの今日までのところの答えを伝えた結果、当初の両ＪＡが望んでいた方向にはならないようなこの１２月にかけての懇談会での説明であったと。あたかも行政が積極的にというか、取り組んでいただけなかったから、両ＪＡとしてはこの今抱えている課題を解決することが非常に難しい局面に立たされているというふうにとれるというか、そのような説明もちょっと聞く者にとっては受け方も違う場合もあるかもしれませんけれども、私はそのようにとれたわけでありますけれども、もちろんこの事柄についてはまだまだ両ＪＡが抱えている課題に対しては何一つ解決していないというふうに私は思っているわけでありますので、それらを両ＪＡがどういう最終的な結論を出すかについては、当然大空町としても大きくかかわっていかねばならない事柄ではないのかなというふうに思っていますが、その考えというか、具体的な状況として大空町としてどういうスタンスでその両ＪＡが抱えている課題に対して臨んでいくのかということをお聞きしたい。

それから、大空町として今日両ＪＡが現時点での結論を出したそのきっかけとなったお答えというか、実際はどういうお話であったのか、支障のない範囲で教えていただきたいというふうに思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 １時０８分

再開 午後 １時０９分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開し、続けます。  
町長。

◇町 長 この間のやりとりについては、先ほど言いましたように、１６年、公害問題が発生してから今日までということで都合２年間いろいろな協議をしてまいりました。その中で私どもというよりは実質的な事業の中心となる主体である農協の方から組合員の方々、農家の方々にそういったお話がされてきているというふうに思っております。しかし、私ども周りから逆に行政側に伝わってきている話の内容というのは、今議員がおっしゃったような部分も非常に多いというふうに私も感じております。町の考え方、説明した内容がＪＡを通じて説明されているということではありますけれど

も、十分私どもの意図とした内容が伝わっていないのではないかと、そんな感じを受けております。

1点は、まず公害の問題ということとあわせて都市計画区域の設定ということについて誤解があるのではないかというふうに思います。整備をされましたのは乾燥調製施設が先であり、その後住宅がその近郊に張りつく、さらにその後都市計画区域の区域設定がされた。この区域設定においても町内各般の各界から審議会の委員の方々などに委員会に参加をいただき、その中でご議論があった中で線引きがされた。また、公害問題は、直接的には都市計画区域の設定有無にかかわらず一定の公害というものについては規制を受けるというふうなことでありますので、直接都市計画の関係がそのことに起因しているということではないというふうに何度か説明を申し上げてまいったところであります。

また、事業主体についても町が消極的だということではなくて、町は事業主体となることも制度上は可能であるということから、その可能性を探ってまいりました。実際に近隣でそういった事例もあると、過去においてはあるということでありましたけれども、現時点として町が事業主体になることについては補助採択をする側においてはいかがなものか、だめであると、補助採択はしないというようなことであります。近隣の最近の例を見ますと、きたみらい農協さんが、北見市が事業主体でもって同じ麦の乾燥調製施設の建設ということで当初計画をされていたやに聞いておりますけれども、その問題についても最終的にはJAが事業主体というふうになったと、これは同じ理由というふうに伺っております。そういったことも今回の事業主体が農協でということの中にあるということで、町の姿勢が最初から腰が引けていたということではないということであります。

また、負担につきましては、当初から一定の町のかかわりを持つ中で負担軽減というものが図れないだろうかということについてはご協議を申し上げておりました。ただ、そのときには事業費の金額というものについては十分説明を受けていない中であります。今現在お持ちであった計画は、最終的には60億円ということであります。その中で町がかかわることによって合併特例債、もしくは過疎債において起債の借入れをすることができるということではありますけれども、その上限額、これは起債発行に伴う枠というものもちろんありますし、大空町として借入れすることができる上限というものもあります。ご存じのとおり、現在大空町の実質公債費比率は22.7%という中ではあります。そういった中で、将来の負担というものの制限も受けてくるわけでありまして。その中で最大限の借り入れでいけばどの程度かということでお示しをしたということでもありますけれども、それが農協さんが考えていた額よりも低いということだろうというふうに思っております。

今回こういった内容のことについてご説明を申し上げました。11月の6日に農協にはこういった旨の内容について議会の産業建設常任委員会にお諮りをした後、お伝えをした経過でありますけれども、それが最終ということではなく、これをもとにいろいろと議論をさせていただきたいというその出始めのボールといたしまして出したわけでありまして。しかし、その情報の提供の時期が農協の懇談会の1カ月程度前ということで非常に遅かったのではないかというようなご指摘もいただいたところであり

ますけれども、今回改めてその時期にすべてをつまびらかにしたということではなくて、その前段で事務担当の者から先ほど言いました1点、2点、3点のことについては随時協議を重ねながら、情報としては農協の方にも伝わっていたと。最終的にそれをまとめる形で議会の産業建設常任委員会にもお諮りをした中でお伝えを改めてしたということでございますので、その前段においても農協としてはそういった内容についてある程度予測できるような状況にあったかというふうに思っております。

今議員が言われましたように、公害の問題、さらには麦、畑作物の生産振興というような観点からこの問題については一切今のところ解決に向けて進捗が現時点ではないというようなことでありますけれども、町といたしましてもこの2点何とか解決をしていかなければならないというふうに考えてございます。そういった意味では、今後もどのような農協が最終的なといいますか、今の時点でどのようなスタンスで考え方をまとめるかということもありますけれども、いずれにいたしましても先ほど言った問題の解決のために町も今まで同様一緒に協議に加わって解決に向けていかなければならないというふうに思っております。従来事務担当の者が主にそういった交渉といいますか、協議の窓口になっておりましたけれども、農協といたしましても理事会、役員会というようなものがあります。そういったことから、先日助役にそういった関係、農協の関係する方々との直接の窓口を助役としてこれからいろいろ協議に当たってほしいということで指示をいたしました。そういった意味では、今まで以上に農協の役員、上層部といいたしましうか、そういうところにも町の意向というものをしっかりと伝えながら協議に当たっていきたいというふうに考えてございますので、今後ともまたご指導をいただければありがたいなというふうに思います。

以上申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

◇森田議員 終わります。

◇議長 これにて森田暢明議員の一般質問を終了します。

次に、9番、深川昇議員の一般質問を許します。

9番、深川昇議員。

◇深川議員 私は、2点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目、行財政改革の進行状況とまちづくりについて。行政、財政の改革について前出の議員の答弁である程度理解、聞いてはおりますけれども、合併の効果あるいは経費節減の考え方など、今後の大空町の将来像に大きく影響されると、このように考えております。現段階では最も大事なときと考え、進行状況をお聞きしたいと思います。さらに、まちづくりについても審議会、トークなどで両地域の意見も聞きながら大空町の将来像、またどんなまちづくりを目指しているのか町長の考えをお聞きしたいと思います。

2点目になりますけれども、これも前出の議員と重複はいたしますけれども、指定管理者制度の導入について、現在指定管理者制度導入を進められ、さらにまた指定されているところがありますけれども、選定の基準などに当たって問題点はないのか、

さらに検討段階で十分な論議がなされているかどうか、この2点についてお聞きをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。昨日のご答弁と重なる部分があるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず1点目、行財政改革の進捗状況ということでお尋ねをいただきました。行政改革につきましては、現在担当課の中で作業の整理中ということで、来年1月中旬をめぐりに庁内論議に移行し、行政改革の推進に向けて各課、また職員から大綱のプラン、集中プランの意見集約を行って素案を作成したいというふうに考えてございます。最終的には行政改革の推進委員会を1月下旬に設置をし、第1回目の審議をいただきたいと、さらにその後全部で4回の開催を予定し、議会にもご報告をさせていただき、最終的には3月までに策定をしたいと、そのように考えているところであります。

また、合併における財政的な効果ということでお尋ねをいただきました。これにつきましては、一つにはいろんな削減ができております。そういった部分、当初予算のまずベースでもってお示しを申し上げたいと思います。一つには、人件費でございます。これは、特別職の関係、また議員皆様の報酬の関係、さらには各種行政委員会の委員など、そういった方々のものももろもろ全部含めまして約6,100万円の削減が実施できております。また、賃金、旅費、需用費、役務費などの物件費でありますけれども、これについては約6,500万円の削減、そして負担金補助及び交付金などの削減が1,700万円ということで、全体合計いたしますと約1億4,300万円の削減効果が出てございます。一方、合併をしたことに伴いまして庁舎間のネットワークの整備、また町名の変更によります表示板、看板等の書きかえ、さらには新しい町になって総合計画をつくるというようなことから、そういった策定経費など今年度の方で約8,500万円ほどかかるということで予定をしてございます。差し引き削減効果は、初年度といたしましては5,800万円程度というふうに試算をしておるところでございます。財政的な部分についてはそういうことでありますけれども、財源的な部分で今度は見てみますと、普通交付税の中の合併補正というものがあります。これは、5年間続くということで明示されておりますけれども、本年度については1,800万円程度このことによって増額になってございます。また、特別交付税、これは3年間と言われておりますけれども、先ほど新聞紙上で本町の額も示されましたけれども、あれは12月交付分ということでありますし、さらには今回の部分には災害の分も含まれているということで、3月交付分と合わせて本年度の合併関係による特別交付税の額で申し上げますと、2億5,700万円程度を予定していると、算定の中で交付されるであろうというふうに見込んでいるということであります。さらに、市町村の合併をしたときに係る経費に充てるための合併補助金でありますけれども、10年間で1億5,000万円という一つの目安がありますけれども、今年度については2,500万円程度を予算の中で見込んでいるところでございます。また、合併特例債でありますけれども、これについてはハード事業、ソフト事業合わせて4

9億8,000万円上限額として発行が可能ということであります。本年度については、両地域を結ぶ光ケーブルの敷設などに2,450万円ということであります。この合併特例債のハード事業に係る考え方については、今後必要な社会資本整備が出てくると、そういったものの財源として充てるために起債が必要な場合については、できる限りこういった財政措置のある起債を充てていくという考え方で使用していこうというふうに考えてございます。

また、合併、さらには行政改革に伴う経費の削減手法でありますけれども、きのうの一般質問でもお答えいたしましたように、一番には人件費、さらには民間への委託を進める中での削減ということを念頭に置いておりますけれども、そのほかにも事務事業の再編ですとか、補助金の整理統合、そして各施設の統廃合と有効活用というようなことも当然項目としては挙げられるというふうに思っております。これは、当然合併に限ったものではありませんけれども、合併によりその可能性というものがさらに広がる部分があるのではないかとということでもう一度新たな視点で見直しを図っていくべきではないかと、そのように考えているところでございます。

そんな中でどういったまちづくりを目指すのかということでもありますけれども、普遍的には私は町民憲章に規定される内容というものがまちづくりの目指している一つの方向ではないかと、また中長期的には総合計画というものがあるのではないかとこのように思いますけれども、今のところ大空町ではそういったものをまだ持ち得ていないということで、今私の基本姿勢というようなものを述べさせていただきたいというふうに思います。私は、町というのはそこで暮らす方々が愛情を持って生活が営める場所でなくてはならないと、そんなふうに思っております。町を愛し、そしてそこに住む人たちを愛するところからまちづくりを始めていきたい、そういったものを目標としていきたいというふうに思っております。多くの方々といろんな機会に懇談をさせていただいたり、その中でご意見やご提言をいただく、議会の場もそうでありまして、そういったものを原点にしながら町民皆さんと一緒にやってまちづくりを進めると、そういう姿勢、そして生活の現場を基点として物事を考えていきたいと、そんなまちづくりをこの新しい大空町の中でぜひ実践をしていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、2点目の指定管理者の関係でありますけれども、平成15年の9月に地方自治法が改正をされまして、民間事業者を含めた幅広い団体などが管理ができると、公の施設の管理ができるという制度が改正になり、定められたところであります。これによりまして町の直営か、もしくは指定管理者の二者択一という中で今後選定をしていかなければならない、町直営という中には一部の業務委託も含まれるということではあります。そういった視点をもとに今回振り分けをしてまいりましたけれども、対象とした施設は管理状況が一部業務委託で管理している施設、またすべてを管理委託している施設などについては今回指定管理者としての導入を図るということにしたということでございます。他市町村の類似施設、そういった施設も状況を調査しながらどういった管理体系になっているかということも検討をしてきたところであります。今後でありますけれども、住民サービスの向上につながるというようなことや民間の方々のノウハウの活用が不可欠な施設についてさらに今後検討を加えて、導入可能な

施設から順次指定管理者制度に移行していきたいという考え方を持っています。

今回公募または公募でないものということで十分議論をしているかというご質問があります。基本的には公募ということが前提でありますけれども、公募しないこともできるということでもあります。現在の団体がこれまで蓄積してきた管理運営技術や専門的な技術を活用することによって施設の設置目的を達成することができる、または施設の管理運営に特定の団体の技術やノウハウが必要である場合など、こういったものについては公募しないこともできるということになっておりますので、そういう中で公募、公募でないものというものの選定をしてきたところであります。指名について内部的には十分検討をしてまいったという経過がありますけれども、先ほどの一般質問にもありましたように、住民の方、受け手側についてどのように、その部分についてはどうだということと言われますと、まだまだ理解が深まっていない部分が多かったのではないかとこの反省もいたしているところでございます。

また、選定に当たっての基準ということでもありますけれども、これは指定管理者選定委員会というものを設けてございます。その中で5項目、12審査項目ということで一つ一つ基準をもとに評価を数値化して候補者の選定をすると、これは公募による場合でありますけれども、そのようなことを行っております。5項目と申しますのは、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるかどうか、二つ目といたしまして施設の効用を最大限に発揮できるかどうか、三つ目といたしまして適切な維持管理及び経費の節減が図られるかどうか、四つ目といたしまして管理を安定して行う人員、資産、その他経営の規模及び能力を有する、また確保できる見込みがあるかどうか、五つ目といたしましてその他町長が認める事項とありますけれども、これについては緊急時の対応や個人情報保護の状況というようなものを判断基準としてございます。ただ単にこういったものの合計点だけではなくて、総合的に判断をするということでもあります。場合によっては、その評価の結果、選定をしないということも考えた中でこの審査を行っていくということでもあります。

また、公募でない場合についても書類審査によって12項目の審査項目というのは行うということで考えてございます。既に候補者を選定していると、公募に指名の場合は、そういうようなことから、評価の数値化は行わないということでもありますけれども、住民サービスの向上、施設維持の方法、利用者へのサービス、自主事業のあり方、営利を目的とした事業展開など、そういったものを個別に評価をしながら判断をさせていただいているというような状況にございます。今後この導入に当たっては、その過渡期ということでいろいろな課題が出てきているというふうにも思います。今後町と、それから実際に指定管理者になっている方々、今後なっていこうとされる方々、そういった方たちと連携を密にして他市町村の例なども参考にさせていただきながら、よりよい制度となっていくように努力をしてまいりたいというふうにも考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇**深川議員** 数値的な行政改革については、前回もお聞きした点もあるような気もいたしますけれども、改めて大変さはわかるわけでございますけれども、ただ合併の効果と言われるものは、確かに町長もトークなどでおっしゃっているとおり、短期的に出るものではなく、長期的展望に立って考えるべきと。それは、同意をするわけですが、ただ住民レベルといたしますと、なかなか人口も極端には減っていない、さらに職員も極端に減っていることはないわけですが、ただ住民目線にするとどうも不都合になった部分の方が目立つと言うとちょっと語弊があるのでしょうか、そういったことと二言目には前出の議員もおっしゃっていましたが、金がないという言葉が出てくる。さらに負担が、これは国税含めて税金の上がりということもありますので、一緒にはできないと思うのですが、なかなか効果が見えてこないという部分は住民にとっても当たり前のことではないかなと思うのです。ですから、そういったこと、行政改革、行財政を含めて総合計画にも準ずるのでしょうか、大体5年から10年、その辺のめどで考えておられるのか、その辺の大体の見通しについてお聞きしたいと思います。

◇**議 長** 町長。

◇**町 長** 財政の見通しというものについては、正直非常に難しいというふうに思っております。と申しますのは、私どもが、これは市町村という意味でありますけれども、どこの市町村も同じでありますけれども、いろいろな削減の努力、また収入確保の努力というものをやってきてございます。過去においても旧女満別町、旧東藻琴村においてもかなりの努力、削減を行ってきておりますけれども、それ以上に国からの交付税の削減、さらには国庫補助金、負担金が減った中で税源移譲という言葉も言っておりますけれども、結果的には私どものような地域は全体的に見ると減ることになっているというようなことから、そちらとの兼ね合いの中で一体どこまで経費削減をすれば見通しが立つのかということが、立たないではないかということ国に対して申し上げている部分もございます。どちらもそういった問題を抱えているという中では、十分な計画ということにはなりませんけれども、やはり思いますのはどこの町村も苦しいわけでありまして、その中で他の町村以上にやはり合併をしたというようなことで削減をできる可能性というものは持っているのではないかと、そんなふうにごく何カ月かの中で改めて感じたところでもあります。そういった中でしっかりと削減、そういった効果を早く出して皆様にご報告を申し上げなければならない、そんなふう考えております。国の動向等もありますので、具体的に何年をめどにということではありませんけれども、全体的な一つの計画というものは総合計画とあわせて財政計画のシミュレーションといいましょうか、そういうものをまた改めて出していかねばならないというふうに思っておりますので、その中で一定の考え方を示していきたいというふうに思います。当然そのときにはさきに出しました公債費適正化計画というものと整合性も図りながら進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 非常に厳しいことは、よりよく理解はしているつもりです。さらに、日本国じゅうどこの自治体においても財政非常事態宣言などと言われながら推移しているのが実情ではないかと思います。ただ、その中でもただ住民の根底にあるのは、その辺の基本的なことは確定できませんけれども、合併をしたのにという思いは多少はあると思うのです。それは、当然のことだと私も理解するわけですが、ただ、今ここで町長に即答を求めるのは、これはまた無理な話ですと理解はいたしますけれども、ただあと行政の内部の改革についての考え方、行政内部の改革、意識の改革、そういったことを目指さなければやはり住民へのサービスの向上性にはつながらないと思うのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回のふれあいトークの中でも何だ、合併をしたのにまだこんなに厳しいのかというようなご意見もいただきました。確かに厳しい面と、それでも従来から見ると大変効果というものが少しずつではありますけれども、あらわれてきている分と両方の面がありますという形でご説明を申し上げました。今回ふれあいトークの中で使った資料につきましては、今現在も基金からの繰り入れが約5億円程度あって、それがなければ予算が組めないというような内容のものになって説明をしておりました。ただ、住民の皆さんにお知らせをしてきましたのは、予算の段階ではそういうことで基金の繰り入れを見込まなければならないのですけれども、最終的にことしの決算の見込みを立てながらいくと、その取り崩しは極めて少ない額で済むであろうと。だんだんと毎年度の決算の段階では基金に頼らなくても運営ができるような、そういうような財政構造に近づいてきておりますというようなことは申し上げてきたつもりであります。こういった内容について、さらにいろんな機会をとらえてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

また、合併をした関係で、これは私も含めてもう一度戒めとして思い直さなければならないと。金がないという言葉については、これは使わないように、もう少し知恵を出しますというような形でお話をしていかなければならないと、これは意識の問題だろうというふうに思います。やはりいろんな場面でもって、先ほど愛情を持ってまちづくりに当たらなければならないと。ということは、そういった人たちのために、郷土のために一体何ができるだろうかということを経営して取り組んでいくという姿勢が愛情の一つではないかというふうに思います。そういった気持ちを私どもが持っていかなければならない。確かに窓口を一つとっても従来より対応する人員が減ったという部署も、それは当然でございます。そういった中でご不便を感じる部分もあるかと思いますが、それを感じさせないだけの気持ちの配慮といいましょうか、気の配り方というものを心がけていかなければならないということだろうと思います。そのことは、とりもなおさず愛情を持ってそこに住まわれている方々や、またその地域に対して接していくということではないかというふうに思います。改めてこのこと

を私自身しっかりと受けとめると同時に職員にも伝えながら、そういった配慮のある対応ということに努力をしていきたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 大変言いにくい部分もあったり、指摘しづらい部分も当然あるわけございまして、民間と行政の違いというのは、やはり行政ですから数字に出てくることが、ふやすことがサービス、少なくなればサービスの低下という、そういう計算の仕方、ちょっと語弊があるかもしれませんが、そういった形なのですが、数字に出ないサービスの仕方というのはあると思うのです。改革というのが正しいのか、もう少し違った指摘をすればいいのしょうけれども、お金をかけないで、かからないでできるサービスというのは数字に出ない。やはり行政のプロなわけでございますから、職員がそれだけ減ったわけでもないということになりますと、数字に出ない、かゆいところに手の届くサービスとは言いませんけれども、もう少し明るく活気のある行政マンが多くいていただかないと、これだけ優秀な職員の方々そろっているわけでございますから、町長としてもう一步踏み込んだ形の中でより一層個人の持っている能力を引き出して明るい、やる気のある大空町の行政づくりに取り組んでいただきたいと思いますが、その点について答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 住民の受けるサービスというもの、そこには一つ、いろんな形がありますけれども、満足度というものがあるのではないかとこのように思います。そういったものを得ていただくためには、お金をかけた中での量的なものの満足度というようなものもあるだろうというふうに思いますし、また一方ではお金のことだけではなくて、予算面だけではなくて対応の仕方、そういった質ということによっても満足度というものは変わってくるのではないかとこのようにも思います。その両面すべてを兼ね備えればいいわけでありましてけれども、どちらかというとも量的なものでまだまだ不十分な部分があるということではいけば、その質を高めていくというようなことがさらに必要になってくるのではないかと。明るく元気、やる気のあるということではいけば、まず私が範を示さなければならないということでもあろうかというふうに思いますので、そういった点にも十分気を使っていきたいというふうに思います。また、きのうの行革の中で組織を考えたときには、ある程度の職員も今後採用していかなければならないというふうに考えております。そういった視点、採用していく視点の中にも今言われたような個人のいろんな能力、その特質みたいなものがありますけれども、明るく元気にやる気のあるような、そういったことも十分に視点として持ち得ながらその組織づくりに当たってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 決して現在が元気がなく意欲がないという意味ではございませんので、誤解のないように。ただ、やはり中心となる、一般的に言いますと、役場が元気がないと住民それぞれ元気がないのです。それでなくても周りがこういった経済状況の中で、特に東藻琴の地域については、やはり合併というものはのみ込む側、のみ込まれる側と言うと表現は悪いですが、そういった語弊というものは必ず出てくるわけです。そんな中でもやっぱり必至に頑張っているわけですから、その辺も含めてもう少し明るくというと、どこが明るいかということになりますけれども、そういった意欲を少しでも見せていただきたいと、このように考えております。

さらに、経費の削減ですけれども、私は決して職員を削減することだけが経費削減ではないと考えております。やはり必要なところには必要な人材が必要でし、その辺はこれからの大空町のまちづくりに関して必要なものは必要として考えていくべきではないかと、このように考えています。その辺についてどうしても削減、削減になりますと、いわば下部団体ですとか、そういったところにも影響が出るわけですが、そういったところも含めて今後の考え方についてお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 元気を出して、やはり知恵を出し合って活気のあるところということについては、可能性が広がってくるだろうというふうに思いますので、その部分については今後も努力をしてまいりたいと思います。

経費の削減で人件費等々の中で職員を単純に削減だけすればいいというものではないということで、きのうも職員数の考え方で現在 176 人、それが 10 年後には 130 人台ぐらいが理想ではないかと、そこを一つの目標として私自身が今持っているというようなことを申し上げました。それは、当然定年退職だけで見てみますと、67 名が定年退職ということで、それだけでいきますと 100 名になると。しかし、採用もしていかなければならない。なおかついつ、合併協議の中などでは定年退職の単純な数の比較だけで何人やめたら何人を採用するというような考え方でありましたけれども、もう少し例えば考え方を詰めて、一体いつどういった方々が定年を迎えて、それにかわる職員がどの程度必要かと。さらには、その機会に民間にそういったものをお任せすることができないかどうかというようなことも考えながら検討をしていくべきではないかというふうに考えて、試算もしているところでもございます。ですから、単純にやみくもに職員数を削ってということではなくて、ある一定程度役場の業務量と、さらにはそこに携わる職員数と、また民間の方々というようなことで今後考えていかなければならないのではないかというふうに考えてもございます。懇談会の中である地域に参りましたところ、どうやって経費を削減していくのだと、そういうことでいけば職員数の削減が一つと、民間への委託も含めてというようなことでお話を申し上げた地域もございました。そうすると、役場の職員減らして自分たちの要望をやってくれというのも何となく言いづらいななんていうような、そんなようなご意見も

ありましたけれども、決して途中で職員をやみくもに削減をするということではなくて、そういった計画のもとにきちっと対応していくということの考え方でということです。補足の説明をさせていただいたところもありましたけれども、まさしくそういった具体的な事例に基づいた中でシミュレーションをしていかなければならないと、そんなふうに考えて、それを実行に移していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 経費の削減、そういったことについてもいろんな形の中で考え方、そういったものもあるとは思いますが、数字的、人数的に言うと、やはり職員の削減というのは一般的には一番見えやすいといいましょうか、その辺は理解をいたします。ただ、先ほど前段の指摘とあわせまして、次に出てきます指定管理者、民間のノウハウを導入すると、そういった意識を高めていただければ民間を超える公務員ができるのではないかと、このように考えておりますけれども、そういった意欲を持って対処していただきたいと、このように思っております。また、経費削減のことにつきまして、いろんな三セク、三セクではないですが、そういった形の中で私の方も掌握していない部分もございますので、この行政改革あるいは財政の改革については継続して次回も質問させていただきたいと、このように思っております。

さらに、まちづくりではございますけれども、先ほど町長としての現在の思いをお伝えいただきましたけれども、旧東藻琴におきましても住んでよかったまちづくりを目指して、その辺については内容については変わらないと思います。そういった形の中で大空町に住み続けることと信じておりますけれども、ただやはり時代の流れ、そういったものには逆らえなく、過疎衰退は避けて通れないことは現実でありますけれども、ただそういったことを、衰退をしていくということは当然のように考えてこれからやっていくのか、あるいはそういったものを少しでも歯どめになるように、そうではなくやはり少しでも衰退をしないように努力をしてまちづくりに向かっていくのか、その辺について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 公務員の関係でありますけれども、公務員といいましょうか、私どもで言えば町職員ということでありますけれども、正直言ってこの近郊の民間の方々よりも高い給与水準であるというふうに思います。それだけしっかりした仕事をしなければならぬ。元気をもって民間の方々に後ろ指を指されることのないような、そういう職員づくりとか組織づくり、また働きを見せていけるように頑張ってまいりたいというふうに思います。また、行政改革等については、そういったところからいろんなご意見をいただいきたいというふうに思います。

また、住んでよかったまちづくり、これは当然その地域にお住みをいただくということで、これは過去の総合計画の策定時、旧女満別町の例で言えば4次までの総合計

画、いずれも人口が増ということで見込んでございます。少し表現は違いましたけれども、東藻琴村の3次総合計画については人口が減の形で紹介をされているというふうに思います。表現が少し違いますので、意味合いについては十分承知していない部分がありますけれども、そんなような数値が出ていたかと思います。しかし、現在は国レベルで見ると人口が減少していると。昨年の大空町管内で見ましても出生者の数と亡くなられたお方の数と比較しますと、自然的には亡くなられた方の方が多いというような状況になりました。それ以前はまだ私どもの地域は出生者の数が多いという管内でまれな方の町村でありましたけれども、昨年はそういった形で自然減というような状況にもなってきております。今年度については出生者数が多いということではありますが、拮抗しているような状況を今現在聞いてございます。そういった中で当然高齢化、少子化は進んでいきますので、そういった視点でのまちづくりは必要かというふうに思いますけれども、やはり完全定住とまではいかなくても、やはり別な地域からこの地域にある一定程度移り住んでいただくというようなことを念頭に置きながら施策は展開していかなければならないものというふうに考えてございます。完全に1年間ずっと長年お住まいいただくというのがもちろん一番いいわけではありますが、そこまでいかなくても2次元居住ですとかプチ移住とか、季節移住とかロングステイとかいうようなことの言葉がこのごろ使われますけれども、そういった意味でこの地域にお住まいをいただく、そういう時間をなるべく多くできるような、そんな形でアンテナを広げて受け皿をつくっていきたいということも今回この大空町になった折の施政方針の中で申し述べてまいったところであります。そういったことも今後十分進めてまいりたいと思いますので、ご協力を賜りたいというふうに思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 ちょっと私の理解度も悪いのかもしれませんが、多少の人口の減少はやむなしとすれど、現状維持を少しでも長くしたいということと理解してよろしいでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 考え方としましては、当然歯どめ策を講じながら進めていくということを考えてございます。当然黙っていれば、人口の減少カーブというものは急な形になっていくだろうというふうに思いますので、その歯どめをかけながら、その歯どめをかける手段として今現在いる方々を大切にすることとはもちろんであります。長く住んでいただくということはもちろんでありますけれども、さらに外からの分も受け入れていく、そのカーブをなるべく緩やかなものに、できれば平行にしていこうということの一つ目標にはしていきたいというふうに考えてございます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇**深川議員** ただ、合併という問題が上がりまして、地域として形的に分かれていますので、その辺なかなか難しいところもあるのではないかと、あるいはそういったまちづくりの総合計画につきましても両地域の今までの歴史、そういったものが違うので、その辺のバランスのとり方といいましょうか、調整の仕方も問題があるということは理解はしておりますけれども、やはり一つの町としてなるべく同じ比重の上で一緒になってまちづくりに邁進していきたいと、このように私も思っているわけですが、将来像に悲観的なことだと、現行前向きに考えていることが逆を言うと足かせになる場合もございますので、やはり元気な、本当に大空のような大空町をつくり上げるにはそういった考え方の今現時点がやはり出発点だと思うのです。なかなかテレビゲームではございませんので、失敗したので、リセットボタンを押して再スタートということになりませんので、多少方向性が違ったとしてもいつでも修正のできるようなきちとしたまちづくりに基づいて、やはり総合計画もやりながらまちづくりにいていただきたいと思うのですけれども、その中で今後において現在の考え方として町長として一極集中型として考えるのか、あるいは現状の総合支所方式で何年か推移していきたいと考えているのか、現在の考えでよろしいですから、お聞きしたいと思います。

◇**議 長** 町長。

◇**町 長** 私どもは、将来を見た中で合併が現時点必要な選択肢だということで、それを選択してまいったわけであります。当然今さらリセットボタンを押すということもできませんし、後戻りができない選択であります。そういった意味では、方向性をしっかりと持ちながらまちづくりを進めてまいりたいというふうに思います。また、両地域の公平感といいましょうか、比重というものでありますけれども、私は過去のといいましょうか、女満別町が持っていた個性や東藻琴村が持っていた個性というものを、これは大切にしていかなければならないと。そういったものの整備というものをしていく、必要な整備というものを重ねていくことが結果的には両地域の公平につながるのではないかなと、そんなふうに思っております。先ほど満足度のお話をいたしましたけれども、公平感というものの、これはやはり主観的な部分も当然入ってくるだろうというふうに思います。単純に例えば予算額のことだけで公平かどうかということではなくて、やはりこういった場所にこういったところにこういった整備が必要かと、ハードのことでいけばそういうようなことを十分考えて、質の部分も含めながら公平なのかどうかというご判断をいただかなければならないものではないのかなというふうに思っております。

また、総合支所の考え方について触れられておりましたけれども、総合支所については当分の間総合支所方式ということで合併調整の中でうたっております。そういった意味で言えば、組織上の問題とあわせて一つ区切り区切りというものが出てこようかというふうに思っておりますけれども、最低でも私はこの新町建設計画の期間中は総合支所方式というものがいいのではないかと今時点では思っているところでございます。そんなことでお考えをいただければというふうに思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 この件についても継続的に次回も質問をさせていただきたいと、このように思っております。

続きまして、指定管理者制度についてでございますけれども、前出の議員からある程度の質問がありまして、私も聞いておりまして理解はしております。その中で、ただ目的として理解はするのですけれども、その指定の仕方、ちょっと戻りますけれども、経費削減ばかりが表に出て、効率が最優先的で、余りにもそういった形でとられ、私のとり方なのではしょうけれども、住民のサービスの維持ですとか、あるいは改善といった面の考え方、さらにそれと利用者の評価システムについて、現行ではそういったシステムができ上がっているのかどうかを確認したいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 指定管理者の導入する経緯という中の一つには、多様化している住民ニーズに効果的、効率的に対応すると、そのことのために民間の方々のお持ちであるノウハウということがサービスの向上につながるのではないかという点と、人件費や施設の維持管理経費の節減も期待できると、総論的にはその2点が大きな項目であるという考え方ではありますけれども、私前段の議員のご質問の中でもお答えをしましたように、現在の大空町としては指定管理者となり得る事業者の方々、そんなに数が多く今のところはないと。また、対象となる施設も何十施設もあるということではないというようなことからいきますと、その施設の維持管理、民間の方々のノウハウ、経費面のノウハウというところはなかなか発揮しづらい部分があるのではないかというようなことで、そういった部分については総体論としてはわかりますけれども、私どもの地域としてはそう多くはないのではないかというふうに考えた中で今回の選定作業等も進めているということなので、経費そのものについてはそう大きくは変わってこないであろうというふうな認識を持っております。ただ、その前段の私どもが直接管理をするということだけではなくて、民間の方々が管理することによって今までなし得なかったサービスというようなもの、また自主事業をそこで展開をするとか、そういうようなことも含めてサービスの向上が図られるのではないかというような視点をどちらかというと重要視しながら今回移行をしてきたところであります。

それと、評価のシステムについては助役の方から答弁をさせていただきます。

◇議 長 助役。

◇濱名助役 ただいまのご質問の中にありました利用者の評価システムという対応については、現在とる考え方はございません。ただし、利用者のサービス低下を起こさないというようなことを大前提といたしますので、指定管理者におきましてはその仕様書等を網羅いたしまして対応をするという考え方でございます。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 ということは、評価システム、そういったものについてはこれからは導入するという意向でよろしいでしょうか。

◇議 長 助役。

◇濱名助役 現段階では導入する考え方はございません。ただ、先ほど申しましたように、利用者がどのような利用の仕方になるのか、現在の今出しております仕様につきましてもその辺につきましては現行を変化することなく対応したいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 ちょっと私も理解のしにくいところがあるのですが、そのことについては後からでもできるのでしょうかけれども、ただ現行でサービスの多様化、そういったものも理解はするのですけれども、現行以上に住民のサービスの向上になり、金額が安くなるということは、現行はどういった形の中で理解をすればいいのでしょうか。ですから、形的に言うと、とらえ方なのではのでしょうかけれども、何でも丸投げをしてしまうような形にとらえかねない部分も出てくるのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょう。

◇議 長 町長。

◇町 長 一つには、サービスが向上するということで、通常私どもが直接管理をしておりましたら、そこで行う自主事業というようなものというのは余り取り組めないというふうに思いますけれども、民間の方々が管理とあわせてその会館を使って自分たちの事業と、当然町が行う事業もその場所で行える、さらには民間の方々が自主的にその場所でもいろんな事業展開ができるというようなことで、その施設の利用の形態というものの幅が広がるというようなことを一つ想定してございます。そういった中で、使う町民の方々がその使用の可能性が広がるということでサービスの向上につながっているのではないかと。経費の削減ということでいけば、町も十二分に潤沢に委託管理経費を今までも持っていたわけではありませんので、そのことが民間にただ移っただけでは大きな削減効果というものは私はないように思います。ただ、1社の指定管理者が複数の事業所を例えば指定管理として受けた場合、その中で一つでは経費の節減ができないもの、三つなり四つなり受けることによって人員の管理を、動かすというのでしょうか、全体の中でその四つの施設を何人で管理していくかというようなことで発想になるのではないかと。そういうようなことができれば、その施設の経費の面の節減といいましようか、削減というのは可能ではないか。ただ、先ほど前段

で言いましたように、私どもの地域は対象となる施設がそう多くはございませんということからいうと、そういった経費の節減の可能性というものはそう大きくはないのではないかと、そんなふうを考えているということでございます。そんなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 ただ、時代の流れのように指定管理者、指定管理者と、こういったこと、新聞紙上でもそうでしょうけれども、なっているわけです、一般的に。ただ、それと同時進行して問題点も上がっていることは事実なわけです。ですから、そういったものを精査していくには、評価システムがいいとは言いませんけれども、そういったものを兼ね備えた上でやはり現時点の問題点ですとか、あるいは改良点ですとか、将来の構想ですとか、そういったものも兼ね備えた上で指定管理者に出さないと問題点が出てくるような気がするのですけれども、必ずしもそうなるとは思いません。ただ、継続的にやられているところについては問題がないと思うのですけれども、そういったことも含めてより慎重に取り扱った方がいいのではないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 当然今回この数年間の間に指定管理ということで私どもの町だけに限らず多くの市町村、都道府県が指定管理制度に移行している部分があるかと思います。その中で従来そのことを想定しないで管理をしてきたということから、施設によっては非常にいずい部分、問題点、また改良点が出てきている場面もあるだろうというふうに思います。そういったものについては、委託をさせている町と、さらには受け手となっている指定管理者、さらには今後受けようという考え方をお持ちの方々も含めていろいろ問題点については整理、改良していった本来の趣旨が達せられるようにしていかなければならないというふうに思います。

先ほど助役の方から評価システム、ご利用いただく町民の方からその施設がどうだという審査といいましょうか、評価ということは今のところ予定はしていないということではありますけれども、業者、指定管理者を選定する上では5項目なり12項目のいろんな審査項目があります。そういったものは、選定する段階でももちろん審査をするわけでありまして、その後においてもそういったものを参考としながら、そういった視点が欠けてくるような場合については、それは改善をしていかなければならないというふうに考えてございます。ですので、選定だけすればその後は丸投げ状態で何年間か規定の期間そのままいいということではなくて、そういった当初の選定基準がしっかりとその後も守られているかどうか、住民の方々のそういったために働いているかどうかということについては、指定した側といたしまして注視をしながら確認をしていく作業ということは必要になってくるだろうというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇深川議員 終わります。

◇議長 これにて深川昇議員の一般質問を終了します。  
これで本日の一般質問は終わります。

◎散会の宣言

◇議長 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。  
ご苦労さまでした。

散会 午後 2時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

# 平成 1 8 年第 3 回

## 大空町議会定例会会議録

### 〔その 3〕

- ・ 招 集 平成18年12月19日
- ・ 開 会 平成18年12月19日
- ・ 閉 会 平成18年12月21日

大 空 町 議 会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 近 藤 哲 雄 | 10番 | 平 田 一 行 |
| 2 番 | 松 田 信 行 | 11番 | 勝 田 鉄 城 |
| 3 番 | 斎 藤 宏 司 | 12番 | 小 島 一 弘 |
| 4 番 | 植 田 泰 弘 | 13番 | 豊 島 義 秋 |
| 5 番 | 森 田 暢 明 | 14番 | 田 中 勝 吉 |
| 6 番 | 松 岡 克 美 | 15番 | 檜 原 達 也 |
| 7 番 | 坂 本 一 光 | 16番 | 森 進     |
| 8 番 | 元 木 良 一 | 17番 | 厚 海 六 郎 |
| 9 番 | 深 川 昇   | 18番 | 後 藤 幸太郎 |

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

|                     |   |                      |
|---------------------|---|----------------------|
| 町                   | 長 | 教育委員会委員長             |
| 代表監査委員              |   | 女満別地区農業委員会会長         |
| 東藻琴地区農業委員会会長        |   |                      |
| 助                   | 役 | 福祉課長                 |
| 助                   | 役 | 農政課長                 |
| 総合支所長               |   | 商工観光課長               |
| 総務課長                |   | 建設課長                 |
| 出納課長                |   | 住民生活課長               |
| 企画課長                |   | 保健福祉課長               |
| 財政課長                |   | 東藻琴国民健康保険診療所<br>事務局長 |
| 財政課参事               |   | 産業振興課長               |
| 住民課長                |   | 建設水道課長               |
| 住民課参事               |   | 総務係長                 |
| 教育長                 |   | 生涯学習課長               |
| 女満別教育センター長          |   | 監査委員事務局長             |
| 女満別地区農業委員会<br>事務局 長 |   | 東藻琴地区農業委員会<br>事務局 長  |

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成18年第3回大空町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、10番、平田一行議員及び11番、勝田鉄城議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により一部に異動がある場合があることをご了承願います。

本日の日程は、配付してある日程表のとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、順番に一般質問を許します。

15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 それでは、通告書に従って、質問させていただきます。

きょうで3日目です。特に今回は11名の方々が一般質問されました。このことは、本当に大変喜ばしいことではないでしょうか。町長さんもしっかりと答弁され、頼もしい限りであります。これがずっと続くことをお願いして、質問させていただきます。

災害どきの避難所について。ことしの10月7日から9日にかけて超低気圧が通過したときの大雨で避難勧告が出され、災害が予想される地域住民が避難し、安全が確認された時点で解除されたわけではありますが、旧女満別、旧東藻琴は開町、開村以来大きな災害がほとんどない地域であります。自然を相手にしてこんなことを言っていないかわかりませんが、今まで起きたことのない地域に大きな思ってもいない災害が起きる時代になっていることが時々報道されております。先日の佐呂間で

起きた竜巻もそうではないでしょうか。もし当町に起きたときどこに避難場所にするのかお伺いいたします。

2番目、大空町の道路管理維持について。地球全体が温暖化になって異常気象が発生していると言われても、やはり当地域はことしも寒い冬が来て雪も降り、根雪になりました。先日女満別地域自治会臨時総会において町道等の除排雪について地域住民への協力要請、あるいは注意事項についてる説明があり、ことしも例年どおり除排雪を行いますとの話でありました。道道、国道はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

3番目、単位自治会の統合について。私の自治会もだんだん世帯数が少なくなり、高齢化したり、いろいろな行事も行っても出てこなかったり、なかなか自治会運営も難しくなりつつあります。また、一方ではだんだん大きく世帯数がふえている自治会もあります。行政として将来どのような方向にいかようとしているのかお伺いいたします。

ということで、第1回目の質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 樫原議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目、災害時の避難所についてであります。ことしの10月の低気圧による大雨、暴風の災害の際には避難所といたしまして老人福祉センターを指定して避難をいただいたところでございます。今回は本郷、豊里、住吉地区の方々242世帯、985人、さらに日にちをかえまして湖南地区の方3世帯、7人に避難勧告を行ったところでございます。今回につきましては、水害というようなことからある程度先が予測できたというようなこと、さらにはそういった中で多少時間的な余裕があった、三つある橋について渡橋が可能だったというようなことから老人福祉センターに避難所を設置したわけでありますけれども、他地域の災害、災害というのはいつどこからやってくるか全くはかり知れないものがあります。また、その地域というものも地震などでは全町くまなく被害に遭うというようなことも想定されるところであります。旧両町村の防災計画の中では、学校、地区公民館等を中心に40カ所の避難所を定めてございます。新しい町の防災計画というのは、現在鋭意作成中でございますけれども、このことをかんがみまして新しい総合計画の中ではより多くの公共施設を避難所として指定をし、その災害の度合い、程度、さらには範囲などによって避難所を確保していきたいと、そんなふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、除雪の関係でございます。本町における除雪の出動水準については、昨年と変わらず同じ水準でもって出動するというところで考えてございます。一つ、町道の除雪の関係でありますけれども、その中の歩道部分、これは除雪キロ数34.2キロ、歩道延長の約68%にある区間を午前7時までをめどとして除雪を行いたいということで対応しているところあります。また、道道についてでありますけれども、道道女満別空港線及び福住女満別線につきましては道道網走川湯線と同様に北海道から受託する方向で今回今年度に入りまして協議を行ってきておりました。しかしなが

ら、今年度につきましては委託設計額も算出されているというような関係から、今年度は難しいというような話を伝えられております。そんなことで今年度につきましては、先ほど町の除雪の時間帯に合わせて通学、通勤等に支障が出ないように除雪をお願いしたいということで申し入れを行ったところでございます。来年度につきましては、道道女満別空港線及び女満別空港線につきましては国道から都市計画用途区域のところまで、さらに道道福住女満別線は国道から大正橋まで、これを川湯線と同様に歩道の除雪を請け負いたいということで調整をしているところであります。失礼しました。もう一路線。住吉女満別停車場線の国道から駅前まで、この3路線、これを川湯線に加えて除雪を受託を行って町民の皆さんの利便の向上に図っていきたいというふうに考えてございます。ただ、商店街が張りついております福住女満別線については、若干占用物等の状況も道路上にある部分もでございます。そういった意味では、除雪機械で十分に対応できるかどうかと、そういうことで今後調整も必要かというふうに考えてございます。また、車道部分の道道の受託ということについても北海道の方と話をしておりますので、引き続き検討しながら効率のよい除雪体制ということ考えた中で方向性を出していきたいというふうに思っております。また、道道の排雪でありますけれども、通行に支障が出ている状況が見受けられる場合がございます。北海道と連携を密にいたしまして、排雪等の申し入れを行うこととしているところでございます。また、交通安全の関係からよく交差点の視界の確保ということが課題として挙げられてございます。町道と町道は、町が主体的に行うのはもちろんでありますけれども、町道と国道、また町道と道道のそういった交差点における視界の確保についても町が主体的に行ってまいりたいというふうに考えてございます。ただ、北海道と国との関係する道路の交差点については十分申し入れをしておきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

さらに、3点目でありますけれども、自治会の統合についてどういうふうに考えるかということであります。私は、常日ごろ対話と協働のまちづくりを推進していきたいということでお話を申し上げております。その中で自治会の活動というのは非常に重要性が高いというふうに思っておりまして、それが衰退するということはまちづくりに与える影響は多大なものと、そんなふうに思っております。現在大空町には48の自治会がございまして、女満別地区が32、東藻琴地区が16であります。構成世帯数で見ますと、最多のところは約180世帯、最少のところは5世帯というような自治会もございまして、そういった意味では、大変活動に支障を来しているというようなことを伝え聞いている状況にもあります。しかしながら、おのこの自治会の活動の内容というようなものについては、その地域の地域性ですとか独自の取り組みがあるというようなこともございます。なかなか数だけの問題ということではないようなことも聞いております。そういった中では単位自治会同士のやはり自主的な話し合い、歩み寄りがなければ、私どもの方からどうこうということにはならないのではないかとこのように思っております。また、自治会連合会の役員会の中でもこういった問題が議論といいましょうか、話題として上っているというふうに伺っております。そういった中でもやはり各自治会ごとの取り組みを基本としたいというような考え方が示されておりますので、町としてもここと歩調を合わせてまいりたいというふうに思い

ます。しかしながら、結論がしっかりと方向性が出されれば、連合会と連携をいたしまして、事務的な関係のいろんなご支援というものは町としてもかかわってまいりたいなというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 大したくない災害ときにはそれでもいいのですけれども、最近地震が全然なかった北九州市だとか新潟の中越の山古志地域の地震なんかを見ますと、そのような同じような地震がもしかこの地域で起きたとき、先日も説明していたのですけれども、身の回りの確保はできたと、情報もスムーズに地域住民に伝わったと、災害弱者にも十分対応できたと、道路も通れるように救急車両も万全だと、すべてマニュアルどおりいったと、ところが避難する人たちが老人福祉センターへ行ったところもう100人以上がいて満室だと、隣の海洋センターへ行ってもまた満員だと、それでは今度小学校だとか中学校へ行ったらどうかと、そうしたらもう全然体育館も全滅して、ないと、どこ行ったらいいのだろうかと、そのようなふうにならないようにしっかりした避難所を将来的に考えていた方が、計画立てた方がいいのではないかと、先ほど聞くと考えていますよということなのですけれども、早急に総合計画の中にもでも長期的にも練っておいた方がいいのではないかとこのように思っているのですけれども、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに今回の中では何とか把握をすることができたということでもありますけれども、ご指摘のような大災害のときには交通網も寸断をするというようなことでいけば、自分たちが行動できる範囲というのも当然限られてまいります。そういった意味では、近くの公共施設に身を寄せるということが大変重要なことになってくるのではないかとこのように思います。そういった意味で現在40カ所ということではありますけれども、この数をふやしてより多くの公共施設で避難ができるような、そんなことを考えていきたいと。これは、総合計画の中で当然安全を培うということで必要なことではありますけれども、その前段で現在今年度の制定に向けまして防災計画をつくっている最中でございます。その中でしっかりと規定をして来年度はそういった公共施設の避難所の場所などをマニュアルに落として、そして町民の皆さんにお伝えをし、もしものときには近くの、また場合によっては時間があるような場合については指定のところに避難をしていただくというようなことを行ってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 それでは、来年度防災計画を立てていくということなので、しっかり計画ど

おりやっていたきたいと思います。

次に、道路管理維持についてでありますけれども、西通り商店街というけれども、もはや生活道路になっているのです。西通りに面している人たちは、ほかの地域と同じように固定資産税も払っているし、町民税だとか道税だとか、そういうものも払っているのです。ところが、自分たちの前面道路が道道であるばかりにほかの町道と同じようなサービスは受けられていないのです、ずっと。これ何か非常に問題があるのではないだろうかというふうに。別に我々はあそこの前面道路を道道にしてくれなんて一度も要望書を出した試しがないのだ。早急に19年、20年においては相談して協議して受託してやるというふうに言われているのですけれども、できれば早い機会に協議してやっていただきたいというふうに思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 道道の除雪等につきましては、ことしの2月、私が出席をしました会議の中で土木現業所の所長の方から地域の道道の除雪についても市町村の方で担っていただけるものがあれば協議に応じたいというような話がありました。私といたしましては、合併も控えておりましたし、私自身の身のこともありましたので、その年度中には担当に指示はいたしませんでした。ただ、新年度になりまして、4月の末にそういった考え方を北海道も持っている、地域の中で必要な路線について協議をするようにということで申し伝えました。そんな中で北海道の方と何回となく協議をいたしましたけれども、18年度の分については既にその積算と民間委託というような中で決まっているので、今年度については難しい面があるというようなお話をいただきました。ただ、あわせて19年度以降についても協議をさせていただいておりますので、そういったことで来年度先ほど言いました区間については基本的に町として除雪体制を講じていくというようなことを前提にしてさらに詰めてまいっていきたいというふうに思いますので、19年度のシーズンからになりますけれども、先ほど言ったような受託を含めて対応していきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと思います。商店街とはいいいながら、現在商店の方もいらっしゃいますけれども、単に生活住宅ということで張りついている部分もあろうかと思っておりますので、仰せの部分も気持ち的な部分は十分理解しているつもりでございます。そんな中で対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 それでは、19年度に向けてしっかり交渉していただきたいと思います。

それから、空港通りの方の歩道の排雪の関係はどういうふうになっているかちょっとお伺いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 女満別空港線の歩道につきましても国道部分から都市計画区域のところまで、今でいうと本田さんの住宅のところまで、これについても19年度町として受託を受けたいという考え方で詰めております。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 先ほど都市計画区域内までやるというふうに、車道はやると言われたのですが、歩道はそうしたら本田さんのところまでで、それより空港の方には歩道はしないということなのかな。都市計画区域内は、あっちの本田さんね、わかりました。済みません。

それから、びり砂利も結構まめにまいているのですけれども、時々まいていないところがあるので、それもよく注意してまいていただきたいというふうに思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 ちょっと何軒も本田さんがありまして、申しわけありません。農協の施設倉庫の向こうにあるカーブのところの本田宅のところまで町として、それ以降については従来どおり北海道の方でというような考え方をっております。また、安全対策の面もありますので、小まめに砂利等については巡回をしながら補給なり、また散布なり繰り返してまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 ことしの冬は安心して過ごせるなというふうに思っております。

次、3番目、単位自治会についてなのですが、最初の日なのですが、同僚議員にも答えておりましたのですが、女満別地域の3地域の体育館を平成22年までにどうにかすると、まず一つは取り壊してしまうと、2番目には自治会に渡してしまいますよと、3番目には他の人に譲渡、売り渡してしまうというような説明でありました。なかなかあのような建物は他の地域では見られませんし、これからつくることもできないでしょう。都会の人にとっては、ああいう建物は、木造体育館はこの地域の文化財に見えるという人もいます。取り壊したり他に譲渡することは簡単です。だれでもできることなのです。単位自治会では渡されてもなかなか今の状態では運営できかねるという、難しいという説明でありました。このように単位自治会がだんだん少なくなっていくと運営も難しいです。合併なりなんなりしてもう少し大きな自治会組織にしたら、運営させたら負担も少なくなり、運営できるのではないかなというふうに思っております。その辺の考え方はいかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 私も自治会にはある程度当初設定がされたといひましようか、設置されたころのモデルといひましようか、標準的な戸数というものがあつたように思ひます。女満別地区の例しか私わかりませんけれども、昭和53年に従来の行政区制から自治会制に移行してござひます。そのときには各自治会の、あの当時は町内会、部落会というように言い方だつたかというふうに思ひますけれども、モデル的な自治会の規約をつくつたり、さらには事業計画の立て方だとか、そういうことを行政側としてアプローチをしてつくつていただいた。その中に農村部においてはたしか30から50戸ぐらいが一つの自治会の単位と、さらに市街地区でいけば50から80戸程度というふうな数ではなかつたかというふうに思ひます。しかし、結果的には農村部においても多少大小ありましたが、大字単位と、これは従来のやはり結びつきの単位ということになつたように思ひます。そういった意味からすれば、確かにある程度の戸数があつて年齢層もいろいろな方々がお住まいの自治会ということは、いろいろな事業をする上で必要なことではないかと思ひますけれども、先ほど言ひましたように、その自治会の独自性というものを超えてというところまでいくかどうかということで、やはり地域の方々の考え方というものが一番重要になるのではないかと。自治会としての統合というのは、女満別地域ではありませんでしたけれども、東藻琴地域では何例かあるようであります。しかし、女満別地域の農村部などにおいても班の統合というのが随分と進んできているように思ひます。しかし、それでもやはり何年か議論からかかっているというのが現状のようでござひます。そういった意味で自治会のお持ちの悩みと、また標準的な事業をやりやすいような規模というものはあろうかと思ひますので、そういった中でまずは自治会の方々に口火を切つていただひていろいろお話をしていただくということがいいのではないかというふうに思ひております。それから、例えば行政の側にいろいろなアドバイスだとか事務的な支援ということであれば、それについては十分対応させていただきたいというふうに思ひております。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 そういう行政の方針だということで各自治会にも連絡していきたく思ひておりますので、その後のご支援よろしくお願ひしたいと思ひます。  
以上で質問終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回一般質問という形でご指摘をいただきましたけれども、担当の方にも申し伝えて、十分そういった活動の支障が出ているような自治会のところの目配りといひましようか、そういうことについても配慮してまいりたいというふうに思ひますので、今後とも情報をいただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

◇議 長 これにて榎原達也議員の一般質問を終了します。  
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、一般質問を続けます。

次に、12番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 第3回の定例会に当たりまして、通告に従って、一般質問を行いたいと思いますが、私最後の11番目ということを務めさせていただくことになりました。3日間にわたって一般質問、新人の皆さんの本当にすばらしい一般質問を伺って、改めて私もまた大空町の1期生として新人の心に立ち返って若干クレームも交えつつ市民の声を届けるという初心に返って役目を果たしていきたいと、このように考える次第であります。

まず、通告に従いまして、大空町の林業振興についてお伺いをさせていただきたいと思っております。その中でAといたしまして、林業振興の現状と課題につきましてお尋ねをしたいのであります。これも既に釈迦に説法でありますし、すべてご承知のとおりでありますけれども、林業は水源涵養と山地の災害防止等、森林の公益的機能を有し、公共財として緑の社会資本と言われる位置づけになっているというふうに国の方針があるというふうに聞いております。そこにあわせて京都議定書による国際公約として、我が国は2008年から二酸化炭素の排出削減を6%実現しなければならないということになっているわけでありまして、このうち森林による吸収量の上限は1,300万炭素トン、3.9%と、こういうふうになっているというふうに聞いております。したがって、地球温暖化防止に向けた森林資源の整備というグローバルな視点で林業振興をとらえ返す必要があると私は考えている次第であります。長期にわたる国有木材の価格の低迷によりまして、林業の採算性は悪化をいたしているわけでありまして、その結果施業意欲が失われて生産活動は停滞していると、そういうふうに推測をされるわけでありまして、町長のお考えを改めて伺いたいと、このように思うわけでありまして。

Bといたしまして、その将来構想と対策についてであります。昨日の夜思いつきまして、しばらく見ていなかった大空町のホームページをあけてみました。いろいろ案内、町の紹介などが丁寧に書かれておったわけでありまして、私の誤解でなければよろしいのでありますが、当町は先ほども触れているように、我が町にとっては森林面積が東藻琴村と合併したことによって総面積の40.5%になるという位置づけを持っているわけでありまして、産業の紹介の欄を見ると、林業については余り触れておられないということを見て、ほかのところに書いてあるのかもしれませんが、ちょっとびっくりしたというのが正直なところであります。いろいろと林業関係者の皆さんにたまたまお話を聞く機会があったときにいろいろと言われたわけでありまして、言うならば林業に対する夢と希望と誇りをどう政策として実現するかということが今日だからこそより一層問われているというふうに思うわけでありまして。その

際に将来に対する林業関係者の不安、あるいはあきらめにも似た、林業は先ほどのホームページの例で言うわけでありませんが、地域のお荷物なのかという疑問に対してどう答えていくのかというふうに思うわけであります。私は、地域の重要な資源としての林業をポジティブな積極的な位置づけをして大空町の戦略的な柱として支援策を考えていくということについて、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思っている次第であります。

続きまして、大きな2点目、住民サービスと窓口行政についてであります。Aといたしまして、窓口対応の基本姿勢と課題ということでお伺いをしたいわけであります。いろいろとるこの会期中の一般質問の答弁の中にも触れられた同僚議員もおられましたけれども、極めて財政的に合併後決してバラ色ではなくて厳しい財政運営を強いられているわけであります。したがって、それが背景にあると思うのですが、セクションは申し上げますが、あるセクションに行くと電気を節約しているのか非常に暗い状態に人がいるのかどうか、明るい外から入りますと真っ暗ですから、目が見えない、職員がいるのかなと思って見ると、職員が黙々と仕事をしているところ、ところが、非常に暗いと、顔を見ると暗いように思ったのは私の悲観的な見方なのでしょうか、照度の差からそう感じるというふうに思うわけですが、職員の顔まで暗い。そして、いろいろと相談したり町民の皆さんからいろいろお伺いするわけですが、職員の皆さんにいろいろとお尋ねをしたり相談に行くと口を開けばやっぱりお金がないと、予算がないと、そういう合唱になっているのではないかなということをもたまたまいろんな方からもお聞かせをいただいているところであります。もう一つは、窓口に行くとも議員さんがうまくいくようだけれども、自分が行くと対応の違いがあるようだなというような話も聞かされます。一生懸命やっておられると思うのでありますけれども、そういう相談に対する親切さといいますか、きめの細やかさが十分ではないのではないのかという声もあるのも事実であります。さらには、各課いろいろと縦割りでございますので、それはうちではありません、あちらですというようなことの話も前よりは少ないようではあります、聞くところでもございます。もちろんあわせてつけ加えておくわけでありませんが、この間の過日の低気圧災害時において職員の皆さんが本当に不眠不休で頑張っていた姿、私も現場で見させていただいておりますし、それが住民の皆さんにいい形で伝わればいいのになという思いもあったりするわけですので、そんなことなども踏まえて町長のお考えを伺いたいと、このように思う次第であります。

Bといたしまして、住民票、戸籍、印鑑登録証明等の交付や各種届け出の夜間、休日対応についてということでお伺いをさせていただきます。既に住民の皆さんも目にされていると思うのでありますけれども、伝書鳩その他も、あるいは道新報道などにも既にかかれておるように、今月の12月の1日から網走市において夜間でも休日でも住民票と印鑑登録証明を交付する電話予約サービスを始めたと報道されているわけがあります。言うなれば、お金がないという背景ありますが、お金がなくても、かけなくてもできる住民サービスの向上についてやはり思いをいたさなければいけないのではないかと。我が町よりもはるかに規模のでかい網走市が小回りのきくサービスを実施しているということを町長はどう考えているのかということをお伺いをしたいわ

けであります。なお、申し添えますが、私のこの質問の趣旨は電話予約方式以外の土日、平日、夜間の総合窓口実施の方向性なども含めてお答えをいただきたいと、このように考える次第であります。

以上、2点にわたり1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 小島議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1点目の林業振興の関係でございます。まず、現状と課題ということでもありますけれども、私は森林の果たす役割というのは一つには環境資源としての森林というものがあるように思います。これは、ご指摘のとおり自然災害の防御や、また空気や水の供給源というような役割が一つあります。さらには、生産資源、これは当然そこから生まれる木材、まき、木炭、それらのエネルギー源、またキノコや山菜といったそういう林産副産物、そういったものも挙げられるのではないかと。もう一つ、3点目には、文化資源としての役割もあるように思います。これは、景観であったり、レクリエーションや教育の場にも活用ができるというような、そういう役割を森林というものは持っているというふうに認識をさせていただきます。本町の新しい行政区域の面積でありますけれども、3万4,300ヘクタール程度でございます。そのうちご指摘のとおり森林面積は1万3,915ヘクタール、40.5%であります。また、民有林はそのうち1万845ヘクタール、国有林等は3,070ヘクタールあります。民有林の内訳を見てもみますと、人工林、主にカラマツやトドマツでありますけれども、8,028ヘクタール、そのほかが天然林ということになろうかと思えます。この8,028ヘクタールの人工林でありますけれども、40年齢以下が6,194ヘクタールと大半を占めているような状況でございます。戦後本町において積極的にカラマツを主体とした人工林が植林をされ、現在収穫、伐採期の時期を迎えているということではありますけれども、現在は多少道産材の需要が持ち直しているという傾向にはありますけれども、長引いた木材市況というものが影響いたしまして、管理が行き届いていない、そういった山林が数多く見受けられる状況にあります。また、本町の林業従事者の数は2005年の農林業センサスの調査で48人という数字になっております。間伐や素材生産には主に森林組合等の林業事業者には雇用されている労働力がその担い手となっておりますけれども、若手の参入ということは非常に少なく、減少している傾向、さらには高齢化している状況にあるのも事実でございます。現在町といたしましてどのような対策といたしましうか、林業振興の施策をとっているかということでもありますけれども、一つには民有林の除間伐や下刈り等の経費の一部を負担する事業といたしまして森林整備推進対策事業というものを実施しております。もう一つは、道の事業でありますけれども、造林といたしましうか、植林を促す事業として21世紀北の森づくり推進事業と、町予算もこれにつぎ込んでいるところであります。また、全国的に行われております施業管理等に係る経費の一部ということで地域活動支援交付金という制度がありますけれども、これにも本町として取り組んでいる実態に

ございます。これが現状というふうな考え方で一つ押さえているところでございます。

将来構想とこの対策ということでありますけれども、長引いた市況の低迷ということから、林業に対する意欲というものが非常に低下をしてきているということでもあります。しかし、先ほどの面積、またそこから生産される資源というものは本町の貴重な財産であるというふうな認識を私も持っております。私自身の政策の一つの柱にも盛り込んでいる状況にございます。そういったものを住民の方々に理解をしていただくということのためには、いろんな方策があるように思いますけれども、一つには地域の中でそういうストーリー性を持った循環型の木材に対する意識といいましょうか、そういうものを醸成していかなければならないのではないかと。例えばでありますけれども、木材等当然伐採適期が来ておりますので、そこから収益が上がってまいります。本年度についてもそういった収益が若干ございます。そういった収益がさらに今後の森林の整備や保全に、さらには木材の活用などに向けられていくというような、そういう仕組みづくりをつくることも林業関係者の方々の意欲というものを増嵩させていくことにつながるのではないかと、そんなふうに1点考えてございます。また、先ほど当然山林でありますので、森林でありますので、木材というものは出てまいりますけれども、そのほかキノコや山菜などそういった副産物というものも生産される現場があります。多くの方はまだまだご存じありませんけれども、そういった試験だとか研究をするためには町に地場産業の振興対策補助金と、少額ではありますが、そういった小回りのきくものも準備をしている部分があります。そういった中で、森林そのものの木材だけではなくて副産物を含めた試験研究を広めていっていただく一助になればというふうに思っている部分もあります。また、労働力ということが非常に少なくなってきていて、管理をする方々が少なくなっているということで、単に林業従事者の方だけでこの森林を守るということは非常に難しいであろうと。やはり地域全体でまずこの森林を守っていくという考え方に立たなければならないと。市町村としてできる範囲というものも限られていると思いますけれども、やはりそこで働くことの大切さ、また森林の大切さということを次の世代にしっかりと伝えていくというようなことをしていかなければならないのではないかとというふうに考えてございます。また、農地と同じように荒廃した林地が出てくるということは、先ほど言ったいろんな資源の確保という意味から、大変マイナス面になってしまいますので、林地においても単に個人の資産ということだけではなくて、国全体の資産というような考え方にに基づき、林地においても流動化をさせて管理ができる方がしっかりと管理をしていくというような流れに持っていくことが必要ではないかというふうに思っております。いずれにしても、すぐ実現ができるということではありませぬので、やはり森林の育成というものは長期にわたって普及啓発、さらには振興していかなければならないものと、そんなふうに考えてございますので、そのような理解の中で今後とも対策を考えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、窓口事務の関係であります。照明等についてのご質問もございました。私も必要な照明と、それと空き時間のそうでない照明と区切りをつけて、そういっためり張りの中で節約をとということによっておりますけれども、必要以上にいいまし

ようか、逆に住民の方の元気さといいいましょくか、そういうものをそぐようなことになっている部分があるというご指摘でもありましたので、もう一度見直しをしてみたいというふうに思っております。また、来客のお客様には私ども、大空町になりましてからは当然でありますけれども、昨年あいさつ運動というものを実施しております。これは、庁舎内にお越しいただいている方はいずれの業種、人物を問わず基本的にお客様であるという、そういうことをもってあいさつをしていこうというような取り組みを行っております。まだまだ十分ではないというご指摘もありますので、これについては繰り返しそのことの実践と普及徹底を図るように努力をしてみたいというふうに思います。また、ことしは大空町出発の年ということで両町村合併をして組織機構も新しくなった、また電算の事務も新しいシステムに変わったということで大変住民の方にはわかりにくい部分もあったというふうに思いますし、ご迷惑もかけたこともありました。今後こういうことのないように、改めて自分たちの仕事を見直しながらしつかりと対応していきたいということで職員にも申し伝えてまいりたいというふうに思います。また、窓口等時期によっては非常に混雑する、そういった場合もあります。中には担当者一人では対応できない、そういった場面もありますので、そのときには課員、さらに管理職も率先して対応するように指示をしているところでもあります。また、担当だけではなくて窓口の確認や会場の案内、そういったこと、相談業務や指導事務、いろんな方が訪れますけれども、フロア間の連携はもちろんでありますけれども、1階、2階、3階、また別棟ということでそういったフロアを超えた連携も必要だというふうに考えておりますので、そういったこともさらに注意をしていきたいというふうに思います。私は、いろんな方が窓口にお越しいただきますけれども、顔を知っている知っていない、これは合併をして正直申し上げて職員も顔の存じ上げない方もふえてきていることだろうというふうには思います。しかし、そのことによって対応の結果が異なるということがあってはいけないというふうに思っております。なぜなれば、ほかの一般のサービス業の方々、例えば百貨店などで勤務をされる方は極端に言えば全員の方の顔を知らないわけでありまして。その中でもしっかりと対応をしているというような事例もあります。そういったことで、そういうことの違が出ないような情報の提供というものが需要ではないかというふうに私も思います。

また、議員の方とそのほかの方で対応が違うのではないかというようなこともあろうかと思ひます。当然顔の存じ上げている方と知らない方と若干のその話し方などについては変わることはあるのではないかと思ひますけれども、議員の方々はいろんな情報もお持ちであると、そういう情報も逆に私どもに教えていただきながらといひましょくか、提示をされながら物事の解決に向けてご相談をいただくということが多いので、私どもが気づかないような部分で教えられる部分もあるのではないか、そういった中では新しい発想が出てきて解決に向けていく手順がスムーズにいくというような場合もあろうかと思ひます。しかし、それは私どもの職員の質の問題でもあります。そういった情報を逆に自分たちから提示をしながら問題を解決していくというような姿勢が大切ではないかというふうに思ひますので、きのうも量もありますけれども、サービスの質ということも申し上げました。そういった十分な量を確保できないとき

には、いかに質でもってカバーするかということをもう一度考え直しながらサービスの提供、窓口の対応というところに当たってまいりたいというふうに思います。

また、住民票、印鑑登録の証明書の交付でありますけれども、現在執務時間外、これについては警備員による体制というふうにしてございます。これについては、多少事務的な中で整理をしなければならない、委託業者との関係の中で整理をして手続をとらなければならないという関係がありますので、これについては契約更新の時期を見て問題点などの解決を図り、対応していきたいと。ただ、休日につきましては現在職員が庁舎管理を実施してございます。庁舎警備の問題や手数料の受領の問題、本人の確認等の事務的な精査が必要ではありますけれども、それを早い時期に解決をさせて、早い時期に電話予約による交付、住民票、印鑑登録証明書の交付というものについて対応できるようにしていきたいと。実際には電話を今までもいただいた方について時間外になる場合については、職員が残りながら交付をしたというような事例もたくさんございます。しかし、町民の方々にそういった機会が可能であるかどうかということの周知については十分ではないということでもありますので、時間外の対応についてはこのような形で対応ができますという周知も含めて図って皆さんにご利用いただける体制をつくってまいりたいというふうに思っております。それ以外の例えばフレックスタイムなどを利用した中での窓口時間の延長ということについても、庁舎の中では議論はございます。ただ、どの程度事務量があるかなかなか想定できかねる部分と住民の側から職員の勤務時間帯について非常にわかりづらくなるのではないかなというような課題も残されており、これについてはまだ十分な検討段階に至っていないという状況でありますけれども、ただ実際にはいろんなコンビニエンスストアを使った例えばサービスの提供だとかいろんなことが考えられておりますので、そういう視点をもとに住民の方々の満足度というものをいかに培っていくかという視点をもって今後も検討を進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長から答弁をいただきました。特に私が再度質問をさせていただきたいのでありますけれども、1回目のご答弁にありましたように、林業においては若手の新規参入者が少なく減少、高齢化が進行していると、こういう趣旨でございました。一つお尋ねをしたいのでありますけれども、いわば後継者不足といいますか、担い手づくりということになるのですが、特に東藻琴旧村においては白樺荘ですか、これは林業構造改善事業、そういう事業で建てられたと聞いておりますが、会期内における同僚議員からもいろんな関連する話もちよっと若干あるわけではありますけれども、問題は今凍結をしている状態ではありますけれども、林業研修センターというものについてどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 末広にあります藻琴山温泉の施設末広荘と白樺荘と、そのうちの白樺荘については林業構造改善センターということで林業関係の予算を投資して過去につくった施設でございます。それについては、林業の振興に当たるということではありましたけれども、さらに宿泊施設を兼ねてというような形で利用されてまいっております。しかし、旧女満別町にも農業研修センターという宿泊をして農業の研修をする施設というのがございまして、これについても現在休止状態ということであります。やはり設置した昭和40年代から50年代当初泊まり込みで林業者、農業者の方々が研修をすると、地方において研修をするというようなことが多かったわけでありましてけれども、時代の中でそういう形態がなかなかとれにくくなってきたと。全体の数が減ったということも一つの要因ではないかと思っておりますけれども、そういった意味では今後確保していくための研修というのは道段階ではいろいろ行われておりますけれども、市町村の中であのような施設を活用してというような形には現時点では余りならないのかなと。全体として地域の中で例えば実践的な研修をするというようなことであれば、また別な宿泊の提供の仕方というようなものがあるのではないかと、そんなふうに私自身は考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 答弁をいただいたわけでありましてけれども、林業のことだけに限定せず、いろんな知恵でそういう建物を建てられてきたということでありまして、私が一步進んで申し上げますと、特に東藻琴地区の問題になるかもしれませんが、そういう住民要望等々についても昨日町長の方からも答弁がいろいろあったわけでありましてけれども、それに対する対策として改めて位置づけし直して林業のことだけに限らず、林業研修センターというテーマでありますけれども、例えば移住対策であったりだとか、そういうグリーンツーリズム的な考え方でその対応を考えるというような方法もあるのではないかと。ちょっと聞くと、構造改善事業では2分の1補助だったと聞いておりますし、基金も持っているというふうに聞いておりますので、そんなに立派なものではないかもしれませんが、対策はできないことはないのではないかと。問題は、そっちの方の補助金がいただけるかどうかというのは微妙な問題でありますので、その辺もちょっと改めてもう一度伺いさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 昨日別な形で一般質問にご答弁する形で現在の施設については方向性が定まれば取り壊しを考えていきたいと、さらに現在町としてもある程度の呼び水となるような施設投資ということも考えていくという中におきましては、当然財源としてはいろんなものが考えられるであろうと。私は、一般質問の中で地域の皆さんに聞いたときにも地域の方々が使うというよりはほかから来られた方々がお泊まりをいただくということに視点を持って整備をした方がいいのではないかと、私もそのように思っ

ております。そういった中には単に観光という言葉でくくっていい方と研修とかそういうようなこと、さらには移住というようにもう少し長いスパンのものもあるかもしれませんが、そういう中で地元で例えば滞在をされる時の一つの場所としてあそこの藻琴山温泉の関係もとらえる、そういう視点も必要ではないかと、私もそのように思っております。そういった意味でその理由づけ等々を考えたときには、一体どのような財源の構成がいいかということは、当然これは考えなければならないわけでありますので、現に今までも使ってまいりました農業関係の事業ですとか、さらには林業関係の事業、また有利な起債措置があるかないかということも総合的に考えながら位置づけを決めていきたいというふうに考えてございます。

また、当然移住などにも、移住といいましょうか、2次元居住、いろんな言い方ありますけれども、そういったものにも今まで使われてきた施設の枠を超えて使うことがより収益性の問題も含めて必要ではないかと、そんなふうに考えてございます。これは、つくる財源もそうですけれども、そのほかに実際に今後運営していくときの経費だとか稼働率、そういったものも考えた上でいろんな目的、構成を持っていなければならないのではないかなと、そんなふうに考えているところでございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 答弁をいただきました。いろいろとご検討をいただけるという感触をいただいておりますので、このことについてはあえてもう一度聞くということはいたしません。先ほど答弁にいただきましたように、林業の見方を総合的な見方でとらえるということについては意見の一致を見たというふうに思いますし、グリーンツーリズムということもお話をさせていただきました。都市と農村との交流という意味では全く同じ考え方持っておられると思いますし、あわせて先ほどの答弁で、そんなことで進めていただきたいと思うのですが、先ほどの答弁にもございましたけれども、林業関係者だけではできなくて、林業振興は。いろんな方々の力が必要だというお話もありました。このことについて、特に森林ボランティアの育成という観点からはどのようにお考えになっているのか。ちなみに、新冠においては北の魚つきの森地域協議会というものが昨年ですか、10月に立ち上がったというような話もございますし、各種いろんな過去の事例では漁協との関係等もいい形で行うことによって植林を促進するとか、あるいは結婚の森という格好で、一部うちの町も何かちょっと対応しておられるようですが、新冠町においては結婚の森の奨励条例というのはかなり古い時期からやっていると、記念林の奨励と、こんなことなどもあわせてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 やはり森林を身近に感じていただかなければならないということで、一つにボランティアというようなことがあろうかと思います。私が思いますのは、いろんな例えば知床100平米運動というようなものもありますけれども、地域とのかかわり

がない形で所有者になっていただくというのは不在地主化を促進するようなことになっては困る、そういう意味では慎重なのでありますけれども、やはり地元の方がお持ちの山林、それに手を加えて管理をしていかなければならない、そういったところにはやはり先ほど言った林業従事者の方だけでなくいろんな方々が手を加えるその手助けをしていただかなければならないと、そんなふうに考えております。例えば姉妹提携しております都市との交流の一環として、例えばお互いの記念林をつくるということがどうだろうかということで女満別町時代一般質問で意見があったところもあります。また、先ほど言いました移住者の方や観光の方、ツアーの方々に森林の管理を体験していただくというようなこともあるのではないかとこのように思いますし、また先ごろの山林の市況といいたしましょうか、土地の売買の実績を見ますと、木の植えていない伐採後の土地で最近の取引例でいいますと、平米当たり8円から10円と、10アール当たり8,000円から1万円、ヘクタールにしましても8万円から10万円というようなことで現在は取引がされているというようなことで、やはり意欲のある方々にそういったものを引き受けていただいて、その管理をいろんな方にさせていただくというようなことの視点も必要ではないかというふうに思います。今回の一般質問の通告がありまして、いろいろ私も答弁の中でどんな考え方ができるのかなというふうに思って、先ほども職員みんな1人1ヘクタール山林購入運動はどうだというような話をしましたけれども、いや、管理が大変だと、やっぱりそういうふうな視点になるのだろうというふうに思います。そのところをいかに多くの人の手でもって解決をしていくか、さらには管理、植林管理ということになると非常に大変でありますけれども、現在天然林となっているものも一たんは原生林から伐採をされて天然林化されたというようなものだろうと思います。そういう管理の仕方もあるって、そこから出る副産物だとか、先ほど言った生産の資源として、また環境の資源として、文化的資源として活用するという意味の考え方に立てば、先ほど言った値段でいけば大きな投資ではなくて活用もできるのではないかと、そういう視点を持ってもらうためにも子供たちなどにもなれ親しんでもらう機会をつくっていくということが長期的に見た私どもの役割の一つではないかと、そんなふうにも考えているところであります。十分なちょっとお答えになりませんかもしもかもしれませんが、私の今考えているような内容をご披露させていただきました。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 基本的にかみ合っている話になっておりますが、一つだけ今の答弁に関連して、知床の例をとられて町長は不在地主つくってもしょうがないと、こういう話もございましたけれども、既にご存じだと思いますけれども、下川町の森づくり寄附条例というのがありまして、先ほど来の話、一般質問の通告前の前仕切りで言わせていただいたお金がないという話に関して言えば、先ほどの森林ボランティアも都市と農村との関係の中でいろんな方々の協力をいただくということも含めて考え合わせると、そういう森づくり寄附条例、下川町がやっている事例、これ結構びっくりしたのですが、インターネットで見ますと、17年に始めたことだと思うのです。4月で

すか。それが18年の9月30日現在しか載っておりませんので、12月現在のは載っておりませんけれども、207件で、現在お金が1口1万円という話で進めているようですが、以下でも受けますと、こういう話ですが、1,080万4,903円、9月30日現在で集まっていると。結構集まるものだなというふうに思ったわけがあります。いろんな知恵と工夫でこういう先進事例もあります。これをそのまま猿まねしろという意味で申し上げているわけではありません。いろんな角度で、今職員の皆さんにも投げかけたというお話もありました。いろいろ皆さん考えると知恵が出てくるのです。お金がない場合には知恵を出せなんて、だれか昔言った、聞いたことありますけれども、知恵がなければ汗をかけだとか、いろんな話もありますけれども、こういうことについてはどうお考えになっていますか、先ほどの兼ね合いで。

◇議 長 町長。

◇町 長 実は、私自身も知床の100平米運動1口買っておりまして、そういう意味ではお金は出しましたけれども、口は出していない、向こうの管理にお任せをしているということで、先ほど言ったのは一般的な考え方で、その前段で申しましたように、山林を例えば投機の目的というような形で、ほかのところに提供したときに投機の目的というような形で、投資の目的というような形で判断をされてしまうと先ほど言った不在地主化のような形でかえって荒れてしまうような心配もある。当然今言われた下川町の例なども含めて、そういうことが起きないような仕組みづくりをして提供されているのだろうというふうに思います。当然そういうようなことをやる場合には前提として考えなければならない、そういう中で地球規模でこの地域の山林を守っていただく観点ということでは、私も同調できると。ですから、投資的な目的で売り買いの前提とされるということを避けなければならないという考え方を一つ持っているということの説明でありましたので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 聞くところによりますと、このことに関して申し上げますと、東藻琴旧村ではいろいろ配当を前提にした試みがあったようにも聞いております。今申し上げた下川町の具体例については、配当を当てにすることではなくて、ご存じだと思いますけれども、法人が寄附された場合は損金算入の対象となりますよと、個人が寄附された場合には寄附金控除の対象になりますよと、あとは先ほど来申し上げたグローバルな視点から、それから京都議定書という背景もあって、企業も社会貢献の一環として何とかやらなければいけないというような風潮があって、全国にそういうことを発信すると、それに賛同してくれる人がやっぱり出てくるのだと思うのです。だから、同じことをやれとは言いませんが、ひとつ職員の皆さんと英知を合わせて、そんなことなどもひとつご検討いただきたいということを申し上げておきたいと思います。

もう一つ、関連してひとつ検討願いたいということを申し上げると同時に、ペレットストーブというのを聞いたことがあると思います。先ほどの話ではありませんけれ

ども、林産物の関係でいろいろ出てくるもの、資源循環型の社会的システムの構築という観点から、木質バイオマスエネルギーの利用ということが必要になってきて、北海道はかなり精力的にホームページなどを見るとやっております。奨励をしております。それに取り組む自治体も出てき始めております。そんなことも含めて、ひとつどうこれについてはお考えなのか。もっと具体的に言いますと、ペレットストーブに関して言えば、道のペレットストーブの導入支援事業というのがありまして、ペレットストーブ導入支援制度のある市町村のうち一般家庭、商業施設、事務所等に5台以上導入支援した市町村に対し支援しますという事業をやっているのです。ですから、5台以上売らなければだめなのかもしれませんが、そんなこともある。もう一つは、林業に対する総合的な支援になっていくのではないかとということなどもひとつ町長としてどういうお考えを持っておられるかお聞きをさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 いろんな形で今森林が見直されている中の一つとして、そういったものを活用したエネルギーということもあろうかと思います。本年度十勝管内の足寄町が庁舎を建設いたしまして、木造の庁舎、さらには暖房については木材のペレットを燃料とした暖房というようなことで、私の方で指示をさせまして、いろんな関係部署の職員に見学といいいましょいか、視察もさせていただきました。そういった意味では、現在は町の公共施設等でそういったものを活用するようなストーブの形態というか、暖のとり方にはなっておりません。そういった意味で更新時期、いろんな意味で先ほど木材の活用と、そういった地域循環型の考え方を取り入れていくということも理解が深まる一つではないかというふうに言いましたけれども、それは材そのものを使うということはもちろんでありますけれども、いろんな側面がやはりあるのではないかなというふうに思います。見直されている木材というところに視点を持って考えていくということも必要ではないかと。今後いろんな施設の整備とか、さらには備品の更新だとか、いろんなものはあろうかと思います。そういったものも片方で考えながら、適宜対応したいというふうには考えております。そんな中でご理解をいただきたいというふうに思います。実際に市町村がつくるということにはなりませんので、民間の方々が使ったやつをいかに利用するかという視点が大切なのではないかとというふうに思っておりますので、そんな中で対応させていただきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

それと、先ほど言ったグリーンツーリズムの関係等々でほかの方々にいろんな形で権利を付与するというやり方の中に、先ほど言った木材の材はもちろんでありますけれども、いろんな副産物といいいましょいか、林産物等が生まれてくるようなものもあります。例えば出資をしていただいた方々に入山の権利といいいましょいか、そういうようなものを付与するというようなことでご理解をいただくというようなやり方もあるのではないかと、そんなふうにも考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ありがとうございます。いろいろと前向きの答弁をいただいたものと思います。なお、足寄町に言及されましたけれども、足寄町においては一般家庭のペレットストーブ導入補助金交付要綱というものをつくっております、既にご承知だと思いますけれども、補助対象経費の2分の1の額として、その上限は20万円とするという積極策もあるということは既にご承知のとおりだと思いますので、ひとつ内部で十分協議をされて林業振興政策に一助になるような考え方で進めていただければありがたいと、このように思う次第であります。

続きまして、大きな2点目の住民サービスと窓口行政についてであります。お答えをいただきました。暗いからどうだということを象徴的に申し上げたのでありますけれども、要するに私も商売やっておりますから、やっぱり暗いところにはお客さん入りにくいらしいです。やっぱり行政の最大のサービス産業だというふうに思います。むだな照明はできるだけ避けるというのは、それはそのとおりだと思いますけれども、やっぱり住民の皆さんがいっぱい来ていただきたいという姿勢を発信しないといけないのではないかとということで、いろいろとお考えをいただくということでございますので、不必要なところではちゃんと消してもらうということなのですが、その辺を十分配慮されて職員の皆さんの意識に大きな、勤務条件からいっても余りよくないと思うのです、暗いところで仕事をするというのは。私なんかもそうなのですが、暗いところでやると性格的にも暗くなってくるのです。明るいところにいるとやっぱり気持ちがおおらかになったりいろいろするものですから、そういうこともよく考えてお進めいただければ、私の考えと基本的には同じなのだなというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いたいと、こういうふうに思うわけでありますけれども、なおさらに加えればフロアの横断的なことということについては、私以前フロアに遊軍的な方を置けないのかということを上げた、提言をさせてもらった機会があったのですが、なかなか取り上げてもらえませんでした、その節は。ひとつ町長にもお考えをいただいて、行政サポーター制度ではありませんけれども、ご存じだと思いますけれども、矢祭なんかでは団塊の世代の退職を念頭に置いたNPO法人をつくって、職員のOB会、計画にのっているようです。行政サポーター制度をどんどん導入していろいろ支援してもらおうと、もちろん一部有償なのでしょうけれども。そんなことなども含めて、今いっぱいいる定数の中では今すぐそういうことを導入することはいかななものかと思いますが、将来行革が進んでいくとそういうことも逆に起こり得るのかなということも含めてひとつ考え方をお聞かせ願いたいと考えております。

◇議 長 町長。

◇町 長 照明の話ばかりしてもあれなのですけれども、私も庁舎の中回っております、あそこのところもつたいないから消したらいいと職員に指示するときと幾ら何でもあれは暗いからもう少しちゃんとつけてやらないと視力も悪くするぞと言って逆に

私自身がつけるときと両方ございます。そういった中で正直言って私も自分の部屋で自分のところ午前中明るいものですから、自分の真上だけつけて仕事をしていると。それに没頭していると、気がついたら周りすっかり暗くなって、町長いるのかというふうなことで言われることもあります。こんなのでは入りにくいぞと言われたのも確かな正直なところでもありますので、十分職員には一方的な話ではなくてちゃんと場所と時と、そういったものをきちっと判断する能力という中で必要なものは必要と、そうでないもったいないものは節約するというようなやはり考え方というものを持ってもらえるように私からもまたいろいろ話をしてまいりたいというふうに思います。

確かに私も小島議員と同じように遊軍的な存在と、これはフロアマネジャーだけではなくて仕事の面でもここの部署はこの時期が忙しい、こちらはそうではない別な時期が忙しい、そういうようなものが配置できないかどうかということと非常に考えたところもありますけれども、なかなか実際には配置となるといろんなそういう人材の確保だとかなんとかということと正直難しかったのが現実であります。ただ、ずっとあきらめているわけでもありませんので、またどこかでそういうようなことを思い出しながらそういうことの実現が何か課題解決の中でできないかということは考えていきたいと思います。また、前に受付というものを女満別町時代に1階のフロアに置いてみました。これは、職員が交代でやるということだったのですけれども、半年ぐらいでそれについてはやめました。これは、議員が言われていることを否定することではなくて、職員がそこにいるということで逆に何となく当たりづらいとか、中には案内してくれてありがたかったということもあるのですけれども、そんなことやそういうところの受付でなくてもっと別な本来業務でしっかりやるべきだというようなご意見もあって、置かなくなったというようなことであります。その分職員といろんな、置かなくなるときにはどういう形でそのことを対応していくかという中でしっかり窓口に来られた方、担当者、さらには管理職も含めてきっちりその受付のかわりができるようなことをやっていこうではないかという確認のもとにその受付業務といいましょうか、案内業務を廃止したというような経過がございました。そういう中で現状が不十分になるということのないように対応していきたいと思ひますし、これから職員数の動向によっては十分窓口の対応ができるかどうかということもあるかもしれません。そういった中では、いろんな形で公共のサービスを支える人たちを確保していかなければならないという視点に立って考えてまいりたいというふうに思ひます。ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 山下町政になってから、女満別町時代ですけれども、そういうことをやっておられるということを聞いて、おもしろいとは思って見ておったのですが、今答弁あったように、短い期間で終わってしまったという印象があります。私が考えている基本は、受付のカウンターつくって1人座らせるということではないのです。私が一番申し上げたいのは、住民の目から見る職員をつくっておく必要があると思うのです。というのは、入っていきますとばっと職員の皆さんが執務をしながら、カウンターも

あって、身構えてというか、あるいは時には熱心な余りに来たのもわからないということもありますけれども、それはそれとして、そんな職員の執務状況も含めて同僚がフロア側の、住民側の方から見るという視点が必要なのだと思いますということを申し上げたいのです。そのときに住民の皆さんが何か尋ねに来るときにさっと横に寄り添って何か必要なことがあったらお手伝いいたしますよというような仕組みが必要だということをお願いしているのです。恐らく賢明な町長は既に理解されていると思いますが、そんなことで進めていただければ結構だと、このように思う次第であります。そのことについては、改めてどうのこうのではありませんので、お考えはもうわかっていることだと思います。

先ほど答弁をいただいた住民票、戸籍、印鑑登録証明等の交付や各種届け出の夜間、休日対応についてはいろいろとご答弁をいただいて、難しい隘路もいろいろあるけれども、電話予約を受けてできる住民票と印鑑登録証明等々についてはやりたいというお話を伺ったので、そう進めていただきたいものだと思います。町民の皆さんにはお金がない話をするよりは、何度も申し上げますが、できる工夫によって住民のサービスの向上を図ることがまだいっぱいあると思うのです。私もそんな別にオリジナルで偉そうなこと言える立場ではありませんので、他の自治体がやっているものを見て、ああ、なるほどなと、こういうことなのです。なるほどなと。全部取り入れなくても一部何とかならぬのかなという気持ちで対応する姿勢が必要ですし、十分に内部協議をいろいろやれば、行政のむだを省くということばかりではなくて、行政の住民のサービス向上のためにやれることは何かという、そういう発想に変えて進んでいただければ私はいい町政が行われるのではないかと、こんなふうを考えていることでございます。電話予約でまず第1段階はやむを得ないと思います。それだけでも住民は拍手喝采してくれるのではないかと。実際そんなに多くのニーズが僕はむちゃくちゃあると思っていません。思っていないのですが、行政が町民に対してあなた方がいつでも必要とときに行政はできるだけ対応しますよという発信をすることが大切だと思うのです。ここらあたりをひとつお考え、もう既にご理解をいただけていると思いますが、お考えいただきたいと。まず、電話予約から始めて、次はそれぞれの町村で、清洲町、愛知県ですか、清洲町、今合併して清州市になった、埼玉県草加市、それから同じく埼玉県の長瀬町ですか、等々いろいろな形で取り組みをやっています。平日の夜間、それから土日、これについては電話予約でないところについてははっきりとうたって受け付けをやっているのです。そんなことも、次の段階ではいろんな勘案事項もありますから、人件費その他のこともございますし、いろいろ考えて進めて、それが第2段階になるのかなと。第3段階は、釈迦に説法であります。電子自治体ということでインターネットで申請したら、次は受け取る場所には行かなければならぬでしょうけれども、そういう時代がもう目の前に来ております。今名前を申し上げたたしか清州市は、もう既にそれを行っているようであります。そんなことなども含めてもう一度お考えを聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町長 窓口にいっちゃったお客様の対応というのは、私も職員でありましたし、また今の立場になってからも非常に難しいものだなと。旧女満別町時代、古い庁舎のときには中央から玄関を入りますと一列に正面にずっとカウンターが長くなっていて、そこに職員が張りついていて、入った瞬間に多くの職員から上から見られて非常に入りづらいというようなことを随分議会の中でも言われていたように思います。そんなことがありまして、この新しい庁舎をつくるときに玄関から入ってすぐ職員が全員でその人を見るということのないようにということで、お客様に歩いて回っていただいてフロアがあるという形にしましたけれども、そうしますと今度は入ってきたことになかなか気づかずにそのままになってしまうというようなこと、なかなかお店の中に入っても買いたいと思う気持ちと、それから見てみたいと思う気持ちの中で余り店員さんがついてこられるとよかったり悪かったりというようなこともあるというようなことで、その対応の仕方というのは非常に難しいなというふうに思いますけれども、やはり最後は私は親身になってお話を聞く、そういう姿勢があれば相手の方は不快な思いはされないのではないかとというふうに思いますので、そういうことを旨としながら努力をしてまいりたいというふうに思っております。また、住民票、印鑑登録証の交付等については今回１段階進めさせていただいて、休日等、さらには時期が来ましたら執務時間外の対応ということも考えていきたいというふうに思います。私も１６歳のときに原動機付自転車の免許を取るのに住民票が必要ということで、その当時の女満別町役場に電話かけましたら、あした９時でなければ窓口はあきませんというふうに言われまして、結果的には１カ月間、試験の日に間に合いませんでしたので、１カ月間免許取るのおくれたと、おくれたと言ったら変ですけども、そういうような事例も持っています。時間外で対応してくれたらなというような、私の一生の中ではそれ１回でありますけれども、確かに件数は多くはないかもしれませんが、そういう窓口というか、手を広げてサービスが対応できる体制を整えておくということが必要なことだろうというふうに思います。今回正月休みが非常に長くなりますということであります。今回４日の日には通常ときには行っておりませんでしたけれども、窓口事務を開設して住民票等の窓口の開設、また税務の窓口も開くということで周知をさせていただいております。この機会にも皆様方からＰＲしていただければというふうに思います。そういうことを一つ一つ重ねながら町民の方々の満足というものを培っていききたいと。決してまねでも私はいいいというふうに思っております。そういう中で一つ一つ住民の方々の対応というものが上がっていけば、それはどこの市町村がやっていて、そのまねであろうから、どうだということではなくて、そういう姿勢で対応できるのではないかなというふうに思っておりますので、今後とも努力してまいりたいというふうに思いますので、ご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議長 １２番、小島一弘議員。

◇小島議員 あと５分少々になりました。町長と意見が一致して、何かでき過ぎたレースをやっているようで、ちょっと甚だあれなのでありますけれども、窓口業務に先ほど

町長お答えになっていますけれども、フレックスタイム導入というのは矢祭町で集中改革プランというのをつくりまして、これもインターネットから引っ張り出したのでありますけれども、そこに書いてあるフレックスタイムもさることながら、平日は午前7時30分から午後6時45分、休日は午前8時30分から午後5時15分、これがすべてやるという格好でうたっておりますし、もう一つ特筆すべきことに出張役場制度の創設とうたって役場職員の自宅を出張役場として開放しますと、税金、水道料金、保育料等の収納、文書の配布や各種届出書、証明書類の代行申請も行いますと、こんな形でもっと先ほど例に挙げたところより矢祭はすごくて、逆にお届けに上がりますみたいな話にまで発展している、こんなことはなかなか簡単にできることではありませんけれども、人口7,000人で合併を拒絶した町です。だから、お金がない。大胆な行革もやった上で、なおかつ大変な住民サービスの低下になってはいけないから、職員一丸つくくなってそんなことを頑張ってやっていると、総務課長さんが届けに行ったりするそうであります。そんなことがうちの場合の例に合うかどうかはわかりませんが、ひとつ矢祭の精神というものも、やはり合併した町村では私どももありますけれども、同じく財政的な局面においては厳しさは変わらないわけです。住民サービスを向上させるという基本姿勢においては何ら変わる立場ではないと思うのです。この辺についてご意見をいただいておりますし、もう最後で、あと3分でございますので、申し上げますが、昨日の読売新聞、道新にも載っておりますけれども、頑張る自治体に年間3,000億円と、安倍総理が実施する頑張る地方応援プログラムと、こういうものを発表したと書いてあるのです。魅力ある地域づくりに向け地場製品のブランド化、定住促進、観光振興、少子化対策など特色を生かした施策に前向きに取り組む自治体に対し地方交付税で年間3,000億円、ことしについては2,700億円ということのようではありますが、いうことを書いてあります。支援を受けようとする自治体は、具体的な成果目標を掲げた独自プロジェクトを策定し、ホームページ、広報紙などで住民に公表すると云々という形で書いてあります。施策への取り組みに必要な経費を交付税で支援するほか、成果指標の向上を基礎に頑張りの成果を交付税算定に反映すると。それから、総務省はここでこうっております。財政力が低いから何もできないという地方がふえていると、支援が張り合いとなって各地方の魅力を引き出す引き金になればと、こんなことも書いてございますので、いろいろ知恵を出してやる、積極性を示すことによってこういうことも可能になってくるのかなということもあわせて最後にお聞かせを願って、私の一般質問を終えたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 窓口業務、いろんな仕事がありますけれども、人と接していかにもその対応の道を探るかといいいましょか、解決に向かっていくかと、端的に交付をしたりという事務はありますけれども、そういった中では基本的にやはり愛情を持った思いやりのある姿勢で接するということが大切だというふうに考えてございます。段階的にいろんなことを試行錯誤しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。頑張る地

方応援プログラムというのは、安倍内閣になりまして所信表明の中で出てきた内容か  
と思います。先日の全国町村長大会にも安倍内閣総理大臣のご臨席をいただき、あい  
さつをいただいた中でそういうような話も出てまいっていました。実際には具体的  
なものの中でどれがそれに該当するのかということは、正直まだわかっていなかった  
わけでありますけれども、独自性を出して一生懸命やっているということなのだろう  
というふうに思います。ただ、私自身もそうでありますけれども、どうもこの地域と  
いいでしょうか、PR不足というか、アピール不足というようなところもあるのかな  
と。つつましいといいでしょうか、自分を前面に出してこんないいことやっているの  
だと、なかなか言い出していないような気がします。よくよく足元を見れば、すばら  
しいことをやっているということがたくさんあるのではないかというふうにも思いま  
す。そういった意味で自分たちのやっている仕事、さらには周りでやっている仕事を  
もう一度見詰め直してさらにステップアップしてそういうような元気さをつくるとい  
う意味でも必要なことではないかというふうに思いますので、頑張ってやっていき  
たいというふうに思いますので、今後ともご指導、ご助言いただきますようよろしくお  
願いを申し上げます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。

これで一般質問は終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後 1 時。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午後 1 時 00 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎日程第 3 認定第 1 号から認定第 22 号

◇議 長 日程第 3、認定第 1 号 平成 17 年度東藻琴村一般会計歳入歳出決算認定に  
ついてから認定第 22 号 平成 17 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決  
算認定についてまで 22 件を一括議題とします。

本件は、平成 18 年第 2 回定例会審査付託事件であり、議会閉会中の継続審査事件  
として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがいまして、本件の審査結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、坂本一光議員。

◇決算審査特別委員長 決算審査特別委員会における審査の結果についてご報告いたしま  
す。

平成 18 年第 2 回定例会において当委員会に審査の付託がありました事件は、認定

第1号 平成17年度東藻琴村一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成17年度東藻琴村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成17年度東藻琴村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成17年度東藻琴村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成17年度東藻琴村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成17年度東藻琴村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成17年度女満別町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成17年度女満別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成17年度女満別町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 平成17年度女満別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号 平成17年度女満別町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第12号 平成17年度女満別町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第13号 平成17年度女満別町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第14号 平成17年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第15号 平成17年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第16号 平成17年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第17号 平成17年度大空町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第18号 平成17年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第19号 平成17年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第20号 平成17年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第21号 平成17年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第22号 平成17年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての22事件であります。

去る10月18日当議場におきまして審査のための特別委員会を開催し、町長を初め関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第22号までの22事件すべて原案のとおり認定すべきと決定しました。以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第76条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言がないようなので、これより採決したいと思います。

お諮りします。認定第1号から認定第22号までの22件を一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

これから認定第1号 平成17年度東藻琴村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第22号 平成17年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで22件を一括して採決します。

お諮りします。認定第1号 平成17年度東藻琴村一般会計歳入歳出決算認定につ

いてから認定第22号 平成17年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで22件の決算に対する委員長の報告は、認定とすることであります。この22件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成17年度東藻琴村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第22号 平成17年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの22件の決算については、認定することに決定しました。

#### ◎日程第4 議案第61号

◇議 長 日程第4、議案第61号 北網広域圏組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 北網広域圏組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 北網広域圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第62号

◇議 長 日程第5、議案第62号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 (提案理由説明)

◇議 長 ここで議長から申し上げます。

ただいま提案理由の説明のありました議案第62号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、本件を決定する前に当該教育委員会の意見を聞かなければならないとされておりますが、この規定による措置は議長から教育委員会に対して行い回答を得ております。

お手元にその写しを配付してありますので、審議に当たりましてはあらかじめ承知願います。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 網走地方教育研修センター組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第63号

◇議 長 日程第6、議案第63号 網走地区消防組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 網走地区消防組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 網走地区消防組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第64号

◇議 長 日程第7、議案第64号 網走支庁管内町村交通災害共済組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

阿部住民課長。

◇住民課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 網走支庁管内町村交通災害共済組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 網走支庁管内町村交通災害共済組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第65号

◇議 長 日程第8、議案第65号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、平田一行議員。

◇平田議員 今の提案の連合会の組織についてはわかったのですが、この制度は国でつくられたということなのでしょうけれども、現実的に中身が非常にわかりにくいということで、実は今も雑談的にそれぞれどんな内容なのか、ちょっとしていたのですが、中身がわからないと。従来の高齢者医療を二つに分けたと、後期高齢者ということで制度をつくって、新たな後期高齢者からも1割負担を取る。医療費のかかった分の1割を取るということですから、逆に言えば後期高齢者の医療費はどんどん上がっていくとどんどん負担率も上がっていくということですよね。ということになると、後期高齢者、いわゆる高齢者に対する市町村の考え方、制度はできたのでしょうか、市町村なり担当者はこの制度をどうとらまえてどう考えているのか、そこら辺の見解をお聞きいたしたいと思います。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 後期高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、参考資料のフローチャートをちょっとご覧いただくとわかりやすいかなと思いますけれども、参考資料の9ページですね、再度ちょっとご覧いただきたいと思います。現行の老人保健法と後期高齢者の医療に関する法律に基づきます医療制度につきましては、先ほどご説明申し上げましたように公費負担の分は同じ50%になってございます。国、道、市町村、国が6分の4、北海道が6分の1、市町村が6分の1となっておりまして、それから、従来老人保健法では拠出金と言っておりましたけれども、新たな制度では支援金という言い方になってございます。この支援金の中身につきましては、従来は50%が40%に変わるということでございます。残りに10%について高齢者の方から保険料として納めていただくということになるわけでございます。保険料の徴収の方法につきましては、今考えられておりますのは介護保険と同じように年金からの引き取りということで考えられております。非常に後期高齢者にとって負担の部分で本当に申しわけないと思いますけれども、制度的にこういうふうなことで法律が施行されておりますので、それに従って事務を進めさせていただきたいというふうに思っております。

◇議 長 10番、平田一行議員。

◇平田議員 国が結局老人医療抑制したいがための、言うなればなりふり構わないような制度です、はっきり言って。それぞれ今年金で生活している人は5万円とか6万円ですよ、高齢者の今この年齢に該当する人は年金も5万円以下の人が圧倒的だということになると、1割負担の部分、これから新たに取られるものの考え方、そこら辺はおそらく減免措置的なものはあるのだろうと思うのですが、そこら辺の制度はあるのでしょうか。そこら辺のご答弁をお願いします。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 まだ現在想定されておりますのは、1人当たりの保険料が国の試算では年間74,000円程度、北海道の試算では85,000円ということで、ちょっと開きがございます。広域連合の組織が設立された以降、この部分の割合等についても詰めていくような形になろうかなというふうに思います。今の段階で幾らということはちょっと言えないと思いますけれども、今お話いただきましたように、介護保険料、後期高齢者保険料を合算して幾らになるかによって軽減措置等も収入に見合った軽減措置も講ずられることになっておりますので、その辺はまた決まった段階でお知らせできるかなというふうに思っております。

◇議 長 そのほかありませんか。  
4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 ちょっと聞きたいのですけれども、参考資料の10ページなのですが、患者負担で1割負担（現役並みの所得者は3割負担）ということで、結構1割と3割では大きいので、ちょっと確認したいのですけれども、一番下に複数世帯で520万円、単身世帯で383万円ということになっているのですが、単身世帯は一人というのはわかるのですけれども、複数世帯の状況というのはどのような状態を言うのか確認をしたいのですが。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 基本的に二人以上、単身は一人ということで言い方単身世帯としておりますけれども、当然夫婦世帯になると親子含めて複数世帯というふうに考えていただいて結構だと思います。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 そうしますと、世帯総収入が520万円ということになるのですか。それとも、その世帯にいる75歳以上の老人の所得ということになるのか、そこら辺の区分というのはどういうことになるのですか。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 基本的には75歳以上の人の世帯の総収入ということでとらえておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 4番、植田泰弘議員。

◇植田議員 もう一回ちょっとすいませんけれども、ということは夫婦、親子生活してい

ますということになりますと、例えば子供が収入ありますということになると子供の収入というのは入らないということではないのですか。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 あくまでも75歳以上の人の収入ということでとらえ方していただいて結構だと思います。

◇植田議員 わかりました。

◇議 長 そのほかありませんか。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第65号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第65号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置については、原案のとおり可決されました。  
ここで20分間休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時14分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第9 議案第66号

◇議 長 日程第9、議案第66号 大空町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
渡邊総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第66号 大空町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第66号 大空町収入役事務兼掌条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第67号

◇議 長 日程第10、議案第67号 大空町副町長の定数を定める条例制定についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
渡邊総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第67号 大空町副町長の定数を定める条例制定についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第67号 大空町副町長の定数を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第６８号

◇議 長 日程第１１、議案第６８号 大空町災害対策本部条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第６８号 大空町災害対策本部条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号 大空町災害対策本部条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第６９号

◇議 長 日程第１２、議案第６９号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第70号

◇議 長 日程第13、議案第70号 大空町福祉有償運送等運営協議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 大空町福祉有償運送等運営協議会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 大空町福祉有償運送等運営協議会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第14 議案第71号

◇議 長 日程第14、議案第71号 大空町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第71号 大空町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第71号 大空町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第72号

◇議 長 日程第15、議案第72号 平成18年度大空町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
大槻財政課長。

◇大槻財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 61ページなのですが、13線道路整備事業、確認の意味なのですが、308万円余ったというのですが、これ面積どれくらい買収して、どのくらい買ったのだから説明していただきたいと思います。

◇議 長 高橋建設課長。

◇建設課長 13線の補償費の関係かと思いますが、それについてご説明申し上げます。当初、中央13線道路整備事業用地として買収予定地があったところですが、これに関して道道空港線と接してございます。3・3・2空港道路でございまして、それで施工の関係上、13線の方の買収をしなくてもよくなったということでございまして、その面積が171.11平米ということでございます。よろしくお願い申し上げます。

◇樫原議員 わかりました。

◇議 長 そのほかありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第72号 平成18年度大空町一般会計補正予算(第7号)を採決  
します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第72号 平成18年度大空町一般会計補正予算(第7号)は、  
原案のとおり可決されました。  
ここで20分間休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時08分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第16 議案第73号

◇議 長 日程第16、議案第73号 平成18年度大空町国民健康保険事業勘定特別  
会計補正予算(第3号)を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第73号 平成18年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予

算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第７３号 平成１８年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１７ 議案第７４号

◇議 長 日程第１７、議案第７４号 平成１８年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第７４号 平成１８年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第７４号 平成１８年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１８ 議案第７５号

◇議 長 日程第１８、議案第７５号 平成１８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山本保健福祉課長。

◇保健福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 平成18年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 平成18年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第76号

◇議 長 日程第19、議案第76号 平成18年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 平成18年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 平成18年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第77号

◇議 長 日程第20、議案第77号 平成18年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号 平成18年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 平成18年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第78号

◇議 長 日程第21、議案第78号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算

(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 発議第18号

◇議 長 日程第22、発議第18号 リハビリテーションの改善を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桒原達也議員。

◇桒原議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第18号 リハビリテーションの改善を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第18号 リハビリテーションの改善を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第23 発議第19号

◇議 長 日程第23、発議第19号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから発議第19号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める要望意見書を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。  
したがって、発議第19号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 発議第20号

◇議 長 日程第24、発議第20号 農地・水・環境保全向上対策に関する要望意見書を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから発議第20号 農地・水・環境保全向上対策に関する要望意見書を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。  
したがって、発議第20号 農地・水・環境保全向上対策に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 発議第21号

◇議 長 日程第２５、発議第２１号 日豪ＦＴＡ（自由貿易協定）に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第２１号 日豪ＦＴＡ（自由貿易協定）に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第２１号 日豪ＦＴＡ（自由貿易協定）に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第２６ 報告第６号

◇議 長 日程第２６、報告第６号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 （例月出納検査報告）

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

#### ◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

町長。

◇町 長 第３回大空町議会定例会の終了に当たりまして一言お礼を申し上げたいと存

じます。

昨日から本日のマスコミの報道を見ておりましたら、意地悪ばあさんの青島幸男さんがお亡くなりになりました。また、ムーミンの岸田今日子さんもお亡くなりになるというような報道がありました。

本年1月から現在まで大空町内においては83人の方がお亡くなりになるということで、改めてご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

平成18年という年はまさに新生大空町のスタートの年ということでありました。今回11月から12月各地域懇談会、ふれあいトーク大空の中で皆さんにも申し上げてまいりましたが、旧東藻琴村、旧女満別町の課題が目の前に2倍になって山積をしているというふうに申し上げてまいりましたが、この定例会におきましては一般質問を通じまして災害の対策の問題、また公民館の維持管理の問題、そして障害者福祉、東藻琴の現診療所跡を今後どうするかと、さらには農業の品目横断制度、この取り組み、さらには農業の後継者の問題、ことしから始まりました指定管理者、さらには農協が進めます麦の乾燥調整施設の問題、両地域を結ぶアクセス道路の関係、企業誘致の関係、そして行政改革、財政改革、さらには藻琴山温泉の今後の展望と、さらに林業の振興と窓口事務のあり方と、高校のあり方と、さらには道路だけではなくて交通のアクセスの問題、除雪さらには自治会の問題と、今回ご質問いただいただけでも大きくまとめてもこれだけの大きな課題が山積をしているということであります。新しい大空町、まさしく今年スタートをしてこれからのまちづくりがスタートをしたと、黎明期を迎えているというふうに思います。私はこういった時期にこういった中で町政を担わせていただけるということをこの機会に改めて自分自身で喜びとして感じて職員ともどもそのやる気、気概を持ってこれからも一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。ぜひとも皆様方のご指導ご協力を賜りますことをこの機会に改めてお願いを申し上げまして、お礼にかえさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

◇議 長 平成18年第3回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員